

1. 設置の趣旨及び必要性

(1) 設置の背景

昭和 46 (1971) 年、創価大学は、創立者池田大作先生が示された建学の精神、

一、人間教育の最高学府たれ

一、新しき大文化建設の揺籃たれ

一、人類の平和を守るフォートレス (要塞) たれ

に基づき、学校教育法により、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、全人的な人間形成をはかるとともに、文化の発展と人類の福祉に貢献することを目的 (創価大学学則第一条) として開学した。

昭和 46 (1971) 年の開学当初の本学は経済学部、法学部、文学部の 3 学部構成であった。昭和 50 (1975) 年に設置された大学院文学研究科には、当初文学部の 2 学科に対応した形で英文学専攻、社会学専攻が設置されていた。また昭和 51 (1976) 年に、教育学及び心理学の研究・教育を進め、有為な教育者を輩出することを目指し、新たに教育学部が経営学部とともに発足した。その 10 年後の昭和 61 (1986) 年には、未来を拓く世代の健康な発達と、人間尊重の文化の発展に貢献することを目指し、時代のニーズに適切にこたえる教育の在り方についてより深く研究、教授するため、大学院文学研究科の新しい専攻として、教育学専攻博士前期課程 (修士課程) が開設された。教育学部に対応する専攻として、このとき教育学専攻が加わった。さらに 3 年後の平成元 (1989) 年には教育学専攻に博士後期課程が開設され、学部から大学院博士後期課程までの教育学に関する学位プログラムが完成した (「資料 1: 新研究科設置概念図」参照)。

大学院文学研究科教育学専攻博士前期課程には、教育学専修と臨床心理学専修の 2 専修が置かれている。教育学専修は、激しい変動の中、人間をめぐる問題の解決が困難さを増している社会の状況に対応して、基礎的普遍的な教育理論上の探求をベースに置きながら、研究、指導の体制を整えている。また臨床心理学専修は、臨床心理士および公認心理師の養成を主な目的とするコースで、本学は平成 15 (2003) 年 4 月に財団法人日本臨床心理士資格認定協会の第 1 種指定校になった。また、令和 2 (2020) 年度より公認心理師資格試験の受験に必要な科目を開講している。

一方、現代世界は科学技術の高度な発展によって物質的繁栄がもたらされた反面、人類の生存を脅かす新たな課題も出現し、その深刻度を増している。このような時代にあって、人間とは何か、真の人間教育とは何かといった問題を根底から問い直す必要性が高まってきている。その要請にこたえるために創価大学は、令和 3 (2021) 年に開学 50 周年を迎えるにあたり、2030 年を目指す新たな 10 か年の中長期計画として、「価値創造を实践する『世界市民』を育む大学」とのテーマのもと、「世界市民教育」、「SDGs の達成」、「多様なキャンパスの構築」などをコンセプトとする「Soka University Grand Design 2021-2030」を策定・公表した。

地球社会が直面する課題、地域社会の課題と真摯に向き合い、平和の実現に果敢に挑戦するため、新たな価値を創造する「世界市民」を育成することが本学の使命であり、平和・環境・開発・人権の分野を中心とした「世界市民教育」に関するプログラムの高度化をはじめ、持続可能な社会を構築するための能力を育む教育研究環境を整えながら、価値創造を実践する世界市民教育の拠点となることを目指している。また世界に目を向けても、2015年に国連で定められたSDGs（持続可能な開発目標）達成への取組みの中で、世界市民教育を掲げる大学院教育プログラムが世界各国で実践されるようになってきている。

こうした環境の中で上記のような目標を達成するためには、需要を増しつつある世界市民教育等の分野での高度な専門的職業人としての実践家及び新たな学問的価値を創造する研究者の養成が急務であり、「価値創造教育プログラム」の体系化と実践者の育成、「価値創造教育アセスメント・エキスパート」の養成を行う専門機関が必要となった。

このような状況に鑑み、このたび大学院文学研究科から教育学専攻を分離独立させ、新たに大学院教育学研究科を設置することとした。ただし、これまでの教育学専攻の学位授与方針、それに基づく教育課程の編成、教員の編制、そして教育学専修と臨床心理学専修という教育研究組織は、ほぼそのままの形で新設の教育学研究科に受け継ぐものとする。なお、後述するように、両専修とも進学してくる学生の大部分は教育学部教育学科の卒業生であるが、教育学部児童教育学科や他の文系学部の卒業生も、その学問的関心から教育学研究科に進学する可能性がある（「資料2：基礎となる学部との関係図」参照）。

資料1：新研究科設置概念図

資料2：基礎となる学部との関係図

(2) 養成する人材像と3つの方針

大学院教育学専攻においては、人類社会が開発し、蓄積してきた教育学や心理学に関する学術的知識、知的伝統や知恵を、的確に伝授・継承し、さらに発展させることを目標とし、博士前期課程では高度な学術を社会において応用展開できる専門的な職業人、また博士後期課程では新たな視点で斬新かつ独創的な研究を推進する研究者の育成を目指す。

博士前期課程・教育学専修においては、研究の対象が教育であることを考慮し、専修領域の学問内容を理解してさらに発展させられるようになるだけでなく、専門分野に埋没することなく広い視野をもつよう、関連する領域の学問内容にも触れるようにする。理論研究・実証研究・実験研究を通して学問研究への意欲を高め、専門的職業人としての高い資質を備えた人材の養成を目的とする。

博士前期課程・臨床心理学専修においては、将来臨床心理士あるいは公認心理師として、教育・医療・福祉・司法・産業等の分野で、精神的失調や適応上の問題を抱える子供・青年・成人・家族等への臨床心理的援助、並びに人々がより良く生きてゆけるためのカウンセリングなどに従事し、社会に貢献できる高度な専門的職業人としての人材の養成を目的として

いる。

博士後期課程においては、新たな知見と知恵を開発・創造する研究活動に積極的に参加し、内外の諸課題に創造的に対処できる、斬新かつ独創的な研究を遂行する高度な能力を持つ研究者の養成を目的としている。

このような人材を養成するにあたり、学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）を以下のよう

○学位授与方針（ディプロマ・ポリシー）

【修士】

教育学専攻博士前期課程では、養成する人材像を踏まえ、基礎的な能力と広範な識見を培い、高度な専門的職業人としての実践力を身につけることを目指す。本専攻の定める修了要件に加え、以下の能力や学識の修得を求め、学位授与の要件を満たす者に修士（教育学）を授与する。

- 1) 教育学と心理学に関する専門的な知識・技能と思考力を有している。
- 2) 教育学と心理学の研究方法を理解し、目的に応じて適切に実施できる。
- 3) 世界の諸問題について、教育学的・心理学的見地から理解し、多様な観点から、主体的かつ協調的に問題解決できる。

【博士】

教育学専攻博士後期課程では、養成する人材像を踏まえ、高度な研究者としての能力を身につけることを目指す。本専攻の定める修了要件に加え、以下の能力や学識の修得を求め、学位授与の要件を満たす者に博士（教育学）を授与する。

- 1) 教育学と心理学に関する高度な専門的知識・技能と深い思考力を有している。
- 2) 教育学と心理学の研究方法を深く理解し、目的に応じて適切に実施できる。
- 3) 世界の諸問題について、教育学・心理学的見地から分析し、独創的な観点から、主体的かつ協調的に問題を解決できる。

上記のディプロマ・ポリシーに対応して、教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）を以下のよう

○教育課程編成・実施の方針（カリキュラム・ポリシー）

【博士前期課程】

教育学研究科博士前期課程のディプロマ・ポリシーに基づき、専門的職業人としての高い資質を備えた人材を育成するため、以下のカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成・実施する。

- 1) 知識基盤社会において必要な学問知識を学ぶことができるよう、教育学、教科教育、

心理学、臨床心理学に関する幅広い科目を配置する。

- 2) 教育学の理論を実践する高度な専門的職業人、臨床心理士・公認心理師を養成するために、教育学や臨床心理学の幅広い知識・技能と実践的能力の習得を目指す。
- 3) 博士前期課程の学修成果として、修士論文またはリサーチペーパーを作成する。

【博士後期課程】

教育学研究科博士後期課程のディプロマ・ポリシーに基づき、新たな知見と知恵を開発・創造する高度な能力をもった研究者を養成するため、以下のカリキュラム・ポリシーに基づいて、体系的な教育カリキュラムと組織的な教育・研究指導体制を構築・実践する。

- 1) 狭い研究分野に限らず、教育学・心理学全般に関して俯瞰的にものを見る目を養う。
- 2) 自らテーマを設定し、深く考え、追求する能力を養成する。
- 3) 博士後期課程の学修成果として、博士論文を作成する。

さらに、上記ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシーを適用するのにふさわしい学生を選抜するため、入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）を以下のように定める。

○入学者受入れの方針（アドミッション・ポリシー）

【博士前期課程】

教育学研究科博士前期課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則って、本研究科の教育理念・目的を理解し、教育学・臨床心理学に関する学部レベルの基礎的な学習能力を備えた学生を選抜するため、学生の学力や人間力を総合的に評価できる入学試験を実施する。

具体的には、以下の基本方針に基づき、入学試験を行う。

- 1) 入学願書の志望理由によって、受験者の知識、主体性、計画力、表現力を測定する。
- 2) 推薦書によって、受験者の人間性、主体性、協調性を測定する。
- 3) 筆記試験（外国語と専門科目（教育学専修：教育学、臨床心理学専修：心理学〔臨床心理学・発達心理学・教育心理学〕）を通して、受験者の専門的知識・技能と思考力、表現力、問題解決力を測定する。
- 4) 面接を通して、受験者の知識、表現力、創造力、協調性を測定する。

【博士後期課程】

教育学研究科博士後期課程のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則って、教育学・臨床心理学に関する修士レベルの学問的知識と研究を遂行する資質を備えた学生を選抜するため、学生の学力や人間力を総合的に評価できる入学試験を実施する。

具体的には、以下の基本方針に基づき、入学試験を行う。

- 1) 進学願によって、受験者の主体性、表現力、独創性を測定する。

- 2) 推薦書によって、受験者の研究力、独創性、協調性を測定する。
- 3) 筆記試験（英語）を通して、受験者の思考力、表現力を測定する。
- 4) 口頭試問を通して、受験者の専門的知識、研究力、独創性、表現力を測定する。

以上の3つのポリシーの相互関係を図示すると別紙資料3：3つのポリシーの相互関係のようになる。

資料3：3つのポリシーの相互関係

2. 研究科、専攻等の名称及び学位の名称

(1) 研究科・専攻の名称

教育学研究科 Graduate school of Education

教育学専攻 Division of Education

(2) 学位の名称

修士（教育学）

Master of Arts in Education

博士（教育学）

Doctor of Philosophy in Education

(3) 当該名称とする理由

「教育学研究科」の名称は、本研究科発足の経緯により定められたものである。

大学院教育学専攻博士前期課程は、教育学及び心理学の高度な研究・教育を進めることを目的として、昭和61（1986）年に開設されたが、学部と異なり大学院文学研究科の一専攻としてのスタートであった。学部教育において教育学部が独立しているのと同様、大学院においても今回、学位やカリキュラムを維持して分離独立させるため、名称も教育学専攻を受け継ぎ「教育学研究科」とする。

学位の名称も、教育学専攻で授与してきた学位を引き継ぎ、「修士（教育学）」及び「博士（教育学）」とする。これはまた、基礎となる学部である教育学部において授与している学位「学士（教育学）」にも対応している。

3. 教育課程の編成の考え方及び特色

3-1. 博士前期課程

教育学研究科博士前期課程のディプロマ・ポリシーに基づき、専門的職業人としての高い

資質を備えた人材を育成するため、以下のカリキュラム・ポリシーに基づいて教育課程を編成・実施する。

- 1) 知識基盤社会において必要な学問知識を学ぶことができるよう、教育学、教科教育、心理学、臨床心理学に関する幅広い科目を配置する。
- 2) 教育学の理論を実践する高度な専門的職業人、臨床心理士・公認心理師を養成するために、教育学や臨床心理学の幅広い知識と実践的能力の習得を目指す。
- 3) 博士前期課程の学修成果として、修士論文またはリサーチペーパーを作成する。

「養成する人材像」、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの相互関係については「15-① 設置の趣旨及び必要性」において既に示したが、全体的に①知識・技能を得る、②活用・発展方法を身につける、③問題を追求・解決する、という3つの修得段階で対応している。

教育学専修と臨床心理学専修の両専修のカリキュラムの概要は以下のとおりである。

【教育学専修】

教育学専修には、基礎的研究領域として教育学、教育社会学、教育心理学が、さらに応用的研究領域として教育行政学・教育工学・教育方法学・教科教育学などがある。

コースワークとしては、必修基礎科目である「教育学原典購読」と「教育学研究法」を通して教育学の基盤を学びつつ、選択科目として教育社会学や教育心理学に関する理論や、教育工学、教育方法学、教育行政学などの応用的領域の他、数学教育論、社会科教育論などの教科教育も含め、教育学の幅広い分野について探求できるように科目を配置している。これは上記カリキュラム・ポリシーの「1.」に当たる科目群である。

一方、リサーチワークを目的とする研究指導科目「教育学演習」では、研究活動に関するプレゼンテーション、ディスカッションを通して、ディプロマ・ポリシーにあるように、多様な観点から主体的・協動的に問題解決できる能力を養成する。なお「教育学演習」は2人の教員の科目を履修することとし、専門性を深めつつも、他の領域にも目を向けることができるように配慮している。これは上記カリキュラム・ポリシーの「2.」に当たる科目群である。

さらに、リサーチワークの終着点として、修士論文またはリサーチペーパーを作成する。論文の質を担保するため、修士論文研究の中間報告会を開催し、専攻の教員全体による指導を行う。これは上記カリキュラム・ポリシーの「3.」に当たる活動である。

【臨床心理学専修】

臨床心理学専修では、臨床心理士・公認心理師としての実践力を身につけられるよう科目を配置している。

コースワークとしては、面接法や査定法、投影法、心理統計法、人格心理、発達臨床心理、精神医学などを通して、臨床心理学の知見を広げられるように講義科目を配置している。ま

た実習科目（臨床心理基礎実習、心理実践演習、臨床心理実習）では、座学で学んだ知識をもとに教育や医療機関等の現場で児童・生徒や病院の患者と接することにより、心理援助職としての態度、心構えを身につける。また、附属心理教育相談室において、スーパーバイザーの指導・監督のもとでカウンセリングを行うことにより、心理援助職としての資質・能力を向上させる。これは上記カリキュラム・ポリシーの「1.」に当たる科目群である。

リサーチワークとしては、各教員のもとで「臨床心理学特論演習」を通して研究力を高める。臨床心理学では質的データを扱うことが多いため、客観的な検証に耐えうるデータの収集、分析、解釈が妥当になされているか、徹底して訓練する。これは上記カリキュラム・ポリシーの「2.」に当たる科目群である。

さらに、リサーチワークの終着点として、修士論文を作成する。論文の質を担保するため、修士論文研究の中間報告会及び最終報告会を開催し、専攻の教員全体による指導を行う。これは上記カリキュラム・ポリシーの「3.」に当たる学習活動である。

博士前期課程修了後、臨床心理士資格試験や公認心理師試験を受験することができる。臨床心理士資格試験の受験のためには、必修科目（修士論文を含む）に加え、選択必修科目をA～E群各2単位以上履修する必要がある。公認心理師資格試験受験のためには、「公認心理師対応」とされている科目（14科目）を全て履修する必要がある。

いずれの専修においても、番号の付いた科目はその順に履修するが、どの科目も他の科目の履修を前提としていないので、履修の順番は任意である。

3-2. 博士後期課程

教育学研究科博士後期課程のディプロマ・ポリシーに基づき、新たな知見と知恵を開発・創造する高度な水準をもった研究者を養成するため、以下のカリキュラム・ポリシーに基づいて、体系的な教育カリキュラムと組織的な教育・研究指導体制を構築する。

- 1) 狭い研究分野に限らず、教育学・心理学全般に関して俯瞰的にものを見る目を養う。
- 2) 自らテーマを設定し、深く考え、追求する能力を養成する。
- 3) 博士後期課程の学修成果として、博士論文を作成する。

「養成する人材像」、ディプロマ・ポリシーとカリキュラム・ポリシーの相互関係については「15-① 設置の趣旨及び必要性」において既に示したが、後期課程についても全体的に①知識・技能を得る、②活用・発展方法を身につける、③問題を追求・解決する、という3つの修得段階で対応している。

博士後期課程のカリキュラムの概要は以下のとおりである。博士後期課程 1年次に必修科目「研究特別指導」をおき、複数教員が担当するオムニバス形式により、様々な分野の最新の研究動向や注目される新たな問題意識について論文を通して紹介するとともに、学生各自の研究分野のみならず教育学や心理学全般の動向について把握できるように努める。これは上記カリキュラム・ポリシーの「1.」に当たる科目である。

リサーチワークでは、研究指導科目「特殊研究指導Ⅰ～Ⅵ」において、博士論文作成を目指し、各自のテーマに基づき研究の進捗状況の検討、内容の精査を行う。博士論文という大きなテーマのもとで複数の研究を統合するために、俯瞰的な視点を持ち、学術的・社会的な意義について常に精査することにより、高度な専門性を有する研究者養成を目指す。これは上記カリキュラム・ポリシーの「2.」に当たる科目群である。

そしてリサーチワークの終着点として、指導教員のもとで博士論文を作成する。博士論文は、学位を授与するに値する十分高い水準にあるかどうか審査及び最終試験が行われる。これは上記カリキュラム・ポリシーの「3.」に当たる活動である。

また、教育学・心理学の分野では、文献研究を基盤とすることが多いことから、当該分野のみならず、関連する領域についても見識を深めることを重視する。

上記のカリキュラム・ポリシーと各課程のカリキュラムの関係を図で表すと別紙資料4：カリキュラム・ポリシーと教育課程編成の関係のようになる。

資料4：カリキュラム・ポリシーと教育課程編成の関係

4. 教育方法、履修指導方法及び修了要件

4-1. 修士課程（博士前期課程）

(1) 教育方法

【教育学専修】

必修科目

必修基礎科目は3科目5単位である。「研究倫理」は創価大学のすべての研究科で必修となる講義科目である。全8回の講義を1単位とし、研究を行う際に必要な倫理観、研究に臨む態度や心構えについて学ぶ。「教育学原典購読」では、著名な書籍を原文で読むことにより、文献収集力や先行研究収集能力を身につける。「教育学研究法」は講義と論文購読によって進められ、教育学研究の基本的な方法を学ぶ。博士前期課程の学生が、これらの科目によって研究活動への姿勢、態度、そして研究方法について学び、自らが研究を行う際に常に振り返るべき指針とすることを目的としている。

必修研究指導科目である「教育学演習（Ia, Ib, IIa, IIb, IIIa, IVa）」（6科目12単位）は、選択科目の「教育学演習（IIIb, IVb）」と合わせ、専任教員の指導のもとで行われるゼミナール形式の授業である。論文購読及び研究発表の形式で、15回の授業を2単位としている。教育方法学（牛田）、教育工学（舟生）、教育社会学（鶴田）、教育行政学（井上）、学習教授法・教育評価（関田）、教育心理学（富岡）、教科教育学（鈴木）を専門とする専任教員7名が担当し、教育学全般にわたる幅広い学問領域から学生が選べるようになっている。博士前期課程の学生が自ら選択した研究テーマについて文献資料、先行研究に当たるとともに、自らの問題意識にしたがって立てた問題の解決に取組み、最終的に修士論文作成を

目指す授業科目で、1年次春学期から順次、I→II→III→IVのように履修する。なお、専門性を深めつつも、他の領域にも目を向けることができるように、「教育学演習」は2人の指導教員の授業を受講することになっている。具体的には、「a」の方は主導教員の指導を受け、「b」の方は副指導教員の指導を受ける。そのため「IIIb」と「IVb」は選択科目となっている。「この「教育学演習」は、博士前期課程の中核をなすものであり、修士論文もしくはリサーチペーパーを執筆して博士前期課程を修了するためのカギとなる重要な授業科目である。

選択科目

選択科目は上記「教育学演習（IIIb, IVb）」4単位のほかに22科目44単位が用意されており、7科目14単位以上履修することとされている。「教育学演習」担当の専任教員7名による講義科目「教育方法学特論 I, II」、「教育工学特論 I, II」、「教育社会学特論 I, II」、「教育行政学特論 I, II」、「教育評価特論 I, II」、「教育心理学特論 I, II」、「教科教育学特論（数学教育論） I, II」に加え、教育学科出身で社会科免許を持つ学生に向けた「教科教育学特論（社会科教育論） I, II」、教育史領域を補う「日本教育思想史特論 I, II」、「教育史資料特論 I, II」、さらに現代的教育問題としての「情報教育論」、「学校心理学特論」が用意されている。これらの選択科目を通じて、「養成する人物像」に書かれているように、専門分野に埋没することなく広い視野をもつよう、関連する領域の学問内容にも触れることができる。

院生の希望と関心に応じて、将来の進路を考慮しながら個別的にきめ細かく指導することを基本としている。指導上、専門的職業人としての資質を高めることを目指して専門分野の知識に止まらず、研究方法、研究成果の発表方法を確実に習得するように配慮する。

【臨床心理学専修】

臨床心理士および公認心理師の養成は、本学の教育理念である「人間教育」に合致する。なお、臨床心理学専修の学生は、実質的にはすべて教育学部教育学科の卒業生であるが、その教育課程では、臨床心理学関連科目（カウンセリング、臨床心理学など）をはじめ、発達、学習、教育心理学関連科目が充実しており、臨床心理学専修の教育内容と系統性がある。ただし、他の学部・学科から進学した学生など、心理学の基礎的学習が十分でない場合には、学部の授業を聴講することも可能である。

研究指導科目である「臨床心理学特論演習」（ゼミ）は、院生が1年次に希望した専任教員のもとで2年間行われる。1教員あたり院生は2～3名で、院生が関心のある研究課題に取り組み、研究を進め、論文にまとめていけるよう指導を行う。

1年次の秋学期から臨床心理基礎実習（心理実習実践 I）に参加する。例えば、学校臨床実習は、本専修、本学教務部教職係、八王子市教育委員会、八王子市立小・中学校が連携して実施される。その他に、福祉施設等で多職種連携及び地域連携、公認心理師としての職業

倫理及び法的義務への理解などを実践的に学ぶ。

そのほかに、2年次からは、臨床心理実習（心理実践実習 II、III）として病院実習と附属心理教育相談室での実習が始まる。病院実習は、精神科の医療施設に週1日出向き、施設の実習指導者から種々の指導を受ける。病院実習担当教員は、実習を通していろいろな問題に直面する学生をサポートする。心理教育相談室実習は、来室する個人、親子、家族等に専任教員や非常勤相談員が受理面接を行い、その後、教員や相談員の指導を受けながら、院生が来談者の面接などを担当する。その内容については、各回で録音した面接内容を逐語にし、スーパーバイザーの指導を受けるとともに、臨床心理実習 I、II において院生、教員全員で事例検討を行い、事例理解と自己理解を深め、心理援助職としての資質向上、涵養に努めている。面接に関わる院生の様々な悩みや問題は、個人的にまた授業の中で相談員や教員からサポートされる。

加えて、臨床心理学の知見の深化と実践力の向上のために、臨床心理基礎実習や臨床心理実習などの科目を通じて、知識の確かな習得や総合的な検討力の強化を図るとともに、仕事に従事していくことについての生産的な自己検討を促している。具体的には、心理教育相談室でのケースの担当や陪席体験を通じたケースマネジメント力の涵養、毎週2時間（年間30回）のケースカンファレンスを通じた言語化能力とケース分析力の育成、病院実習（10か月間、毎週1日）での現場に則した指導が挙げられる。

（2）履修指導

入学直後の4月に研究科ガイダンスを専修ごとに実施し、教育課程表、時間割、標準修了年限までのスケジュール、修了要件、修士論文に関する注意事項等を提示する。各科目のシラバスは本学のポータルサイトに提示する。

履修登録は、指導教員の指導のもとに履修計画を立て、ポータルサイトの学修支援メニューにある「履修・成績（WEB）」から行う。なお、各セメスターでの履修制限は12単位である。指導教授などの承認を得れば、ほかの研究科・専攻、他大学の授業科目を、担当者の許可を受けて10単位まで修得することができる。

各学期における学生の履修状況ならびに成績はポータルサイトにより指導教員が確認できるシステムになっており、指導教員は学生の履修が適切であるかどうか、学期ごとにチェックできる。

各専修の指導教員のあり方は以下のとおりである。

【教育学専修】

各学生は指導教員として「主指導教員」「副指導教員」各1名の合計2名を選ぶ。どの教員を「主指導教員」「副指導教員」にするかは、入学後の研究科ガイダンスの際に学生の意見を聞いた上で決定する。「演習」の担当は、「演習 a：主指導教員」「演習 b：副指導教員」となる。セメスターごとに異なった指導教員から指導を受けることも可能であるが、2年次以降の指導教員は同一であることを原則とする。

【臨床心理学専修】

各学生は2年間を通じて1名の指導教員から指導を受ける。どの教員を指導教員にするかは、入学後の研究科ガイダンスの際に学生の意見を聞いた上で決定する。

(3) 研究指導の方法

研究指導は研究指導科目である「教育学演習」(教育学専修)及び「臨床心理学特論演習」(臨床心理学専修)を通して、指導教員のもとで行われる。

学位論文の提出のためには、論文提出時までには20単位以上の単位を修得しておく必要がある。1年次が終わる時には20単位以上修得しておくことが目安となる。論文提出の締め切りは、両専修とも2年次秋学期の1月上旬である。

論文の題目及び研究計画書の提出は、修士論文の場合：2年次の6月末頃、リサーチペーパーの場合：2年次の9月末頃となっている。

教育学専修では、全ての教員と学生が参加して2年次の7月下旬に修士論文の中間発表会を実施する。発表と質疑応答を通して、2年生は、自身の研究の妥当性や進捗状況を確認するとともに、指導教員とは異なる分野の考え方やアプローチを学ぶことができる。また、1年生は、発表と質疑応答のあり方や研究の進め方について、実例を通して学ぶことができ、教育上の効果が見込まれる。

臨床心理学専修では、2年次の6月ならびに10月に中間発表会を実施する。さらに修了前の3月頃、修士論文発表会を全教員・学生の参加で実施し、学生の総合的考察力ならびにプレゼンテーション力の一層の育成を図る。また、会の運営を1年生が担うことで、学術的な実践力の向上につなげる。

(4) 修了要件

【教育学専修】

本専攻に2年以上在学し、必修科目9科目17単位及び選択科目7科目14単位以上計31単位以上を修得し、GPAが2.5以上であり、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士(教育学)の学位を授与する。ただし、選択科目7科目14単位以上とリサーチペーパー2本、または選択科目8科目16単位以上とリサーチペーパー1本で代替することができる。

必修の研究指導科目(教育学演習Ia~IVa)は、IからIVを原則として各学期に1つずつ履修する。

【臨床心理学専修】

本専攻に2年以上在学し、必修科目16科目26単位及び選択科目5科目10単位以上計36単位以上を修得し、GPAが2.5以上であり、必要な研究指導を受けた上で、修士論文の審査及び最終試験に合格した者に修士(教育学)の学位を授与する。

必修の研究指導科目（臨床心理学特論演習Ⅰ－１～Ⅱ－２）は、原則として各学期に１科目ずつ履修する。また選択科目については、A群～E群のそれぞれから２単位以上修得する。

（５）学位論文審査体制

ディプロマ・ポリシーに基づき、学生の能力ならびに研究成果を学位論文により評価する。論文審査は主査（指導教員）と２名の副査により実施する。３名の審査委員は以下の論文審査基準にしたがって論文を審査し、100点満点で点数化することにより、審査の厳格性と透明性を確保する。平均点が60点以上で合格とする。

《学位論文審査基準》

- 研究の目的が適切に述べられているか。
- 研究方法が十分に説明されているか。
- 論文が論理的に構成されており、表記・表現が適切かつ明瞭か。
- 調査等を行った場合には、結果が図表に適切に表現され、分析が無理なく十分に行われているか。
- 得られた結果について、十分な考察が展開されているかどうか。
- 学位論文の口頭発表が適切に行われ、質疑に対する応答が十分であったか。

（６）研究の倫理審査体制

論文作成に際しての研究倫理に関しては大学院要覧に記載し、ガイダンス時に学生に説明している。さらに全学生が必修科目「研究倫理」１単位を受講し、論文等作成に際しての研究倫理の在り方を学ぶ。また大学全体で剽窃チェックソフトのライセンス契約を行っており、指導教員は作成された修士論文をこのソフトを用いて確認できる体制となっている。

4-2. 博士後期課程

（１）教育方法

後期課程の科目は、大きく２つに分かれる。１つは後期課程一年次の春学期におかれる必修科目の「特別研究指導」で、複数にまたがる分野の研究方法や考え方を学ぶことで、幅広い視野を獲得すると同時に、研究者としての倫理も身につける。

もう１つは、専門的な研究活動の推進および博士学位請求論文の作成を指導する科目として、「特殊研究指導」（Ⅰ～Ⅵ）が置かれている。「特殊研究指導」は１年次の春学期から順にⅠ、Ⅱ、…と順次履修する。また指導教員以外の「特殊研究指導」を履修することも可能である。

（２）履修指導

博士前期課程と同様、入学直後に専攻ガイダンスを実施し、各学生が指導教員を選ぶ。指導教員の指導の下で履修計画を作成するが、後期課程では取るべき科目が事実上決まって

いる。

(3) 研究指導の方法

入学直後に博士論文の主査となる指導教員を決定する。学内進学者の場合は、基本的に前期課程における指導教員がそのまま後期課程でも指導教員となるが、後期課程進学時に指導教員を変更することも可能である。

1年次春学期に必修科目の「特別研究指導」を履修し、さらに「特殊研究指導」をIから順にVIまで履修する。指導教員の指導のもとで毎年研究計画を定め、博士論文執筆への準備となる研究を開始する。学位論文提出の条件となる論文投稿等を進め、3年次の8月に学位論文を提出する。

あとは研究科委員会によって学位論文審査の受理が決定したのち、論文審査及び最終試験が実施される。

(4) 修了要件

本課程に3年以上在学し、必修科目「研究特別指導」2単位に加え、指導教員のもとで「特殊研究指導I～VI」12単位を修得し、必要な研究指導を受けた上で博士論文を提出し、研究科で行われる論文審査及び最終試験に合格した者に博士（教育学）の学位を授与する。

(5) 学位論文審査体制

課程を経て博士論文を提出するには、以下の要件を満たさなければならない。

指導教員の承諾を得て、博士論文の内容に関する学内あるいは学外での公開の研究報告を、原則として1回以上行う。報告の内容については、指導教員が中心に検討し、博士論文の内容としてふさわしいか否かを判断する。

次の(a)または(b)の条件を満たすこと。

(a) 国際的または全国規模の学会・研究会などの学会誌、またはそれに準ずる学術刊行物に、査読を経た研究論文を1本以上掲載、または掲載が決定していること。

(b) 国際的または全国規模の学会・研究会などにおいて、2回以上の口頭発表を行う。かつ大学など研究機関の雑誌・紀要などに、研究論文を1本以上掲載、または掲載が決定していること。

条件を満たした者は、博士論文を、指導教員の承認を得たのち提出することができる。提出時期は各年度の8月末、3月末の2回とする。研究科委員会は受理検討委員会を組織し、受理妥当とした場合、審査委員会を結成し審査に入る。審査は原則として受理後1年以内に終了する。審査の過程で、適当な日時に博士論文発表会を公開で行い、質疑を受けるものとする。審査委員による博士論文の審査を経て、最終試験を行う。

研究科委員会は審査委員会からの報告を受け、審議を経て、合否を判定する。

なお、博士論文は本学の学術機関リポジトリにて公開する。

資料5：修了までのスケジュール

(6) 研究の倫理審査体制

論文作成に際しての研究倫理に関しては大学院要覧に記載し、ガイダンス時に学生に説明している。また大学全体で剽窃チェックソフトのライセンス契約を行っており、指導教員は作成された博士論文をこのソフトを用いて確認できる体制となっている。

5. 特定の課題についての研究成果の審査を行う場合

教育学研究科博士前期課程の修了要件として、教育学専攻教育学専修は、修士論文に代えてリサーチペーパーを提出することを可能としている。

別に提出した「教育課程の概要等」の記載を引用すると、以下のようになっている。

【修了要件】

本専攻に2年（通算4学期）以上在学し、以下の履修方法で30単位以上を修得し、必要な研究指導を受けたうえ、修士論文または特定の課題（リサーチペーパー）についての研究成果の審査及び最終試験に合格したものに修士の学位を授与する。

【履修方法】

< 修士論文作成者 >

必修科目8科目16単位（研究指導科目「教育学演習Ⅰa～Ⅳ」は原則として各学期に1科目ずつ履修）、選択科目7科目14単位を履修し、修士論文を作成する。

< リサーチペーパー作成者 >

必修科目9科目17単位（研究指導科目「教育学演習Ⅰa～Ⅳ」は原則として各学期に1科目ずつ履修）、選択科目7科目14単位以上を履修し、リサーチペーパー2本または、選択科目8科目16単位を履修し、リサーチペーパー1本を作成する。

「リサーチペーパー」とは、「特定課題についての研究成果」をまとめたレポートのことで、大学院博士前期課程における研究活動の成果として、修士論文に代わって提出できるとしている著作物である。博士前期課程における研究活動が、修士論文としてふさわしい水準の斬新かつ独創的な成果にまで至らなかった学生が、追求した課題の学問的意義、先行研究、焦点化された問題とそれに対する解決への方途などを総合的に記載して報告することにより、博士前期課程における自らの研究活動の成果を明らかにすることを目的としている。

上記履修方法でも明らかのように、通常はリサーチペーパー2本で修士論文に代えることになっているが、そのうちの1本を選択科目1科目2単位の学修で代替することも可能としている。

資料6：学位論文審査基準によれば、リサーチペーパーの要件は、「①規定文字数の充足（日本語で執筆の場合、20,000字以上）。②内容に関する公開の発表（学内外を問わない）をすること。」とされている。

また、その評価については修士論文の審査基準と同様で、以下のように100点満点で採点し、70点以上を合格とする。

（各項目25点、合計100点）

- 1)（問題、目的、方法）研究における問題意識が明瞭であり、目的に応じた方法がとられているか。
- 2)（先行研究、独創性および発展性）先行研究への理解をもち、論文に独創性があり、また発展性を含むものであるか。
- 3)（論理構成、充実性）章立てや、展開が論理的になされ、内容的にも充実しているか。
- 4)（文献・資料、引用など）文献や資料への理解をもち、引用や注記の仕方、参考文献の表示などがルールに則ったものであるか。

資料6：学位論文審査基準

6. 基礎となる学部との関係

教育学研究科博士前期課程の基礎となる学部は教育学部、中でも教育学科である。（「資料：基礎となる学部との関係図」参照）。

教育学部教育学科には、「教育学コース」「心理学コース」「国際教育コース」という3つのコースが設定されている。これらは1学年の学科定員80名を明確に区分して入学試験の定員としたような組織ではなく、いわば3つの履修モデルである。（資料7：「履修モデル」）入学した学生は必修7科目14単位に加え、各自の興味・関心や将来の志望にしたがって、それぞれのコースに挙げられた科目を履修する。もちろん1人の学生が複数のコースの授業を履修することも可能である。また教育学科には2020年度から、公認心理師試験受験資格に対応する「公認心理師課程」が設けられた。これは入学後、2年次から希望する学生を選抜して所属させる課程であるが、上記「心理学コース」と事実上ほぼ重複する。

教育学研究科教育学専攻には「教育学専修」「臨床心理学専修」の2つの専修を設置する予定である。

「教育学専修」に進学する学生は、教育学部教育学科の教育学コース及び国際教育コースの学生が主となる。教員として学校教育に携わったり、公務員として教育行政に関わったりすることを目指す学生や、将来国際的な舞台で教育活動に従事することを目指す学生が、教育学や教育行政学、教育社会学などをさらに深く探求するために、教育学専修に進学することが期待される。一方、主に教科教育を学んで小学校・幼稚園の教員になることを目指している同じ教育学部の児童教育学科の学生が、さらに深く教育について学ぶために教育学専

修に進学することも、教育学科よりは少数であるが考えられる。また教育に関連する幅広い学問分野を目指し、他の文系学部が教育学専修に進学することも可能である。

「臨床心理学専修」は、日本臨床心理士資格認定協会の第1種指定校として、臨床心理士試験の受験資格に対応した必要科目を提供している。また2020年度より公認心理師試験受験資格にも対応したカリキュラムを開設しており、厚生労働省・文部科学省によって指定された科目を提供している。そのため、本専修に進学する学生は、将来学校カウンセラー等の心理職への就職を目指している教育学部教育学科の心理学コースの学生が主である。しかし、同じように心理学に関連する科目を学んだ他学部の学生も、少数ながら臨床心理学専修に進学することがある。ただし、教育学科に設置された公認心理師課程の学生が卒業・進学する2024年度からは、実質的に同課程の学生が定員のほとんどすべてを占めることになると思われる。

基礎となる学科である教育学部教育学科のカリキュラムと教育学研究科博士前期課程のカリキュラム、そして博士後期課程のカリキュラムの間における教育研究の柱となる学問領域のつながりについては、別紙資料7：教育研究領域のつながりを添付する。

資料7：履修モデル

資料8：教育研究領域のつながり

7. 多様なメディアを高度に利用して、授業を教室以外の場所で履修させる場合

メディア授業実施科目名：「研究倫理」

全8回の授業のうち6回を、座学・インプット中心の講義回として、一般社団法人公正研究推進協会が提供している研究倫理教育eラーニング教材「eAPRIN」を活用したオンデマンドによる授業を実施する。

受講者は毎授業、指定された「eAPRIN」の各単元を学習し、理解度テストを受講する。

同時に、既存の学習支援システムを活用し、毎回のレポート課題の提出を課すことによって、指導教員は受講者の理解度を確認する。

併せて、授業収録・配信システムを利用し、事前に録画した講義動画を学習支援システム上に掲示することで、受講者が自宅やオフィスのPCからいつでも、どこからでも、何度でも視聴できる形とする。

さらに、オンライン会議システム「Zoom」を利用したグループワーク・ディスカッション・ケーススタディを取り入れた双方向型の授業を全2回実施する。これにより、受講者に対し、座学で学んだ内容をアウトプットする場を提供し、対面授業と遜色ない指導環境及び受講者と教員との意見交換の機会を確保する。

また、成績評価についても、学習支援システム上で実施した上記の内容により評価を行う。

資料 9 : 創価大学大学院多様なメディアを高度に利用して行う大学院の授業に関する細則

8. 取得可能な資格

教育学研究科博士前期課程を修了することにより、臨床心理士（民間資格）、公認心理師（国家資格）の受験資格を取得することができる。資格取得は修了要件ではなく、以下追加科目の修得が必要となる。なお、公認心理師の受験資格については、募集要項及び入学説明会で周知する。

【臨床心理士受験資格取得に必要な科目】

別紙資料 10 : 臨床心理士の受験資格取得に必要な科目に記載の必修科目 15 科目 25 単位以上、選択必修科目 5 科目 10 単位以上（A～E 群から 2 単位以上）

【公認心理師受験資格取得に必要な科目】

別紙資料 11 : 公認心理師の受験資格取得に必要な科目に記載の 22 科目 39 単位

別紙資料 10 : 臨床心理士の受験資格取得に必要な科目

別紙資料 11 : 公認心理師の受験資格取得に必要な科目

<実習の具体的計画>

公認心理師の実習については、既存の文学研究科教育学専攻において、令和元年 7 月に公認心理師となるために必要な科目の確認についての申請を厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部に行い、令和 2（2020）年 8 月 26 日付け 2 受高専教大 6 号（資料 12 : 「公認心理師となるために必要な科目について（回答）」）により、本研究科に開設する科目が公認心理師法施行規則第 2 条第 10 号に規定する心理実践実習の基準を満たすとの回答を得ている。

資料 12 : 「公認心理師となるために必要な科目について（回答）」

(1) 実習の目的

公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解を深め、心理支援を必要とする者、およびその家族や関係者への理解を深めるための適切なコミュニケーションを図り、ニーズを把握し、支援計画を作成する専門性を身につけること、また、心理検査、心理アセスメントや心理面接をその知識と正確なスキルをもって実践する専門性を習得すること、さらに、多職種との連携の意義を理解しチームアプローチを可能にするためのコミュニケーション力ならびにそれぞれの実習機関に関わる多職種の専門性への知識、さらには地域支援

の知識とスキルを習得することを目的とする。

冒頭にも記したように、公認心理師試験受験資格の取得は、博士前期課程臨床心理学専修の修了要件ではない。しかし実質上ほとんどの学生が公認心理師受験資格の取得を目指すことから、学位授与方針と関連させて実習の目的を述べれば、医療、福祉、教育の様々な現場における臨床心理実習を通して「養成する人材像」の「社会に貢献できる高度な専門的職業人」としての資質を身に付け、学位授与方針の「1. 教育学と心理学に関する専門的な知識・技能と思考力を有している。」を達成に寄与することが目的となる。

(2)実習先の確保の状況

各実習科目における実習先については、以下の通りである。

<実習先>

領域	施設名	所在地	受入可能人数		
			心理実践実習 I	臨床心理実習 I (心理実践実習 II)	臨床心理実習 II (心理実践実習 III)
学内施設	創価大学 心理教育相談室	東京都八王子市丹木町 1-236	—	10	10
医療	あおきメンタルクリニック	神奈川県藤沢市湘南台 1-1-6 湘南台駅前クリニックビル 4 階	—	1	1
医療	医療法人社団 安倍クリニック	東京都豊島区要町 3-11-3-201	—	1	1
医療	公益財団法人社団 井之頭病院	東京都豊島区要町 3-11-3-201	—	1	—
医療	一般社団法人八葉会 大石記念病院	東京都足立区西新井本町 2-23-1	—	—	1
医療	クリニック川畑	東京都世田谷区宮坂 3-13-6 経堂すずらん会館 2 階	—	1	—

医療	財団法人社団 聖 美会 多摩中央病 院	東京都多摩市連光 寺 2-62-2	—	1	1
医療	医療法人財団緑雲 会 多摩病院	東京都八王子市中 野町 2802	—	—	1
教育	足立区こども支援 センターげんき	東京都足立区梅島 3-28-8	—	2	2
教育	日の出町教育委員 会 日の出町教育相談 室	東京都西多摩郡日 の出町大字平井 2780	10	1	1
教育	文京区教育センタ ー ふれあい教室	東京都文京区湯島 4-7-10	—	1	1
教育	東村山教育委員会	東京都東村山市本 町 1-2-3	—	1	1
福祉	社会福祉法人武蔵 野会 武蔵野児童学園	東京都八王子市元 八王子町 2-1326	10	—	—
福祉	川崎 こども心理 ケアセンターかな で	神奈川県川崎市中 原区井田 3-16-8	10	—	—

資料 13 : 実習施設承諾書

(3) 実習先との契約内容

各施設と本学において、実習開始前までに実習指導委託契約書を取り交わし、個人情報保護や事故防止等に関して取り決めを行っている。

資料 14 : 契約書書式

(4) 実習水準の確保の方策

1) 心理実践実習 I

福祉、教育の2分野の施設において、見学実習を通して、それぞれの機関の特性や専門性について理解を深め、そこで働く心理職の専門性について実践的に学び、多職種連携や地域連携のあり方への理解を深める。教育分野での実習では、実習指導教員の巡回相談に同行し、授業見学、教員とのコンサルテーションに陪席し具体的事例を通して教育現場での心理職の役割、多職種連携について実践的に学ぶ。

実習にあたっては、教員による事前学習において、実習施設・機関の概要、環境（地域・敷地・建物など）、利用者の全体的特性、実習機関の組織構成、各自の疑問点や問題意識などについてのレポート課題を課し、授業において各自の疑問点を共有する。事後学習では、実習施設・機関についての理解、対象者理解、支援についての理解、および総合的自己評価について「実習のまとめ」として提出する。授業において共有、ディスカッション、教員による指導を行う。評価については、事前事後学習時における主体的な参加度、心理職の専門性についての理解度、「実習のまとめ」の内容と実習時の態度を総合的に勘案し評価する。

2) 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）および臨床心理実習Ⅱ（心理実践実習Ⅲ）

医療、教育の2分野の施設および本学心理教育相談室において、実習を行う。

医療、教育の分野でそれぞれの機関が地域で果たしている役割を理解するとともに、それぞれの場での心理職の専門性について実践的に学び、多職種連携や地域連携のあり方についてより俯瞰的に学ぶ。ケースカンファランスへの出席や具体的事例を通しての自己理解と他者理解を深め、実習を通して経験したことを個別のスーパービジョンやグループでのスーパービジョンを通してさらに自己研鑽をすすめる。

医療機関においては、初診患者の予診、診察の陪席、再来患者診察の陪席、病棟診察の陪席、病棟申し送りの陪席、作業療法やデイケアの参加、心理検査の補助、その他多職種連携に関わる業務の補助、院内の各種レクリエーション等の行事への参加などを積極的に行なう。実践的実習においては事前事後の個別、あるいはグループでの指導を通して学習を深めていく。

教育機関においては、適応指導教室において児童生徒と関わりながら、心理的な支援の実際を経験する。また、適応指導教室が地域で果たしている役割を理解するとともに、心理職の専門性について実践的に学び、多職種連携や地域連携のあり方について学ぶ。

毎回の実習記録を実習指導者に提出し、指導を受ける。また、実習の5回に1回の割合で実習指導教員が実習先に訪問し巡回指導を行う。実習状況について実習指導者に確認し、実習生に指導を行う。また、定期的な実習カンファランス（月1回）において、院生各自の実習内容、検討点、疑問点を全員が報告し、実習指導教員が検討、指導を行う。

本学心理教育相談室においては、インテーク面接陪席、インテーク面接所見の作成、実習指導教員および実習指導者担当の継続相談の陪席、心理査定の実施ならびに所見作成、フィードバック面接、遊戯療法、心理相談を担当し、地域に根差した心理臨床活動や多職種連携

による支援を実践していくとともに、個別ならびにグループでのスーパービジョン参加を通して、自己研鑽を深める。

院生が担当するケースについては、各ケースそれぞれに実習指導教員や心理教育相談室の実習指導者がスーパーバイザーとなり、各セッションごとに60～90分程度の指導を行う。

上述した多岐にわたる実習について、ケースカンファレンスでの発表、スーパービジョンの内容から、心理職としての専門性、態度、倫理等の修得について実習の成果を確認する。

(5) 実習先との連携体制

実習先への派遣学生が特定されたところで、実習に先立って実習機関の実習指導者とその機関の担当となる教員が打ち合わせを行う。また、実習目標を含めた実習課題レポートを実習機関の指導者とも共有する。

実習先でケースをする場合は、直接的な指導は実習指導者が担当するが、実習カンファレンスで実習指導教員が定期的にチェックを行い、適宜指導を行う。必要な場合は、実習指導者と実習指導教員が連絡を取り合い、協力して実習生の指導に当たる。

(6) 実習前の準備状況

実習生に対し、実習手引き（資料15：実習の手引き）や事前指導において、感染症予防に関する注意事項を遵守するよう指導徹底している。また、保険については、実習生全員が実習開始前までに、一般社団法人日本看護学校協議会共済会の総合補償制度「Will 2」に加入している。

実習中に知り得た情報は、外部へ漏らすことのないよう、事前指導において徹底している。また、実習開始時に「個人情報の保護に関する」誓約書を実習先の施設・機関に提出している。

資料15：実習の手引き

(7) 事前・事後における指導計画

1年次に開講される心理実践実習Ⅰ、ならびに2年次に開講される臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）および臨床心理実習Ⅱ（心理実践実習Ⅲ）において、公認心理師をはじめとする対人援助職に関する職業倫理ならびに法的義務について指導を行う。

各機関の担当となる教員が具体的な事前指導を学生に対して個別に実施する。また、実習目標を含めた実習課題レポートを提出させる。

実習後は、実習機関の指導者からの実習報告書（別紙）をもとに、事後指導を個別ならびにグループで行う。その後、実習振り返りレポートを提出させ、それは実習機関の指導者とも共有する。

見学実習についても同様に、事前ならびに事後の指導を行い、レポートを提出させ、実習

機関とも共有する。なお、見学実習には担当教員も同行し、ともに指導を行う。

学内実習においては、インテーク面接陪席後にレポートを提出させるとともに、担当ケースの個人ならびにグループスーパービジョン、ケースカンファランスへのケース発表、参加、振り返りレポートを義務付ける。

(8) 教員及び助手の配置並びに巡回指導計画

実習担当教員は実習期間中には定期的に実習機関と連絡をとり巡回指導を実施する。

実習指導教員は、各自が1～2か所の実習先を担当しそれぞれ巡回指導を実施する。いずれも大学の所在地から比較的近距離の施設、機関であり、公共交通機関を利用して訪問する。所要時間は半日程度である。巡回指導のスケジュールは、別紙時間割（資料16：「教員ごとの科目担当時間割」）に記載の「巡回指導及び見学実習引率」枠のなかで実習先と日程調整を行い実施する。

資料16：教員ごとの科目担当時間割

(9) 実習施設における指導者の配置計画

施設等の名称	各施設・機関における 実習指導者の人数	法第2条各号に掲げ る行為の業務に5年 以上従事
創価大学心理教育相談室	3	○
あおきメンタルクリニック	2	○
医療法人社団 安倍クリニック	1	○
公益財団法人 井之頭病院	6	○
一般社団法人八葉会 大石記念病院	1	○
クリニック川畑	3	○
医療法人社団 聖美会 多摩中央病院	1	○
医療法人財団緑雲会 多摩病院	1	○
社会福祉法人武蔵野会 武蔵野児童学園	1	○
児童心理治療施設 川崎 こども心理ケアセンターかなで	1	○

足立区こども支援センターげんき	1	○
日の出町教育委員会 日の出町教育相談室	1	○
文京区教育センター ふれあい教室	1	○
東村山市教育委員会	2	○

上記の学外実習においては、厚生労働省（平成 29 年）「公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」に記載されている実習指導者の条件を満たす者を実習担当者とするように実習機関に依頼している。

実習の目的、達成目標については実習開始前に、実習指導教員から実習指導者に書面で説明し共有している。

(10) 成績評価体制及び単位認定方法

ケースカンファランスおよび個別スーパービジョンでの評価に加え、学生の実習記録に記載された実習指導者の評価を参考に、以下の 5 点について学期末に実習指導教員全員が協議を行い、成績評価を行う。

- ①公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解
- ②施設利用者（要支援者）と適切なコミュニケーションを図ること
- ③施設利用者（要支援者）のニーズの把握
- ④心理検査、心理アセスメントや心理面接についての理解
- ⑤多職種との連携の意義の理解と適切なコミュニケーションを図ること

(11) 学生及び教員の時間負担について

学外実習における実習時間は、医療分野において約 140 時間（うち担当ケースは約 120 時間）、事前指導、学外における巡回指導あわせて 8 時間。教育分野において約 120 時間（うち担当ケースは約 100 時間）、事前指導、学外における巡回指導あわせて 8 時間で、合計 276 時間となる（うち担当ケース合計 220 時間）。

見学実習における実習時間は、福祉分野において 16 時間、教育分野において 6 時間で、2 分野の合計 22 時間となる。

学内実習における実習時間は、隔週のペースで 1 ケースにつき 1 年間で 20 回の心理面接および遊戯療法の実施として概算し、合計 357.5 時間となる（うちケース担当 255.5 時間）。グループスーパービジョンならびにグループ指導は合計 135 時間である。

以上の全実習時間の合計は学生一人当たり 810.5 時間である。2 学年で 20 人のため、延べ 16210 時間で、これを担当予定教員 5 名で割ると、1 人当たり週 42 時間となる。しかし、学内実習に関しては、心理教育相談室の実習指導者 3 名が一人当たり 2～3 名のスーパービジョンを担当すること、学生 2～3 名が同時にスーパービジョンを受ける場合もあるこ

と、ケースカンファレンスにおいては2学年20名が同時にグループスーパービジョンを受けること、など教員の負担軽減がなされており、実質的には平均して週15時間程度である。

9. 入学者選抜の概要

(1) 入学者受け入れ方針

教育学研究科が養成する人材像は、人類社会が開発し蓄積してきた学術的知識、知的伝統や知恵を的確に継承・伝授するとともに、その高度な学術を社会において応用展開できる専門的な職業人である。これを踏まえて、以下のようなアドミッション・ポリシーに基づいて入学者選抜を行う。

アドミッション・ポリシー

教育学研究科は、創価大学のアドミッション・ポリシーに基づき、本研究科のディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーに則って、本研究科の教育理念・目的を理解し、教育学・臨床心理学に関する学部レベルの基礎的な学習能力を備えた学生を選抜するため、学生の学力や人間力を総合的に評価できる入学試験を実施する。

具体的には、以下の基本方針に基づき、入学試験を行う。

【博士前期課程】

- 1) 入学願書の志望理由によって、受験者の知識、主体性、計画力、表現力を測定する。
- 2) 推薦書によって、受験者の人間性、主体性、協調性を測定する。
- 3) 筆記試験（外国語と専門科目（教育学専修：教育学、臨床心理学専修：心理学〔臨床心理学・発達心理学・教育心理学〕）を通して、受験者の専門的知識・技能と思考力、表現力、問題解決力を測定する。
- 4) 面接を通して、受験者の知識、表現力、創造力、協調性を測定する。

【博士後期課程】

- 1) 進学願によって、受験者の主体性、表現力、独創性を測定する。
- 2) 推薦書によって、受験者の研究力、独創性、協調性を測定する。
- 3) 筆記試験（英語）を通して、受験者の思考力、表現力を測定する。
- 4) 口頭試問を通して、受験者の専門的知識、研究力、独創性、表現力を測定する。

学生募集要項にて3つのポリシーを公表し、学生募集方法、及び入学者選抜制度を周知するとともに、奨学金制度を紹介する。公正な入学者選抜を行うため、問題作成・試験監督・採点・面接の担当者は教育学研究科委員会の審議を経て選任される。担当者の合議の上で合

否の原案を作り、最終的に研究科委員会の議決によって合否が決定される。

出願時に申告があれば、合理的な配慮に基づき、入試を実施する。

合否判定に際しては、入学定員および収容定員を超えることがないように配慮する。

(2) 入学試験

下表のような入学者選抜試験を実施して学生を募集・選抜する。

博士前期課程の学内選考試験は、本研究科の基礎となる本学教育学部の学生を対象としており、学部成績と面接試験により選考する。一般入学試験は広く学内外からの入学志願者を対象とする選抜である。外国人学生入学試験は外国籍を有し海外において大学教育等を受けた者を対象とする選抜である。

博士後期課程では学内からの進学者を対象とする進学選考と、広く学内外からの志願者を対象とする一般入学試験を合同で行う。

入学時期は4月のみであり、9月入学には対応していない。

なお、一部英語対応が可能な教員も所属しているが、授業は原則として日本語で行われる。そのため、留学生も学生として受け入れるが、日本語能力が要求される。本学では留学生に対して日本語および日本文化の科目を提供する「日本語・日本文化教育センター(以下、日日センター)」を設置している。本学大学院を受験する受験生の中には、この日日センターの特別履修課程で日本語を学んでから受験する者もいる。

【博士前期課程】

試験種類	試験時期	試験方法	募集定員
学内選考試験	5月下旬 ^{注1}	学部成績、面接試験	15名 (教育学専修 5名、臨床心理学専修10名)
一般入学試験 第I期	9月下旬	筆記試験(外国語、専門科目)、 面接試験	
外国人学生入学試験	11月下旬	書類選考、面接試験	
一般入学試験 第III期	2月中旬	筆記試験(外国語、専門科目)、 面接試験	

注1) 令和4(2022)年度入試(令和3(2021)年度実施)に関しては、9月下旬に実施する。

【博士後期課程】

試験種類	試験時期	試験方法	募集定員
進学選考試験、一般入学試験	2月中旬	筆記試験(英語)、口頭試問	2名

10. 教員組織の編成の考え方及び特色

<博士前期課程>

博士前期課程の専任教員は、現在の文学研究科教育学専攻教育学専修に11名、臨床心理

学専修に6名が所属しているが、開設予定時（2022年4月）にはそのうち2名が退職、また3名が担当を外れ、教育学専修が7名（教授5名、准教授2名）、臨床心理学専修が5名（教授3名、准教授2名）という編制になる予定である。

教育学専修には、教育学の全般にわたって教育できるよう、教育方法学（牛田）、教育工学（舟生）、教育社会学（鶴田）、教育行政学（井上）、学習教授法・教育評価（関田）、教育心理学（富岡）、教科教育学（鈴木）を専門とする専任教員を配置している。また、臨床心理学専修には、臨床心理士及び公認心理師を養成するために、臨床心理学（園田）、発達臨床心理学（高野）、学校臨床心理学（中野）、精神分析学（遠藤）、精神保健学（毛利）を専門とする教員を配置している。

まず教育学専修のコースワークにおいては、基礎的研究領域として教育学、教育社会学、教育心理学を教授2名（関田、富岡）と准教授1名（鶴田）が、さらに応用的研究領域として教育行政学・教育工学・教育方法学・教科教育学を教授3名（舟生、牛田、鈴木）と准教授1名（井上）が講義を行う。さらに教育学に関するその他の学問領域について、4名の兼任教員が講義を担当する。

一方、臨床心理学専修のコースワークでは、講義科目（面接法や査定法、投影法、心理統計法、人格心理、発達臨床心理、精神医学など）と、実習科目（臨床心理基礎実習、心理実践演習、臨床心理実習）を通じて研究・教育を行う。このうち講義科目については、専任教員も一部を担当するが、多くの講義は多様な研究分野をもつ8名の兼任教員が担当する。臨床心理士や公認心理師にとって実践の能力や心構えを養うために重要な実習科目は、5名の専任教員（園田、高野、遠藤、中野、毛利）がスーパーバイザーとして指導を担当する。

リサーチワークにおいては、教育学専修では7名の専任研究指導教員による「教育学演習」、臨床心理学専修では5名の専任研究指導教員による「臨床心理学特論演習」を履修することにより、各教員の指導のもとで修士論文完成を目指して研究を行う。

研究指導教員の中には博士の学位を有しない教員が5名所属しているが、それぞれの教育研究領域は学校教育や教育行政、臨床実習など実践面がより重要な分野であり、確かな学問的裏付けの上に、実践的なテーマの修士論文に取り組むことで、十分な教育研究の質が担保される。

また、教育学専修では2名の指導教員のもとで「教育学演習」を行うことにしており、臨床心理学専修においても、スーパーバイジングの場面で複数の教員によるグループ指導を受けるようにしている。さらに修士論文中間発表会を実施することによって、各学生の研究内容を他の専任教員が検討し、指導助言を行う機会を設けている。こうした複数教員による指導機会を確保することによって、リサーチワークの研究の質を保証するようにしている。

<博士後期課程>

博士後期課程の専任教員は8名（教授8名）という編制を予定している。このうちの1名（田村）は、後期課程のみの担当である。

専門分野は教育工学（舟生）、教育方法学（牛田）、学習教授法（関田）、教科教育学（鈴木）、教育心理学（富岡）、臨床心理学（園田）、学校心理学（田村）、精神分析学（遠藤）のように、教育学、心理学の幅広い分野にわたっており、現代的諸課題に取組み、独創的な研究を進められるようにしている。

博士前期課程及び後期課程を担当する専任教員 13 名の年齢構成は、令和 4（2022）年 4 月時点で 60 代 5 名、50 代 3 名、40 代 5 名であり、教育学専修、臨床心理学専修のどちらにおいても 60 歳代の教員と、50 歳前後から 40 歳代を組み合わせた体制となっており、教員組織としての教育研究水準の維持向上及び教育研究の活性化を図る構成となっている。

本学の教員の定年は、「学校法人創価大学教育職員就業規則」（資料 15）により満 65 歳と定められ、定年に達した者は、その学年度の末日に退職する。但し、平成 14（2002）年 3 月末日以前に就任した教員の定年は 70 歳とされており、令和 4（2022）年 4 月時点で 60 代の教員のうち 2 名の定年は 70 歳であるが、それ以外の教員はすべて定年が 65 歳となっている。最高齢の教員の定年退職は令和 7（2025）年 3 月であり、申請する課程の完成年度においても在職する。定年退職する教員の補充は若手研究者を公募により任用することとしている。

専任教員の構成

専門分野	教育学	心理学
教授	5 名：62*, 62, 50, 48, 48	3 名：67*, 63, 59
准教授	2 名：47, 44	2 名：55, 47
合計	7 名	5 名

* 70 歳定年

資料 17：学校法人創価大学教育職員就業規則

《補足》今後の研究活動及び学位取得の推進方法について

博士前期課程担当教員の中に博士の学位を保有しない教員が比較的多く（12 名中 5 名）在籍している。この 5 名は実務家教員ではないが、すでに述べたように、その研究領域は応用実践的な分野であり、学生指導の面ではこれらの教員の実践経験が大いに生かされ、また学位保有教員の支援も得られるため、修士論文作成指導については十分行える体制にある。

しかしながら研究能力を向上させ、やがて学位の取得を目指すべきであるのは当然であり、創価大学は以下に述べるような様々な方策をとおして、教員の研究力向上に取り組んでいる。

① 教員の総合的業績評価制度

平成 30 (2018) 年度より「教員の総合的業績評価制度」を導入し、各年度に教員が
入力・登録した教育、研究、学内運営、学外貢献にわたる業績に基づき、毎年 15 名の
優秀教員を顕彰するとともに賞金を授与している。これにより教員各個人及び学部・
研究科の教育研究能力の向上を図っている。

② 科学研究費応募に応じた研究費助成制度

科研費に応募したが採択されなかった教員に対し、その評価に応じて研究費を増額
している。具体的には「A 評価」の場合 15 万円、「B 評価」の場合は 5 万円の研究費増
額を行い、次回の応募で採択されるよう支援を行っている。また大学全体として研究力
を上げ、競争的資金を多く獲得するため、令和 4 (2022) 年度より、科研費の応募を行
わなかった教員の研究費を減額し、大学として研究推進のために有効活用する措置を
導入する予定となっている。

③ 研究費の傾斜配分

各学部独自の基準により、一定の研究業績をあげた教員には研究費を増額する傾斜
配分を行っている。たとえば大学院教育学研究科の専任教員の多くが所属する教育学
部では、査読付き論文の掲載 1 本ごとに 3 万円の研究費を増額している。

④ 学部 FD 研修会

各学部が独自の研究会を開催して、研究力の向上を図っている。例えば教育学部では、
毎月の研究会で学部教員や外部ゲストが発表し、指定討論者を交えて議論したり、研究
の途中段階での発表を行って意見を求めたりして、研究の推進に努めている。

大学全体として、また各学部・研究科において、こうした様々な方策により、教員の研究
力向上を目指しており、その延長線上に学位取得者の増加も視野に入れている。

資料 18：創価大学教員の総合的業績評価規程

資料 19：創価大学教員研究開発推進助成金規程

11. 施設、設備等の整備計画

(1) 校地、運動場の整備計画

本研究科を設置する本学キャンパスは、JR 八王子駅より北へ約 4 km、緑豊かな多摩丘
陵の一角に位置している。これまで本学では、キャンパスの自然環境・景観を生かしなが
ら、明るく開放感に溢れた教育研究及び学習環境の整備を行ってきた。

また、キャンパスを人格形成と人間関係を構築していく場として考え、休息や憩いの場と
して活用できる施設、空間をバランスよく整備している。

主な運動用設備としては、第 1 グラウンド、ビクトリーグラウンド、総合体育館を備えて
いる。ビクトリーグラウンドは、全面に人工芝を張り、体育実技の授業での使用を始め、課

外活動のサッカー、ラグビー場としても使用している。総合体育館は、総面積 12,872.24 m²、地上 6 階建ての施設で、アリーナ (1,932 m²) をはじめ、弓道場、トレーニングルーム、多目的室、会議室、部室、救護室及び約 1,000 名収容の観覧席を備え、体育実技の授業で使用している。

学生の休息や憩いの場としては、図書館と各校舎に自学自習のためのスペース、ラウンジを備え、約 2,000 席（ニューロワール食堂、ニュープリンス食堂、本部棟カフェテリア、中央教育棟カフェラウンジ、学生ホール等）の食堂を完備している。また、自然豊かなキャンパスを満喫できるよう、キャンパス内のいたるところにベンチ等を配備している。

(2) 校舎等施設の整備計画

本研究科は、既存の文学研究科教育学専攻を発展的に分離独立させた研究科である。そのため、教育研究に必要な施設・設備については、既存専攻において十分整備されている。つまり、講義室、演習室、研究室については、既存専攻において使用されてきた施設・設備が各室ごとに整備されている。

学生は、これまでどおり「時習館」の自習室を利用できる。1 室 8 名が共同で使用するが、各人に机、本棚、椅子、蛍光灯、コンセントが配備されており、1F・3F ラウンジには、テーブル・共有図書・冷蔵庫・電子レンジ・コピー機・電気ポット・電気コンロ・シンク・内線電話が設置されている。毎日、7 時～24 時まで利用できる。また、無線学内 LAN（インターネット）が利用できる。「時習館」への入館は、学生証のチェックが必要で、該当の大学院生のみにも権限が付与され、学習環境を保證する仕組みを整えている。

(3) 図書等の資料及び図書館の整備計画

前述のとおり、本研究科は、既存の文学研究科教育学専攻を発展的に分離独立させた研究科のため、教育研究に必要な図書についても、既存専攻において十分整備されている。

本学には、全学部共用の中央図書館がキャンパス内に整備されており、蔵書約 96 万冊（和書 約 73 万冊・洋書 約 23 万冊）が収納されている。また、雑誌約 6,100 種、電子ジャーナル約 9,500 種が閲覧でき、総合大学の図書館として十分な機能を提供している。特に最新の学術情報を入手するために、データベースと学術雑誌・電子ジャーナルの充実が必須と考え積極的に整備している。

中央図書館（延床面積 8,764 m²）には、収納可能冊数 88.7 万冊以上の書架、一般閲覧席 851 席、新聞閲覧席 8 席、検索端末席 13 席、パソコン席 138 席、視聴覚資料閲覧席 21 席、の合計 1,031 席の座席数を整備している。

図書館システム「CARIN-i」と、統合検索システム「Primo」を導入しており、館内資料の検索、雑誌論文などの統合検索などの機能により、冊子体の図書・雑誌、データベース、電子ジャーナル、電子書籍の相互利用等が可能となっている。

他大学図書館との協力については、NII との接続で NACSIS-ILL に参加し文献複写サービ

スを行っているほか、私立大学図書館協会の相互協力協定に参加し、加盟館の間での相互利用も可能となっている。さらに、国立国会図書館の図書館向けデジタル化資料送信サービスにより、約 152 万点のデジタル化資料を利用することができる。

電子化された情報及び Web 上のサービスは、学内ネットワークを介して（VPN 接続により学外からも利用可能）、タブレット端末やスマートフォンからもアクセスが可能となっている。

12. 管理運営

本学では、大学院に関する管理運営を適切に行うため、「創価大学大学院学則」において、次の会議体の設置を定め、本学大学院博士課程、修士課程及び専門職学位課程の運営に関する審議等を行っている。

(1) 大学院委員会（大学院学則第 49 条）

大学院委員会は、大学院全般にわたる教育及び研究に関する審議機関として、学長が議長となり、以下の通り、各研究科構成員の一部をもって組織する委員会として設けられている。

年 2 回を目安に大学院委員会を開催し、以下の博士課程、修士課程及び専門職学位課程に係る審議事項を審議する。

< 構成員 >

大学院委員会は、学長、経済学研究科長、法学研究科長、文学研究科長、教育学研究科長、理工学研究科長、国際平和学研究科長、法務研究科長、教職研究科長及び各研究科から選任される委員各 2 名

※なお、学長が必要と認めたときは、前項のほか、学長が指名する副学長、副学長補を委員とすることができる。

< 審議事項 >

- 1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 教育課程の編成に関する事項
- 4) 教員の人事に関する事項
- 5) 大学院学則・規則等の制定・改廃に関する事項
- 6) 研究科又は専攻の設置及び廃止に関する事項
- 7) 学生の転学部、転学科、コース変更に関する事項
- 8) 学長の諮問事項
- 9) その他大学院の研究及び教育に関する事項

2. 研究科委員会（大学院学則第 50 条）

月1回を目安に研究科委員会を開催し、以下の博士課程、修士課程及び専門職学位課程に係る審議事項を審議する。

<構成員>

経済学研究科、法学研究科、文学研究科、教育学研究科、理工学研究科及び国際平和学研究科の研究科委員会は、研究科長及び当該研究科の授業を担当する教授及び准教授を持って構成し、必要と認めたときは講師を出席させることができる。

法務研究科及び教職研究科の研究科委員会は研究科長及び当該研究科の専任の教授、准教授、講師及び助教を持って構成する。

<審議事項>

- 1) 学生の入学、課程の修了に関する事項
- 2) 学位の授与に関する事項
- 3) 教育課程の編成に関する事項
- 4) 教員の教育研究業績の審査に関する事項
- 5) 自己点検・評価、その他研究科の評価に関する事項
- 6) FD（ファカルティ・ディベロップメント）に関する事項
- 7) 学位論文の審査及び最終試験に関する事項
- 8) 研究科の授業及び指導並びに試験に関する事項
- 9) 研究科科目等履修生及び研究生に関する事項
- 10) 学生の厚生補導に関する事項
- 11) 学生の賞罰に関する事項
- 12) 学長の諮問事項
- 13) その他当該研究科に関する事項

以上のように、大学院学則に規定された会議体での審議結果の報告を受けた学長が大学としての決定を行うことにより各研究科の独自性を担保しつつ、円滑にまた適切に管理運営する体制を整備している。

また、教務部教務課大学院係が各研究科に設置された各研究科の事務室と連携をとることにより、研究科の運営、教員の教育・研究活動支援、所属大学院生の学習・生活面での支援・指導など、大学院全体を円滑に運営する体制を整備している。

13. 自己点検・評価

創価大学は、平成5（1993）年4月に制定した「創価大学自己点検・評価実施規程」（資

料 20：創価大学自己点検・評価実施規程)に基づき、「全学自己点検・評価委員会」を設置し、その下に教職員で構成する学部・研究科・学生支援等の個々の委員会を置いて、定期的な自己点検・評価を実施している。

平成 12 (2000) 年度に大学基準協会正会員となるための加盟判定審査を受けて以来、自己点検・評価に精力的に取り組む、平成 16 (2004) 年度からはその結果をホームページに掲載し、平成 20 (2008) 年度以降は毎年の自己点検・評価報告書を社会に公表している。

さらに、内部質保証体制を強化するため、平成 31 (2019) 年 4 月には、「創価大学内部質保証ポリシー」を策定し、内部質保証に責任を負う組織として「内部質保証推進委員会」を設置した。「内部質保証推進委員会」は、3つの方針を踏まえた適切性にかかる点検・評価体制を確立し有効に運用すること、また、自己点検・評価の結果に基づき、改善方策を提示し、関連部局に指示、連携して改善を図ることを役割としている。

「内部質保証推進委員会」のもとに、前述の「全学自己点検・評価委員会」を置き、本学の自己点検・評価を統括する役割を担っている。この「内部質保証推進委員会」と「全学自己点検・評価委員会」を中心として、本学の内部質保証と自己点検・評価の体制を構築している。

自己点検・評価は、毎年方針や項目を定めて実施している。令和元 (2019) 年度、令和 2 (2020) 年度は大学基準協会の大学基準に基づき自己点検・評価を実施した。

自己点検・評価活動の客観性、公平性を高める目的で、「外部評価委員会」を設置し、高等教育関係者等の外部有識者による評価を実施している。「外部評価委員会」は平成 25 (2013) 年度、令和 2 (2020) 年度に実施し、令和 3 (2021) 年度以降も実施する予定である。

大学基準協会による認証評価は、平成 19 (2007) 年度に適合しているとの認定を受けた。

適合期間満了に伴い、2度目の認証評価を受け、平成 26 (2014) 年度に大学基準協会の大学基準に適合していると認定結果を受けた。今年度令和 3 年度は、3度目の認証評価を受審するため、大学基準協会に評価申請書及び評価資料を提出している。

2度目の認証評価の結果では「教育内容・方法・成果」、「学生支援」および「教育研究等環境」に関する取り組みについて、「長所として特記すべき事項」として取り上げて頂いた。その中の学生支援においては「理事会、教職員、学生が大学の運営について協議する『全学協議会』を設置しており、全学および学部ごとに定期的開催し、学費改定案や学生生活に関わる事項等を議案として諮るなどを行っている」と、開学以来「学生のための大学」を理念に掲げる本学の取り組みが評価された。

一方、「努力課題」として挙げられた項目については、積極的に改善を進め、大学基準協会に改善報告書を提出した。なお、改善を強く求める「勧告」はなかった。これらの認証評価の結果と、認証評価に際して提出した「自己点検・評価報告書」と「大学基礎データ」(いずれも平成 25 年度内容) はホームページ上で公表している。

創価大学としては前述の「創価大学内部質保証ポリシー」に基づき、「内部質保証推進委員会」「全学自己点検・評価委員会」が有機的に連動しながら、質保証に取り組んでいる。教

育・研究活動や学生の受け入れ、学生支援等において、不断の改善改革を進め、情報発信を行いながら、本学の質の向上と社会的責任を果たすことが、真の「自己点検・評価活動」であると位置づけ、取り組んでいる。

資料 20：創価大学自己点検・評価実施規程

14. 情報の公表

本学では、「私立学校法の一部を改正する法律（平成 16（2004）年法律第 42 号）」を受け、平成 17（2005）年度より、自主的な取り組みとして、ホームページ上で財務情報の公開を開始した。

その後、「学校教育法施行規則等の一部を改正する省令の施行について（通知）」（平成 22（2010）年 6 月 16 日 22 文科高第 236 号）の中で、「大学等が公的な教育機関として、社会に対する説明責任を果たす」との趣旨から情報の公表が義務化された。

これを受けて本学では、平成 23（2011）年 3 月、本学ホームページに、内外からアクセスできる情報公表専用ページ「教育情報の公表」

(<https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/public/>) を設け、積極的な情報の公表を行っている。また、インターネット上での情報公表とは別に、紙媒体で広報誌「SOKA University News（通称 SUN）」を年 4 回発行し、保護者、卒業生、支援者、関連企業等の約 5 万名に送付し、本学の教育研究活動等の公表に努めている。

平成 25（2013）年度には、本学の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究の質の向上に資することを目的として、「学校法人創価大学情報公開規程」（資料 21：学校法人創価大学情報公開規程）を設けている。

また、平成 29（2017）年 9 月に全学的な公式ホームページのリニューアルを実施し、スマホファーストへの対応やユーザビリティを改善するなど、情報の公表とともに利便性の向上にも努めている。

1) 大学の教育研究上の目的に関すること

・建学の精神

<https://www.soka.ac.jp/about/intro/spirit/>

・ミッションステートメント

<https://www.soka.ac.jp/about/intro/mission/>

・Soka University Grand Design 2021-2030

<https://www.soka.ac.jp/sgd2030/jp/index.html>

・学長ヴィジョン

<https://www.soka.ac.jp/about/actionplan/>

2) 教育研究上の基本組織に関すること

- ・教育研究上の基本組織

<https://www.soka.ac.jp/about/intro/organigram/>

3) 教員組織、教員の数ならびに各教員が有する学位及び業績に関すること

- ・教員組織

<https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/public/>

- ・教員の業績

<https://fpes.soka.ac.jp/>

4) 入学受入方針

<https://www.soka.ac.jp/department/policy/>

5) 入学者数、収容定員、在學生数、卒業生数

<https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/public/>

6) 授業科目、授業方法、内容、年間の授業計画

<https://www.soka.ac.jp/department/syllabus/>

7) 学修成果に係る評価、卒業の基準

<https://www.soka.ac.jp/department/policy/>

8) 校地・校舎等の施設及び設備その他の学生の教育研究環境に関すること

- ・キャンパスマップ

<https://www.soka.ac.jp/about/campusmap/>

- ・バリアフリーマップ

https://www.soka.ac.jp/files/ja/20170824_113747.pdf

- ・交通アクセス

<https://www.soka.ac.jp/access/>

9) 授業料、入学料、その他徴収費用

<https://www.soka.ac.jp/campuslife/fees/>

10) 学生の修学、進路選択、心身の健康等に係る支援

- ・キャンパス・ハラスメント防止

<https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/provision/harassment/>

- ・キャンパス全面禁煙化

<https://www.soka.ac.jp/about/efforts/usr/smokeout/>

11) その他

- ・自己点検・評価報告書

<https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/ad/>

- ・認証評価

<https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/evaluation/>

- ・ソーシャルメディアポリシー

<https://www.soka.ac.jp/about/disclosure/provision/sns-policy/>

- ・個人情報保護に関する本学の取組みについて

<https://www.soka.ac.jp/privacy/>

- ・公的研究費の不正使用防止に関する取組みについて

<https://www.soka.ac.jp/research/center/ethics/prevention>

資料 21：学校法人創価大学情報公開規程

15. 教育内容等の改善を図るための組織的な研修等

(1) 創価大学のファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント推進体制

創価大学は平成 12 (2000) 年に、「教育・学習活動支援センター」(以下、「CETL」という。)を開設した。CETL の主な目的と活動は、「教員に対する授業改善の支援」と「学生に対する学習支援」である。この CETL の取組みは、平成 15 (2003) 年度の「特色ある大学教育支援プログラム」に採択されている。

一方、平成 20 (2008) 年 4 月には「創価大学ファカルティ・ディベロップメント委員会」が、教員の教育研究活動の向上を目的に設置された。さらに平成 31 (2019) 年度からは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図ることも目的に加え、「創価大学ファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント委員会」(以下、「FD・SD 委員会」という。)と名前を変えて活動を継続している。

創立 50 周年を目指して平成 22 (2010) 年に発表された「創価大学グランドデザイン」では、『『創造的人間』を育成する大学』をミッションとして確認し、一人ひとりの学生に確かな「知力」を身につけさせ、「人間力」を涵養することに努めることを定めた。またそれに続き令和 2 (2020) 年に新たに策定された「Soka University Grand Design 2021-2030」では、「価値創造を实践する『世界市民』を育む大学』をテーマに掲げ、国連が 2030 年を年限として制定した持続可能な開発目標「SDGs」をはじめとする地球社会が直面する課題、また地域社会の課題と真摯に向き合い、平和の実現に果敢に挑戦するため、新たな価値を創造す

る「世界市民」を育成することを本学の使命としている。

こうした本学の教育理念・目標を達成するためには、教育研究活動の一層の向上と充実を図る必要があり、教員一人一人の「教育力」「研究能力」の向上が不可欠である。本学の教員がそれぞれのキャリアステージに見合った能力を発揮できるよう、教員間の協働の場を創出することが、FD・SD委員会の目的である。

(2)FD・SD委員会の具体的活動

FD・SD委員会が取り組む事項は、以下のとおりとなっている。

- 1) 授業の内容及び方法の改善を図る方策に関する事項
- 2) 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を行う上で必要となる様々な知識等の習得、向上を図る方策に関する事項
- 3) 研修会及び講習会の開催に関する事項
- 4) 学生による授業評価の実施、結果の分析及び利用に関する事項
- 5) 教育・学習に係る各種ポートフォリオに関する事項
- 6) 大学改革推進等補助金による事業の継続推進に関する事項
- 7) その他、FD・SD委員会が必要と認めた事項

具体的な活動として、FD・SD委員会は、CETL及び各学部教授会と連携し、年1回の「創価大学教育フォーラム（FD・SDフォーラム）」を開催することに加え、毎月のように開催される「FD・SDセミナー」を実施している。各学部では、学外の研修を含め、個々の教員がこうしたFD・SD活動に年間3回以上参加することを呼びかけている。

FD・SD委員会には独自のホームページがあり、活動状況等を広く発信している。

※創価大学 FD・SD委員会 HP：<https://www.soka.ac.jp/fd/>

なお、「創価大学ファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント委員会」に加え、「創価大学大学院ファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント委員会」も組織されている。活動の目的はいずれも同一である。

資料 22：創価大学ファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント委員会規程

資料 23：創価大学大学院ファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント委員会規程

3) FD・SD活動の実施の詳細

令和2（2020）年度はコロナ禍で開催が見送られた研修が多かったため、FD・SD活動は以下のものであった。すべてZoomによるオンラインにて行われた。

★2019年度開催のFD・SDセミナー

回数	開催日	講師	演題
第1回	7月8日	仲道 雅輝 氏（愛媛大学 教育・学生支援機構講師）	オンライン授業の評価について

第2回	7月30日	仲道 雅輝 氏 (愛媛大学 教育・学生支援機構講師)	オンライン授業の質向上を目指す方向けの研修会
第3回	12月23日	山内 豊 (本学教育学部教授)	Zoom 授業をインタラクティブに楽しくする工夫

★第7回創価大学教育フォーラム (第18回FD・SDフォーラム)

令和3 (2021) 年2月20日(土) 13:30~17:00 Zoom オンライン開催

【テーマ】 教学マネジメントにおける「学修成果の可視化」とは—2040年に向けた大学教育の質保証を考える—

【プログラム】

講演1 木谷 慎一 氏 (文部科学省高等教育局専門教育課 課長補佐)

講演2 島方 敏 氏 (ZVC Japan 株式会社 (Zoom) セールスマネージャー)

講演3 小松川 浩 氏 (公立千歳科学技術大学 理工学部情報システム工学科教授)

特色ある授業実践 ・尾崎 秀夫 (ワールドランゲージセンター長)

・嘉多山 宗 (法科大学院 教授)

・吉江 弘和 (国際教養学部 講師)

一方平成31 (2019) 年度は以下のように、年間8回のFD・SDセミナーが開催された。(9回目も予定されていたが、コロナのため中止となった。)

★令和元 (2019) 年度開催のFD・SDセミナー

回数	開催日	講師	演題
第1回	5月24日	望月 雅光 (本学 CETL センター長、経営学部教授)	講演「FD入門」
第2回	6月8日	安永 悟 氏 (久留米大学教授)	LTD 話し合い学習法の基礎と活用
第3回	6月21日	本学各学部教員 (4学部)	特色ある授業実践から学ぶ 1
第4回	6月29日	佐藤 昌宏 氏 (デジタルハリウッド大学大学院教授)	※JPPF シンポジウムと共催して開催
第5回	9月7日	中原 淳 氏 (立教大学教授)	※初年次教育学会と共催して開催
第6回	11月8日	佐藤 広子 (本学学士課程准教授)	読解力向上につなげる教職学協働の取組み

第7回	11月22日	本学各学部教員 (4学部)	特色ある授業実践から学ぶ 2
第8回	12月6日	朴 勝俊 氏 (関西学院大教授)	心をつかむプレゼンテーションの技法

★第6回創価大学教育フォーラム (第17回FD・SDフォーラム)

令和元(2019)年10月19日(土) 13:30~17:00 創価大学 AB103 教室

【テーマ】 教学マネジメントにおける「学修成果の可視化」とは—2040年に向けた大学教育の質保証を考える—

【プログラム】

基調講演(1) 深堀 聡子氏 (九州大学 教育改革推進本部 教授)

基調講演(2) 平野 博紀 氏 (文部科学省高等教育局大学振興課 大学改革推進室長)

本学 AP 事業の取組み報告

パネルディスカッション

(4)大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、大学職員に必要な知識・技能を習得させるとともに、必要な能力及び資質を向上させる研修等の取組みについて

1) 創価大学職員研修の経過と具体的な取組み

創価大学は、平成 18 (2006) 年度にそれまで単発的に実施していた職員研修内容を全体的に見直し、平成 19 (2007) 年度より、本学の事務職員として、教育研究活動等の適切かつ効率的な運営を担い、大学職員として必要な知識やスキル等を習得することを目指し、「研修を通して目指すべき職員像」を策定した。あわせて、当時の大学運営を担う事務職員の部課 から「職員に求められる能力」等についてのアンケート調査を行い、「創価大学職員コンピテンシー」を定め、各階層別に求められる能力を明示して、全専任職員を対象に各階層別職員研修を実施することにした。これにより、階層別研修の目的と位置づけが明確になった。この他、より向上心の高い職員に対しては、非階層別研修として、他大学での研修や学外研修機関への派遣も継続して実施している。

平成 24 (2012) 年度には、本学の中長期計画として示された「創価大学グランドデザイン」達成に向けた職員の姿勢やアクションイメージについても明示し、職員研修を実施している。

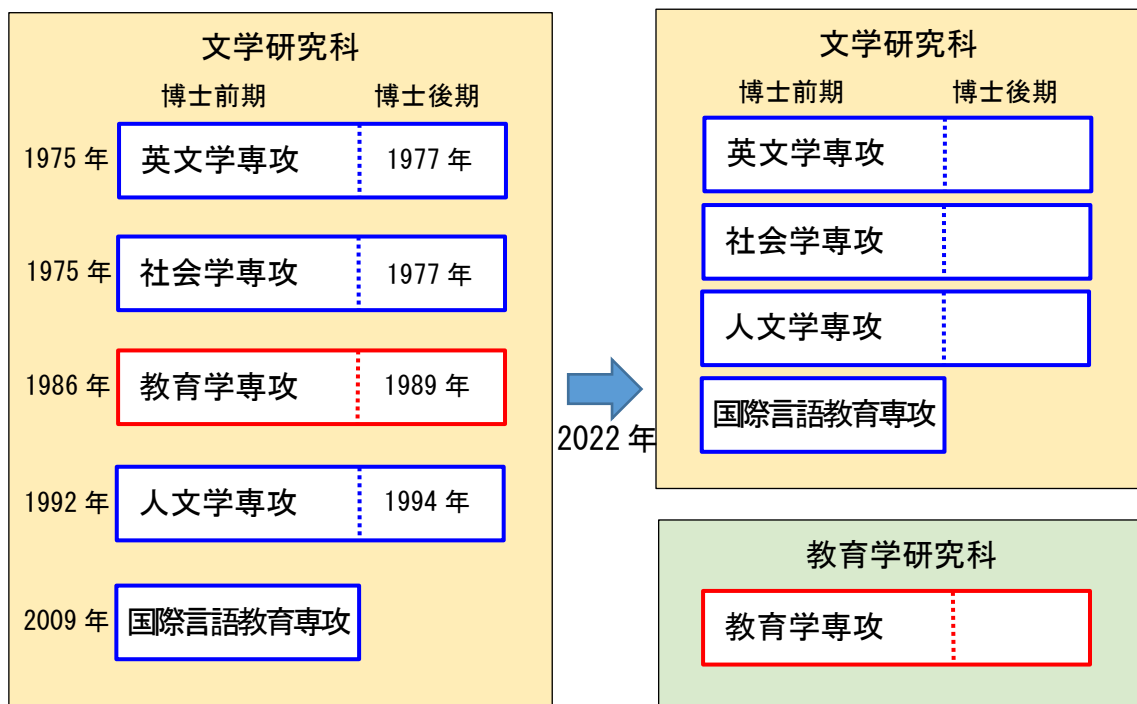
これらの職員研修プログラムの検討、実施及び運営等については、人事部以外の所属部署の職員も含む「職員研修委員会」を月 1 回程度開催し、推進する体制となっている。職員研修委員会では、職員研修の年間計画及び各研修内容の検討、各研修の運営や実施後のアンケート調査、次年度研修への改善事項などを検討している。

2) 現在の取組みと職員業務評価制度との連動

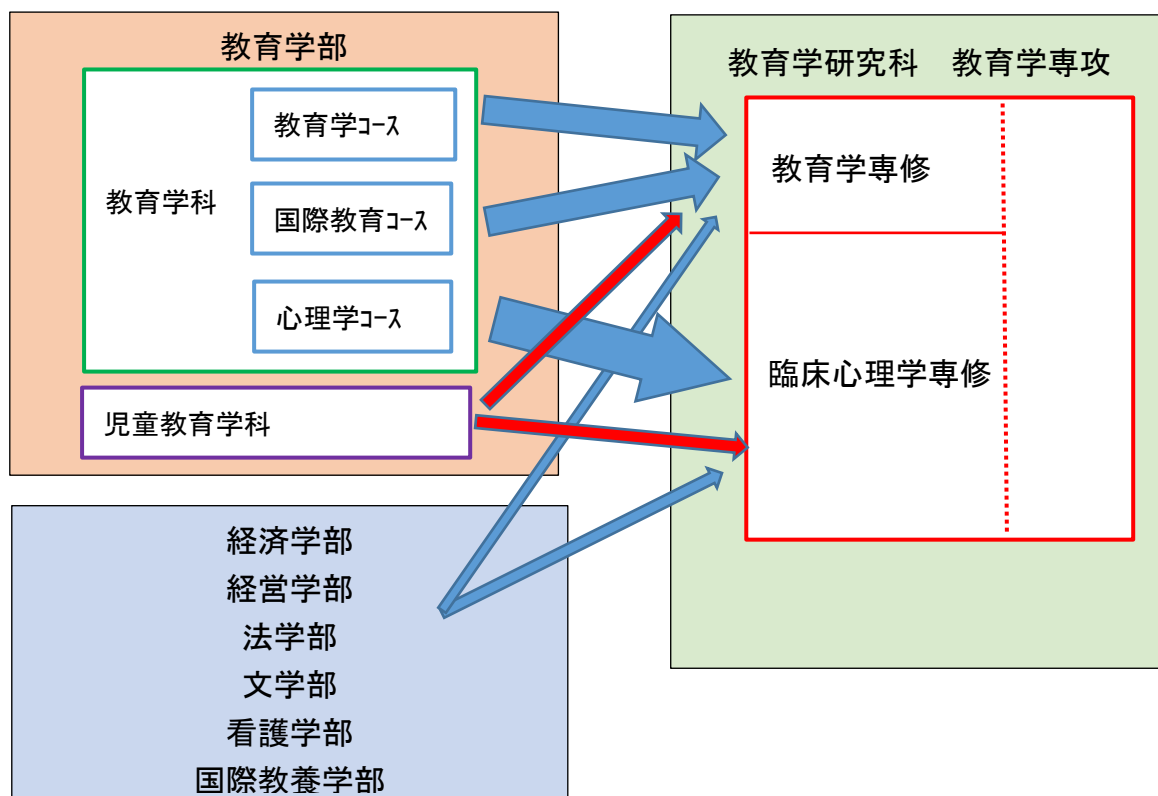
平成 26 (2014) 年度からは「スーパーグローバル大学創成支援」事業の採択を受け、上記の職員研修に加え、業務を英語で遂行することが可能な職員 (TOEIC730 点以上) を育成するため、職員英語研修も実施している。また、TOEIC730 点以上のスコアを有する職員を対象に、海外 SD 研修として、①海外フィールドワーク研修 (本学交流校等へ海外高等教育や関連業務の調査などを行なう) や、②学生の海外語学研修引率者として派遣を行っている。平成 28 (2016) 年度以降は、職員業務評価制度を全学稼働させている。

職員業務評価制度では、職員研修プログラムに示された「求められる能力」を踏まえた評価基準となっており、職員の「業務評価制度」と「研修制度」との連動により、本学の教育研究・管理運営に対して全体の関心と学習意欲を持った職員への更なる成長の促進を図る体制を整えている。

今後は、職員の業務評価制度の運用と研修制度の着実な実施をとおして、本学の教育研究活動等の運営を担い、大学職員として必要な知識やスキル等を習得した職員への成長をさらに促進していく。



資料 1 : 新研究科設置概念図



資料 2 : 基礎となる学部との関係図

資料3：3つのポリシーの相互関係

「1. 設置の趣旨及び必要性」で述べた「養成する人物像」及び3つの方針（ディプロマ・ポリシー、カリキュラム・ポリシー、アドミッション・ポリシー）の相互関係を、博士前期課程、博士後期課程に分けて、図で対応させて表現する。これらの図は、左から①知識・技能を得る、②活用・発展方法を身につける、③問題を追求・解決する、という3つの修得段階に対応している。

【博士前期課程・修士】

修得段階	①知識・技能を得る	②活用・発展方法を身につける	③問題を追求・解決する
養成する人物像	専門分野に埋没することなく広い視野をもつよう、関連する領域の学問内容にも触れるようにする	専修領域の学問内容を理解してさらに発展させられるようになる	理論研究・実証研究・実験研究を通して学問研究への意欲を高め、専門的職業人としての高い資質を備えた人材の養成
ディプロマ・ポリシー	教育学と心理学に関する専門的な知識・技能と思考力を有している。	教育学と心理学の研究方法を理解し、目的に応じて適切に実施できる。	世界の諸問題について、教育学的・心理学的見地から理解し、多様な観点から、主体的かつ協動的に問題を解決できる。
カリキュラム・ポリシー	知識基盤社会において必要な学問知識を学ぶことができるよう、教育学、教科教育、心理学、臨床心理学に関する幅広い科目を配置する。	教育学の理論を実践する高度な専門的職業人、臨床心理士・公認心理師を養成するために、教育学や臨床心理学の幅広い知識・技能と実践的能力の習得を目指す。	博士前期課程の学修成果として、修士論文またはリサーチペーパーを作成する。
アドミッション・ポリシー	筆記試験で専門的知識・技能を測定 面接で知識を測定	志望理由で主体性、表現力を測定 推薦書で主体性を測定 筆記試験で思考力、表現力を測定 面接で表現力を測定	志望理由で計画力を測定 推薦書で協調性を測定 筆記試験で問題解決力を測定 面接で創造力、協調性を測定

【博士後期課程・博士】

修得段階	①知識・技能を得る	②活用・発展方法を身につける	③問題を追求・解決する
養成する人物像	(前提:前期課程を修了し、修士の学位を持つ)	新たな知見と知恵を開発・創造する研究活動に積極的に参加し	内外の諸課題に創造的に対処できる、斬新かつ独創的な研究を遂行する高度な能力を持つ研究者の養成
ディプロマ・ポリシー	教育学と心理学に関する高度な専門的知識・技能と深い思考力を有している。	教育学と心理学の研究方法を深く理解し、目的に応じて適切に実施できる。	世界の諸問題について、教育学・心理学的見地から分析し、独創的な観点から、主体的かつ協動的に問題を解決できる。
カリキュラム・ポリシー	狭い研究分野に限らず、教育学・心理学全般に関して俯瞰的にものを見る目を養う。	自らテーマを設定し、深く考え、追求する能力を養成する。	博士後期課程の学修成果として、博士論文を作成する。
アドミッション・ポリシー	口頭試問で専門的知識を測定	進学願で主体性、表現力を測定 推薦書で研究力を測定 筆記試験(英語)で思考力、表現力を測定 口頭試問で研究力、表現力を測定	進学願で独創性を測定 推薦書で独創性、協調性を測定 口頭試問で独創性、協調性を測定

資料4：カリキュラム・ポリシーと教育課程編成の関係

「4. 教育課程の編成の考え方及び特色」で述べた教育課程編成とカリキュラム・ポリシーの関係を、博士前期課程、博士後期課程に分けて、図で対応させて表現する。これらの図は、左から①知識・技能を得る、②活用・発展方法を身につける、③問題を追求・解決する、という3つの修得段階に対応している。

【博士前期課程】

修得段階	①知識・技能を得る	②活用・発展方法を身につける	③問題を追求・解決する
カリキュラム・ポリシー	知識基盤社会において必要な学問知識を学ぶことができるよう、教育学、教科教育、心理学、臨床心理学に関する幅広い科目を配置する。	教育学の理論を実践する高度な専門的職業人、臨床心理士・公認心理師を養成するために、教育学や臨床心理学の幅広い知識・技能と実践的能力の習得を目指す。	博士前期課程の学修成果として、修士論文またはリサーチペーパーを作成する。
教育課程：教育学専修	コースワーク 必修基礎科目：教育学原典購読、教育学研究法 選択科目：教育方法学特論、教育工学特論、教育社会学特論、教育行政学特論、教育評価特論、教育心理学特論、教科教育学特論（数学、社会）、日本教育思想史特論、教育史資料特論、情報教育特論、学校心理学特論	リサーチワーク 主指導教員のもとでのゼミ：教育学演習 I a～IVa 副指導教員のもとでのゼミ：教育学演習 I b～IVb 2人の教員の科目を履修することで、専門性を深めつつ、他の領域にも目を向けることができる。	修士論文またはリサーチペーパーの作成 修士論文研究の中間報告会を開催し、専攻の教員全体による指導を行う。
教育課程：臨床心理学専修	コースワーク 講義科目：臨床心理学特論、臨床心理面接特論、心理統計法特論、心理学研究法特論、認知心理学特論、発達心理	リサーチワーク 各教員のゼミ「臨床心理学特論演習」を通して研究力を高める。	修士論文を作成する。論文の質を担保するため、修士論文研究の中間報告会及び最終報告会を開催し、専攻の教員全体による指導を行う。

	<p>学特論、家族心理学特論、犯罪心理学特論、精神医学特論、障害児心理学特論、投映法特論、学校臨床心理学特論、病院臨床心理学特論、心の健康教育、精神分析特論、産業労働分野に関する理論と支援の展開</p> <p>実習科目：臨床心理基礎実習、心理実践実習、臨床心理実習、臨床心理査定実習、心理面接実践実習</p>		
--	--	--	--

【博士後期課程】

修得段階	①知識・技能を得る	②活用・発展方法を身につける	③問題を追求・解決する
カリキュラム・ポリシー	狭い研究分野に限らず、教育学・心理学全般に関して俯瞰的にものを見る目を養う。	自らテーマを設定し、深く考え、追求する能力を養成する。	博士後期課程の学修成果として、博士論文を作成する。
教育課程	<p>必修科目：研究特別指導</p> <p>学生各自の研究分野のみならず教育学や心理学全般の動向について把握できるように努める。</p>	<p>リサーチワーク</p> <p>研究指導科目：特殊研究指導 I～VI</p>	博士論文を作成する。博士論文は、学位を授与するに値する十分高い水準にあるかどうか審査及び最終試験が行われる。

資料5：修了までのスケジュール

<博士前期課程>

年次	月	スケジュール内容	
		教育学専修	臨床心理学専修
1年次	4月	入学時オリエンテーションにおいて、履修・研究についての説明、指導教員の通知。 主指導教員による指導のもと履修計画を立て、履修登録をする。	
	4月～7月	講義科目「基礎科目・専門科目」の履修	講義科目「基礎科目・専門科目」の履修
		研究指導科目「演習Ⅰa」「演習Ⅰb」の履修	研究指導科目「臨床心理学特論演習Ⅰ-1」の履修
	9月	主指導教員による指導のもと履修計画を立て、履修登録をする。	
	9月～1月	講義科目「基礎科目・専門科目」の履修	講義科目「専門科目」の履修
		研究指導科目「演習Ⅱa」「演習Ⅱb」の履修	研究指導科目「臨床心理学特論演習Ⅱ-1」の履修
2年次	4月	主指導教員による指導のもと履修計画を立て、履修登録をする。	
	4月～7月	講義科目「専門科目」の履修	講義科目「専門科目」の履修
		研究指導科目「演習Ⅲa」	研究指導科目「臨床心理学特論演習Ⅰ-2」の履修
	6月	学位論文中間発表会（1回目）の実施（臨床心理学専修）	
	7月下旬	学位論文中間発表会の実施（教育学専修）	
	6月～9月	主指導教員の許可を得た上で、「学位論文題目・研究計画書」を提出。	
	9月	履修について主指導教員による指導が行われ、履修登録をする。	
	9月～1月	研究指導科目「演習Ⅳa」の履修	研究指導科目「臨床心理学特論演習Ⅱ-2」の履修
	10月	学位論文中間発表会（2回目）の実施（臨床心理学専修）	
	1月	学位論文提出 論文審査及び最終試験（口述試験）の実施	
	3月頃	修士論文発表会の実施（臨床心理学専修）	
	3月	学位授与	

※臨床心理学専修：臨床心理士、公認心理師の受験資格取得を目指す場合は、別途、実習科目の履修が必要となる。

修了までのスケジュール

<博士後期課程>

1年次	4月	入学時オリエンテーションにおいて、履修・研究についての説明。 指導教員の通知。 履修について指導教員による指導が行われ、履修登録をする。
	4月～7月	講義科目「研究特別指導」の履修 研究指導科目「特殊研究指導Ⅰ」の履修
	9月	履修について指導教員による指導が行われ、履修登録をする。
	9月～1月	研究指導科目「特殊研究指導Ⅱ」の履修
2年次	4月	履修について指導教員による指導が行われ、履修登録をする。
	4月～7月	研究指導科目「特殊研究指導Ⅲ」の履修
	9月	履修について指導教員による指導が行われ、履修登録をする。
	9月～1月	研究指導科目「特殊研究指導Ⅳ」の履修
3年次	4月	履修について指導教員による指導が行われ、履修登録をする。
	4月～7月	研究指導科目「特殊研究指導Ⅴ」の履修
		博士論文資格審査会で論文概要を発表し、質疑を受け、「博士学位 請求論文提出資格」(Ph.D. Candidate) を取得する。
	8月	学位論文の提出
	9月	履修について指導教員による指導が行われ、履修登録をする。
	9月～1月	研究指導科目「特殊研究指導Ⅵ」の履修
	10月～2月	研究科委員会による論文受理決定後、審査委員会によって論文内 容の審査及び最終試験を実施する。
3月	学位授与	

資料6：学位論文審査基準

創価大学文学研究科教育学専攻のWebページ：

<https://www.soka.ac.jp/grad-let/major/letters/education/dis/criteria/>
にて公表している。

修士論文（リサーチペーパーを含む）審査基準

（各項目25点、合計100点）

1. （問題、目的、方法）研究における問題意識が明瞭であり、目的に応じた方法がとられているか。
2. （先行研究、独創性および発展性）先行研究への理解をもち、論文に独創性があり、また発展性を含むものであるか。
3. （論理構成、充実性）章立てや、展開が論理的になされ、内容的にも充実しているか。
4. （文献・資料、引用など）文献や資料への理解をもち、引用や注記の仕方、参考文献の表示などがルールに則ったものであるか。

（そのほか）①規定文字数の充足（日本語で執筆の場合、修士論文は40,000字以上、リサーチペーパーは20,000字以上。英語で執筆の場合は大学院要覧の該当箇所を見ること）。②内容に関する公開の発表（学内外を問わない）をすること。

博士論文（家庭による）審査基準

以下の項目を審査して、総合的に可否を判断する。

1. テーマの独創性とその意義の明示
2. 先行研究の分析と評価
3. 論文構成（章立てを含む構成全般）の適切さおよび充実度
4. 内容および文章の論理性および明晰さ
5. 文献（外国語文献、種々の資料など）使用の適切さおよび読解の正確さ
6. 註および参考文献の適切さおよび充実度
7. 提出論文に対する自己分析および今後の展望など

（そのほか）①規定文字数（日本語で16万字程度）の充足 ②論文提出の要件については、『大学院要覧』の「研究の進め方などについて（博士後期課程）＜文学研究科＞」をみること。

資料7：博士前期課程履修モデル

【博士前期課程教育学専修】

養成する人材像：

- ① 専門分野に埋没することなく広い視野をもつよう、関連する領域の学問内容にも触れる。
- ② 専修領域の学問内容を理解してさらに発展させられるようになる。
- ③ 理論研究・実証研究・実験研究を通して学問研究への意欲を高め、専門的職業人としての高い資質を備える。

※上記①②③を各科目に対応させて示す。

教育方法学を研究指導領域として選んだ場合について示すが、他の指導領域でも同様である。

		必修科目		選択科目		履修単位計
1年	前期	③研究倫理 (1単位)	②教育学原典講読 (2単位)	②教育方法学特論 I (2単位)	①教育社会学特論 I (2単位)	11
		③教育学演習 I a (2単位)	①教育学演習 I b (2単位)			
	後期	②教育学研究法 (2単位)	①教育学演習 II b (2単位)	②教育方法学特論 II (2単位)	①教育社会学特論 II (2単位)	12
		③教育学演習 II a (2単位)		①情報教育特論 (2単位)		
2年	前期	③教育学演習 III a (2単位)		①日本教育思想史特論 I (2単位)		4
	後期	③教育学演習 IV a (2単位)		①日本教育思想史特論 II (2単位)		4
履修単位計		17		14		31

資料7：博士前期課程履修モデル

【博士前期課程臨床心理学専修】

養成する人材像：

- ① 将来臨床心理士あるいは公認心理師として、問題を抱える子供・青年・成人・家族等への臨床心理的援助を行う。
 - ② 人々がより良く生きてゆけるためのカウンセリングなどに従事する。
 - ③ 社会に貢献できる高度な専門的職業人となる（研究遂行能力も含む）。
- ※上記①②③を各科目に対応させて示す。

		必修科目	選択科目			履修単位計
1年	前期	③ 研究倫理 (1単位)	③臨床心理学特論Ⅰ (2単位)	②臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論 と実践Ⅰ) (2単位)	①臨床心理査定演習Ⅰ (心理アセスメントに関 する理論と実践Ⅰ) (2単位)	11
		③臨床心理学特論演習 Ⅰ-1 (2単位)	①認知心理学特論 (2単位)			
	後期	③臨床心理学特論演習 Ⅱ-1 (2単位)	③臨床心理学特論Ⅱ (2単位)	②臨床心理面接特論Ⅱ (心理支援に関する理論 と実践Ⅱ) (2単位)	①臨床心理査定演習Ⅱ (心理アセスメントに関 する理論と実践Ⅱ) (2単位)	10
			①精神医学特論（保健医 療分野に関する理論と支 援の展開） (2単位)			
2年	前期	③臨床心理学特論演習 Ⅰ-2 (2単位)	③心理統計法特論 (2単位)	②学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論 と支援の展開) (2単位)	①犯罪心理学特論（司 法・犯罪分野に関する理 論と支援の展開） (2単位)	8
	後期	③臨床心理学特論演習 Ⅱ-2 (2単位)	②病院臨床心理学特論 (2単位)			4
履修単位計		9	24			33

※臨床心理士・公認心理師の受験資格取得を目指す場合は、上記科目に加え、「心の健康教育に関する理論と実践」「産業・労働分野に関する理論と支援の展開」（選択科目）と実習科目7科目の履修が必要

資料7：博士前期課程履修モデル

《臨床心理士希望者履修モデル》臨床心理士試験受験資格を得るために履修が必要な科目

		必修科目	選択科目			履修単位計
1年	前期	③ 研究倫理 (1単位)	③臨床心理学特論Ⅰ (2単位)	①臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論 と実践Ⅰ) (2単位)	①臨床心理査定演習Ⅰ (心理アセスメントに関 する理論と実践Ⅰ) (2単位)	10
		③臨床心理学特論演習 Ⅰ-1 (2単位)	①臨床心理基礎実習Ⅰ (1単位)			
	後期	③臨床心理学特論演習 Ⅱ-1 (2単位)	③臨床心理学特論Ⅱ (2単位)	①臨床心理面接特論Ⅱ (心理支援に関する理論 と実践Ⅱ) (2単位)	①臨床心理査定演習Ⅱ (心理アセスメントに関 する理論と実践Ⅱ) (2単位)	12
			①臨床心理基礎実習Ⅱ (1単位)	②心理実践実習Ⅰ (1単位)	①心理統計法特論 (2単位)	
2年	前期	③臨床心理学特論演習 Ⅰ-2 (2単位)	①臨床心理実習Ⅰ (心理 実践実習Ⅱ) (1単位)	①家族心理学特論 (家族 関係・集団・地域社会に おける心理支援に関する 理論と実践) (2単位)		5
	後期	③臨床心理学特論演習 Ⅱ-2 (2単位)	①臨床心理実習Ⅱ (心理 実践実習Ⅲ) (1単位)	①精神医学特論 (保健医 療分野に関する理論と支 援の展開) (2単位)	①病院臨床心理学特論 (2単位)	9
				①認知心理学特論 (2単位)		
履修単位計		9	27			36

資料7：博士前期課程履修モデル

《公認心理師希望者履修モデル》公認心理師試験受験資格を得るために履修が必要な科目

		必修科目	選択科目			履修単位計
1年	前期	③ 研究倫理 (1単位)	③臨床心理学特論Ⅰ (2単位)	①臨床心理面接特論Ⅰ (心理支援に関する理論 と実践Ⅰ) (2単位)	①臨床心理査定演習Ⅰ (心理アセスメントに関 する理論と実践Ⅰ) (2単位)	12
		③臨床心理学特論演習 Ⅰ-1 (2単位)	②臨床心理基礎実習Ⅰ (1単位)	①学校臨床心理学特論 (教育分野に関する理論 と支援の展開) (2単位)		
	後期	③臨床心理学特論演習 Ⅱ-1 (2単位)	③臨床心理学特論Ⅱ (2単位)	①臨床心理面接特論Ⅱ (心理支援に関する理論 と実践Ⅱ) (2単位)	①臨床心理査定演習Ⅱ (心理アセスメントに関 する理論と実践Ⅱ) (2単位)	12
			②臨床心理基礎実習Ⅱ (1単位)	①心理実践実習Ⅰ (1単位)	①精神医学特論(保健医 療分野に関する理論と支 援の展開) (2単位)	
2年	前期	③臨床心理学特論演習 Ⅰ-2 (2単位)	①臨床心理実習Ⅰ(心理 実践実習Ⅱ) (1単位)	①家族心理学特論(家族 関係・集団・地域社会に おける心理支援に関する 理論と実践) (2単位)	①犯罪心理学特論(司 法・犯罪分野に関する理 論と支援の展開) (2単位)	7
	後期	③臨床心理学特論演習 Ⅱ-2 (2単位)	①臨床心理実習Ⅱ(心理 実践実習Ⅲ) (1単位)	①心の健康教育に関する 理論と実践 (2単位)	①産業・労働分野に関す る理論と支援の展開 (2単位)	9
					①障害児心理学特論(福 祉分野に関する理論と支 援の展開) (2単位)	
履修単位計		9	31			40

資料7：博士後期課程履修モデル

【博士後期課程】

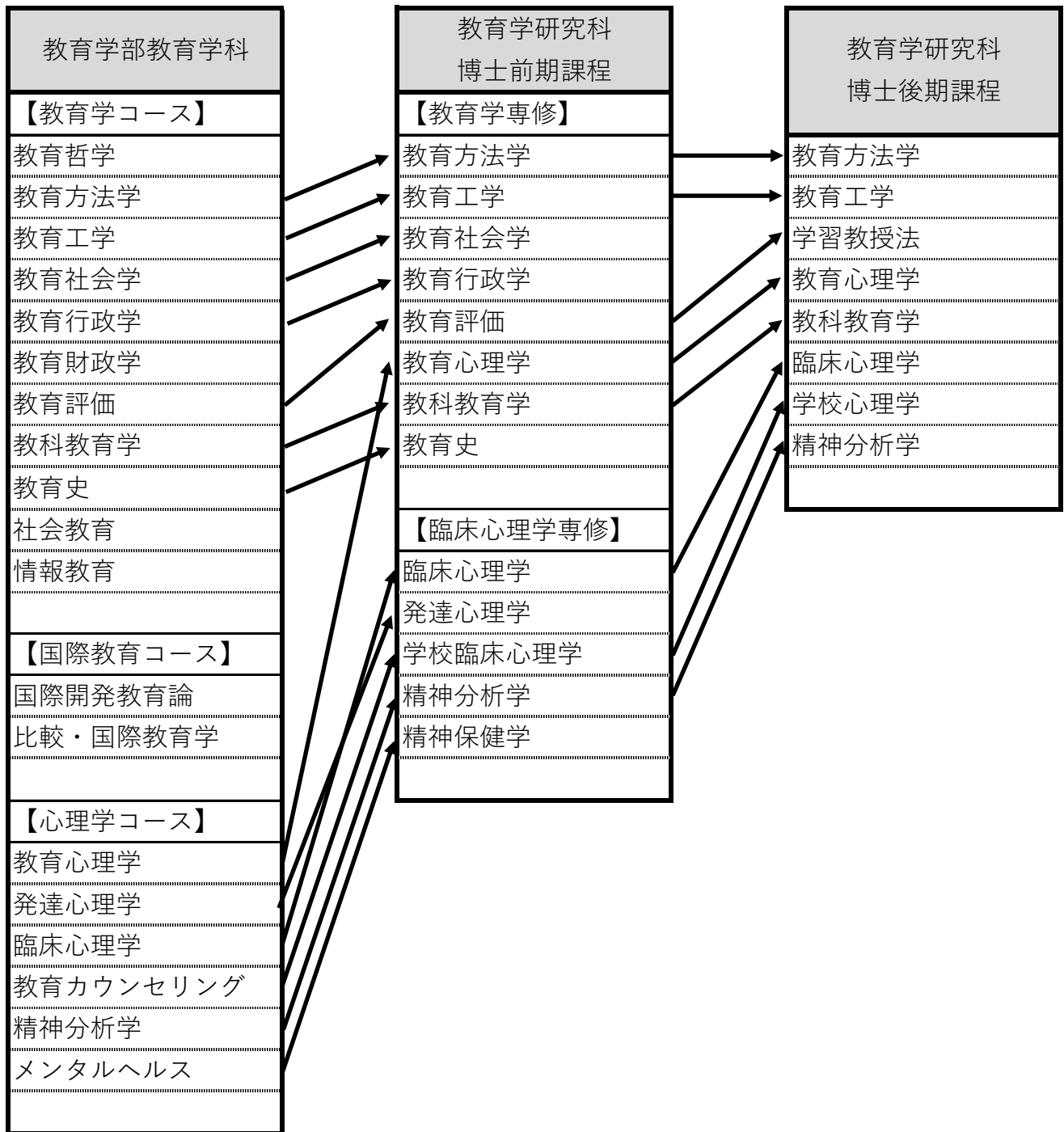
養成する人材像：

- ① 新たな知見と知恵を開発・創造する研究活動に積極的に参加する。
 - ② 内外の諸課題に創造的に対処し、斬新かつ独創的な研究を遂行する高度な能力を持つ研究者。
- ※上記①②を各科目に対応させて示す。

教育方法学を研究指導領域として選んだ場合について示すが、他の指導領域でも同様である。

		必修科目	選択必修科目	履修単位計
1年	前期	①研究特別指導 (2単位)	②教育方法学特殊研究指導Ⅰ (2単位)	4
	後期		②教育方法学特殊研究指導Ⅱ (2単位)	2
2年	前期		②教育方法学特殊研究指導Ⅲ (2単位)	2
	後期		②教育方法学特殊研究指導Ⅳ (2単位)	2
3年	前期		②教育方法学特殊研究指導Ⅴ (2単位)	2
	後期		②教育方法学特殊研究指導Ⅵ (2単位)	2
履修単位計		2	12	14

資料 8 : 教育研究領域のつながり



(趣旨)

第1条 この細則は、創価大学大学院学則（以下「学則」という。）第13条の2第2項の規定に基づき行う「多様なメディアを高度に利用して行う授業」（以下「メディア授業」という。）に関し必要な事項を定める。

(定義)

第2条 メディア授業は、次の各号に定める要件の授業をいう。

- (1) 授業の開始から終了までの全回数の半数を超える回数に渡り、学則第13条の2第2項に規定する「多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる」方法をとる授業とする。ただし、学長が正当な理由があると認めた場合には、メディア授業として扱わないことができる。
- (2) インターネットなどを利用することにより、文字、音声、静止画、動画などの多様な情報を扱うもので、同時双方向型又は非同時双方向型で行われる授業であること。

(同時双方向型のメディア授業)

第3条 同時双方向型のメディア授業（テレビ会議方式等）の実施においては、前条第1項第2号に定めるメディア授業に用いる多様な情報を活用し、同時かつ双方向として教員が授業を行う時間に学生が学修し、かつ教員と学生が質疑応答又は討議等を行うこととする。

(非同時双方向型のメディア授業)

第4条 非同時双方向型のメディア授業（オンデマンド方式）の実施においては、第2条第1項第2号に定めるメディア授業に用いる多様な情報を活用し収録動画等を利用して行うこととする。なお、毎回の授業実施にあたって教員又は指導補助者等は、対面指導又はインターネット指導の方法のいずれかを用いて、当該授業終了後、すみやかに設問解答や質疑応答等による十分な指導を行い、かつ意見交換の機会を確保することとする。

(メディア授業の構成及び学修時間)

第5条 メディア授業は、学則第12条に定める単位の基準の内容をもって、構成することを標準とする。

(出席確認)

第6条 メディア授業での出席の確認は、視聴のログや課題提出の状況など、シラバス等に明記された適切な方法により判断するものとする。

(シラバス等の明示事項)

第7条 メディア授業を実施する科目のシラバスには、対面で行う授業において記載するもののほか次の各号に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 授業方法の構成、回数
- (2) メディア授業の受講方法（スマートフォンで受講可やパーソナル・コンピュータでのみ受講可など）、出席確認方法、試験方法
- (3) リアルタイムに授業を実施する同時双方向型の授業、収録動画等を利用する非同時双方向型（オンデマンド方式）の授業などメディア授業の実施方法
- (4) その他必要な事項

(研究科長への報告)

第8条 メディア授業の授業科目を開講する際には、授業科目担当教員はあらかじめ当該研究科長に

- 申し出るものとする。研究科長はメディア授業になる科目の一覧を各大学院事務室に報告する。ただし、全学でメディア授業を行うことを決定した場合を除く。
- 2 前項の申し出を受けた研究科長は、メディア授業実施にあたって意見を述べることができる。
 - 3 メディア授業として行うことを決定した場合研究科長は、当該科目の一覧を各大学院事務室に報告する。
 - 4 授業科目担当教員が、やむを得ない事由により、学期の途中でメディア授業に変更を希望する場合も前3項の手続きを行うものとする。

(資格関係科目)

第9条 特設課程科目については、学長がやむを得ない状況があると判断した場合を除き、原則として、メディア授業を実施しないものとする。

附 則

この細則は、令和2年6月1日から施行する。

資料10：臨床心理士の受験資格取得に必要な科目

科目分類	部門	科目名	単位	履修年次				受験資格 取得要件	備考
				M1春	M1秋	M2春	M2秋		
必修科目		臨床心理学特論演習Ⅰ－1	2	○				15科目25単位	
		臨床心理学特論演習Ⅱ－1	2		○				
		臨床心理学特論演習Ⅰ－2	2			○			
		臨床心理学特論演習Ⅱ－2	2				○		
		臨床心理学特論Ⅰ	2	○					
		臨床心理学特論Ⅱ	2		○				
		臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践Ⅰ）	2	○					
		臨床心理面接特論Ⅱ（心理支援に関する理論と実践Ⅱ）	2		○				
		臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅰ）	2	○					
		臨床心理査定演習Ⅱ（心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅱ）	2		○				
		臨床心理基礎実習Ⅰ	1	○					
		臨床心理基礎実習Ⅱ	1		○				
		心理実践実習Ⅰ	1		○				
		臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	1			○			
		臨床心理実習Ⅱ（心理実践実習Ⅲ）	1				○		
選択必修科目	A群	心理統計法特論	2	○		(○)		5科目10単位以上 ※A～E群から各2単位以上、計10単位以上を履修すること。	E群「投映法特論Ⅰ・Ⅱ」を履修する場合は、Ⅰ・Ⅱともに履修し、計4単位を修得すること。
		心理学研究法特論	2	○		(○)			
	B群	認知心理学特論	2	○		(○)			
		発達心理学特論	2	○		(○)			
	C群	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	○		(○)			
		犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	○		(○)			
	D群	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2		○		(○)		
		障害児心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		○		(○)		
	E群	投映法特論Ⅰ	2	○		(○)			
		投映法特論Ⅱ	2		○		(○)		
		病院臨床心理学特論	2		○		(○)		
		精神分析特論	2	○		(○)			

資料11：公認心理師の受験資格取得に必要な科目

No.	大学院における必要な科目名	含まれる事項	本学における科目名	単位	履修年次				受験資格取得要件
					M1春	M1秋	M2春	M2秋	
1	保健医療分野に関する理論と支援の展開	①保健医療分野に関わる公認心理師の実践	精神医学特論（保健医療分野に関する理論と支援の展開）	2		○		(○)	22科目39単位
2	福祉分野に関する理論と支援の展開	①福祉分野に関わる公認心理師の実践	障害児心理学特論（福祉分野に関する理論と支援の展開）	2		○		(○)	
3	教育分野に関する理論と支援の展開	①教育分野に関わる公認心理師の実践	学校臨床心理学特論（教育分野に関する理論と支援の展開）	2	○		(○)		
4	司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開	①司法・犯罪分野に関わる公認心理師の実践	犯罪心理学特論（司法・犯罪分野に関する理論と支援の展開）	2	○		(○)		
5	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	①産業・労働分野に関わる公認心理師の実践	産業・労働分野に関する理論と支援の展開	2		○		(○)	
6	心理的アセスメントに関する理論と実践	①公認心理師の実践における心理的アセスメントの意義 ②心理的アセスメントに関する理論と方法 ③心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用	臨床心理査定演習Ⅰ（心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅰ）	2	○				
			臨床心理査定演習Ⅱ（心理的アセスメントに関する理論と実践Ⅱ）	2		○			
7	心理支援に関する理論と実践	①力動論に基づく心理療法の理論と方法 ②行動論・認知論に基づく心理療法の理論と方法 ③その他の心理療法の理論と方法 ④心理に関する相談、助言、指導等への上記①から③までの応用 ⑤心理に関する支援を要する者の特性や状況に応じた適切な支援方法の選択・調整	臨床心理面接特論Ⅰ（心理支援に関する理論と実践Ⅰ）	2	○				
			臨床心理面接特論Ⅱ（心理支援に関する理論と実践Ⅱ）	2		○			
8	家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践	①家族関係等集団の関係性に焦点を当てた心理支援の理論と方法 ②地域社会や集団・組織に働きかける心理学的援助に関する理論と方法 ③心理に関する相談、助言、指導等への上記①及び②の応用	家族心理学特論（家族関係・集団・地域社会における心理支援に関する理論と実践）	2	○		(○)		
9	心の健康教育に関する理論と実践	①心の健康教育に関する理論 ②心の健康教育に関する実践	心の健康教育に関する理論と実践	2		○		(○)	
10	心理実践実習		心理実践実習Ⅰ	1		○			
			臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）	1			○		
			臨床心理実習Ⅱ（心理実践実習Ⅲ）	1				○	
本学指定科目			臨床心理学特論演習Ⅰ—1	2	○				
			臨床心理学特論演習Ⅱ—1	2		○			
			臨床心理学特論演習Ⅰ—2	2			○		
			臨床心理学特論演習Ⅱ—2	2				○	
			臨床心理学特論Ⅰ	2	○				
			臨床心理学特論Ⅱ	2		○			
			臨床心理基礎実習Ⅰ	1	○				
			臨床心理基礎実習Ⅱ	1		○			



2受高専教第6号
障精発0826第2号
令和2年8月26日

創価大学学長 殿

文部科学省高等教育局専門教育課長



厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部

精神・障害保健課長



公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師と
なるために必要な科目の確認について（回答）

公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について（平成29年9月15日29文科初第879号・障発0915第8号）第1の3に基づき、令和元年7月25日付け創大発31第97号で申請のあった大学院において開設する科目が公認心理師法施行規則（平成29年文部科学省・厚生労働省令第3号）第2条第10号に規定する心理実践実習の基準を満たすことを確認したので回答する。

[本件担当]


〒100-8916 東京都千代田区霞が関1-2-2
厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部
精神・障害保健課公認心理師制度推進室
電話：03-5253-1111（内線3113、3112）
E-mail：koninshinrishi@mhlw.go.jp

資料13

実習施設承諾書

令和元年6月26日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者
所在地 東京都八王子市丹木町1-236
代表者 創価大学大学院 文学研究科 心理教育相談室 室長 園田 雅代 

当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

実習施設承諾書

2019年6月13日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者 神奈川県藤沢市湘南台1-1-6
所在地 湘南台駅前クリニックビル 4階
代表者 あおきメンタルクリニック
院長 青木 豊




当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。

実習施設承諾書

2019年5月24日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者 東京都豊島区要町3-11-3-201
所在地 電話 (03)5966-0686
医療法人社団 安倍クリニック
代表者 安 倍 英 一 

当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。

実習施設承諾書

2019年6月13日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者

所在地 東京都三鷹市上連雀4-14-1

公益財団法人 井之頭病院

代表者 理事長 菊 池



当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。

実習施設承諾書

2019年5月30日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

〒123-0845
設置者 東京都足立区西新井本町2-23-1
所在地 医療法人社団八葉会 大石記念病院
代表者 院長 大石 宏
TEL 03-3898-7411



当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。

実習施設承諾書

令和 1 年 5 月 31 日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者 〇〇〇〇〇〇
所在地 世田谷区宮坂3-13-6-201
代表者 〇〇〇 友二



当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。


なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。



実習施設承諾書

令和1年6月26日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者 東京都多摩市連光寺二丁目62番地2
所在地 医療法人社団聖美会多摩中央病院
代表者 理事長 佐久間 哲 

当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。

実習施設承諾書

2019年6月24日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者 東京都八王子市中野町2082
所在地
代表者 医療法人財団緑雲会多摩病院
院長 持田 政彦



当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。

実習施設承諾書

2019年5月28日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者 **社会福祉法人武蔵野会**
所在地 **武蔵野児童学園**
代表者 **7193-0826 東京都八王子市元八王子町2の1326**
電話 042-661-5161
施設長 金子 陽介

当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。

実習施設承諾書

2019年5月23日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者 川崎市中原区井田3-16-8
所在地

代表者 川崎こども心理ケアセンター 橋本 治
施設長 高田 治



当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。

実習施設承諾書

2019年7月10日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者 足立区梅島3-28-8
所在地 足立区梅島3-28-8
代表者 足立区梅島3-28-8
子ども支援センターげんき所長
上遠野葉子



当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。



実習施設承諾書

令和 元 年 6 月 21 日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者 日の出町
所在地 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780
代表者 日の出町教育委員会
学校教育課
指導室長 川元泰史



当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う以下の実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

- ① スーパーバイザー巡回相談陪席
- ② 適応支援グループ・レッツ (Let's) における実習

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。

実習施設承諾書

令和元年 5月 27日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者 **文京区教育センター**
所在地 **東京都文京区湯島4-7-10**
代表者 **教育センター所長 矢島 孝幸**



当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。



実習施設承諾書

令和元年6月7日

創価大学大学院文学研究科
研究科長 季武 嘉也 殿

設置者 東村山市教育委員会 教育長
所在地 東京都東村山市本町1-2-3
代表者 村木 尚生



当施設は、創価大学が公認心理師法施行規則等に基づいて行う実習の実習施設として、実習生を受け入れることを承諾いたします。

なお、実習内容、実習受け入れ人数、実習受け入れ期間等の詳細については、後日取り交わす実習委託契約書に拠るものとします。

実習指導委託契約書

創価大学大学院教育学研究科 研究科長 ●●●● (以下「甲」とする) と、病院名 院長 ●●●● (以下「乙」とする) は、2021 年度の大学院生臨床心理実習 (以下「実習」という) 指導委託について、下記条件のもとに契約を締結する。

記

1. この契約は、実習における甲と乙の役割を明確にすることを目的とする。
2. 実習の内容と指導方法については、甲乙協議のうえこれを定める。
3. 甲は実習を委託する大学院生●名：●●●● (以下「実習生」という) について、乙が必要とする書類等を乙に提出する。
4. 乙は、実習の指導担当者を定めるものとする。
5. 実習生は乙の諸規則を遵守し、指導担当者の指示に従わなければならない。
6. 乙は、実習生が乙の諸規則に違反したり、不適切な行為をした場合は甲に報告し、必要があれば協議するものとする。
7. 実習日は、原則として毎週月曜日とする。
8. 実習期間中における実習生の疾病や事故については、乙側の故意または過失による場合を除き、すべて実習生本人および甲の責任において対処する。
9. 実習生が故意または過失により、乙の利用者および職員に被害を与え、もしくは乙の施設や器物を破損した場合には、実習生あるいは甲は、その損害を賠償する責任を負う。
10. 実習委託料は、実習生 1 人あたり 1 日 2,000 円とする。支払い方法は、甲乙協議のうえ決定する。
11. 甲または乙は、必要がある場合は相手方と協議のうえ、本契約の内容を変更し、または解除することができる。
12. 本契約の内容は、2021 年 9 月 1 日から 2021 年 1 月 31 日まで有効とする。
13. 甲乙は、本契約を証するため契約書を 2 通作成し、甲乙各 1 通を保持する。

以上

2021年 月 日

(甲) 八王子市丹木町 1 - 236
創価大学大学院文学研究科
研究科長 ●●●●

(乙)

資料 15

心理実践実習 I 手引き

1) 実習概要

- ① 科目名 「心理実践実習 I」(必修科目)
- ② 実習生 博士前期課程 1 年生
- ③ 実施時期 博士前期課程 1 年次 秋学期
- ④ 実習形式 見学実習
- ⑤ 人数
福祉分野 : 1 回 1 グループ 5 名以内
教育分野 : 1 回 1 名

2) 実習の目的

2-1 福祉分野

児童福祉法に定められた児童福祉施設である児童養護施設および児童心理治療施設について、施設の見学、および現職者によるレクチャーを通して以下の 5 点について学ぶ。

- ① 施設利用者に関する知識および支援に必要な技能
- ② 施設利用者の理解とニーズの把握
- ③ 施設利用者へのチームアプローチ
- ④ 多職種連携および地域連携
- ⑤ 公認心理師(臨床心理士)としての職業倫理および法的義務への理解

2-2 教育分野

公立小学校、中学校の巡回相談に陪席し、以下の 5 点について実践的に学ぶ。

- ① 教育の場における心理支援ニーズの現状
- ② 教育現場における心理職の役割
- ③ 児童生徒支援へのチームアプローチ
- ④ 多職種連携および地域連携
- ⑤ 公認心理師(臨床心理士)としての職業倫理および法的義務への理解

3) 実習内容

3.-1 福祉分野

以下の2点を1日で実施する。

- ① 施設見学
- ② 現任職員（実習指導者）によるレクチャー

3.-2 教育分野

日の出町教育委員会が町立小中学校を対象に実施しているスーパーバイザー巡回相談の陪席。授業観察、教員との事例検討およびコンサルテーションに実習生が陪席し、実習指導者より指導を受ける。

4) 事前準備

実習の事前準備として、「心理実践実習Ⅰ」実習記録（以下実習記録）の「事前学習」の用紙に従って、実習施設・機関の種別、設置主体、施設・機関の目的、利用者へのサービス内容、職員の職務内容等について、施設のホームページやパンフレット等で確認し、整理して記入しておくこと。

5) 実習における留意点

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">(1) 学ぶ立場として謙虚さ、誠実さを大切にする(2) 基本的マナーと場面に応じた配慮を心がける(3) プライバシーの保護と利用者の利益を考える(4) 実習生の自覚をもって利用者とかかわる(5) 機関の機能を理解し、場面を文脈から理解する(6) 現場で起きていることすべてを学習の素材として活かす |
|---|

実習現場では、大学を代表する者と自覚して行動してください。皆さんの外見、言葉遣い、行動から大学全体が評価され、次期の実習生を受入れるか、拒否されるか決まるのが現状です。

実習中は、配属された実習施設の諸規則に従って、専門職を目指す者として責任ある行動をとるよう心がけてください。また、実習生であることを自覚し、「実習の目的及び各自の実習テーマ」を達成できるように努めてください。

下記に実習での留意事項について、各自確認し、遵守してください。

1. 「誓約書」

大学院文学研究科長に提出します。

誓約書は、実習生が実習中に、実習施設・機関に対し迷惑をかけないことを約束するものです。実習生は実習施設・機関の服務規程、管理規程及び防災規程を遵守し、職員の指示に従い、誠実かつ公正に実習を遂行するとともに、怠慢、不品行、その他の信用失墜行為等により、迷惑をかけないようにしてください。また、実習中に知り得た利用者の私事に関する情報や職員のプライバシーに関する事項についても、口外してはなりません。

2. 実習に臨む基本的な態度について

経験を通して学ぶことができる実習は、とても貴重な学習の時間です。常に学ぶ姿勢を忘れず、実習に真摯に取り組みましょう。

- ① 実習時間の厳守。
- ② やむをえず、欠席や遅刻をする場合は毛利・高野に事前連絡し、指示に従うこと。
- ③ 実習施設・機関の職員及び利用者の方に対しては、自分から進んで挨拶をすること。
- ④ 実習施設・機関の職員及び利用者の方に対しての言葉遣い、態度に気を付け、真摯な態度を心掛けること。
- ⑤ 実習施設・機関の運営を理解し、組織の秩序を乱さないようにすること。
- ⑥ 実習生は指導を受ける立場であることを自覚し、実習指導者や職員の指示に従うこと。
- ⑦ 実習施設・機関の禁止事項には必ず従うこと。
- ⑧ 当日、「新型コロナウイルス感染症予防のためのマニュアル」に沿って健康確認および検温し、37.3度以上の体温もしくは諸症状がみられる場合は、上記②にしたがって連絡すること。

3. 服装・身だしなみについて：「清潔感」

利用者や職員に違和感を与えないよう、配慮しましょう。また、衛生面にも気を配りましょう。

- ① 大学又は実習先で指示された規定に従うこと。
- ② 訪問の際は、男子学生、女子学生ともに良識ある服装で行くこと。
- ③ 化粧は、利用者や職員に違和感を与えないよう、身だしなみ程度にとどめ、香水の使用は厳禁。
- ④ 髪は乱れないようにすること。奇抜な髪型や髪の色は厳禁。

4. 実習終了にあたって

忙しい業務の中、実習受け入れに時間を割いていただき、ご配慮をいただいています。後片付けや挨拶をきちんとして実習を終了しましょう。また、お礼状を出すまでは実習の一環であることを意識しましょう。

- ① 実習終了日は、実習施設・機関を退出する際には、全職員にお礼の気持ちを込め、挨拶をすること。
- ② 利用者への挨拶は、実習施設・機関の指示に従うこと。
- ③ 実習終了後は感謝の気持ちを込めてお礼状を出すこと。(実習生連名)
- ④ 実習後、利用者との個人的なつき合いは差し控えること。

6) 携行品について

大学から指示するものとしては、以下の物が挙げられる。実習先からの指示があればそれに従うこと。

【持参するもの チェックリスト】

- 心理実践実習の手引き
- 実習記録
- 筆記用具
- ノート・メモ用紙
- 学生証
- 上履き（施設の指示に従うこと）

※上記の事柄を十分に留意した上で、実習に臨んでください。

7) 実習記録について

各自、実習記録ファイルの「実習記録」を記入すること。

＜実習記録の記入についての留意点＞

- ・自分以外の人も目にするため、丁寧に記載すること。
- ・誤字脱字に注意すること。
- ・実習記録は、感動の薄れないその日のうちに書くこと。
- ・読む人の立場に立って、筋の通った、分かりやすい文章で、簡潔に記録すること。
- ・実習生の考察や感想は独断的にならないよう、必ず客観的事実の裏付けを伴って記述すること。
- ・内容のはっきりしない抽象的用語や実習施設で用いられていない特殊な専門用語は使わないこと。
- ・情報の出所は、常に明らかにすること。
- ・記録内容について秘密を守ること。
- ・利用者、関係者の名前は名前の頭文字以外のイニシャルで表記すること。
 - ※ 記録には、黒色の万年筆もしくはボールペンを用い、鉛筆を使用しないこと。
 - ※ 消えるボールペン使用禁止。
 - ※ なお、Wordで作成してもよい。ファイルにはパスワードをつけ、保護すること。

以上

2021 年度

実習の手引き

創価大学大学院文学研究科

教育学専攻

臨床心理学専修

目 次

I. 実習の構造と位置づけ

1. 公認心理師と臨床心理士
2. 実習の目標と内容
3. 実習の全体構造

II. 実習の留意点

1. 実習の留意事項
2. 実習記録について

III. 実習の目的と学習課題

1. 保健医療分野
2. 教育分野
3. 福祉分野
4. 学内の心理臨床相談施設

IV. 実習施設 概要・一覧

V. 実習(大学院 450 時間以上)の実習計画

1. 保健医療分野
2. 教育分野
3. 福祉分野
4. 学内実習施設 (心理教育相談室)

注：本学では、公認心理師養成と臨床心理士養成の両方に対応している。実習については、科目名が公認心理師対応では心理実践実習Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ、臨床心理士対応では、臨床心理基礎実習Ⅰ、Ⅱ、臨床心理実習Ⅰ、Ⅱとなっており、併記すると煩雑になるため、法律に関わる部分以外では、「実習」と記す。

1. 「実習」の構造と位置づけ

1. 公認心理師と臨床心理士

(1) 公認心理師とは

公認心理師は文部科学省・厚生労働省によって、以下のように定義されています。

【公認心理師の定義】

「公認心理師」とは、公認心理師登録簿への登録を受け、公認心理師の名称を用いて、保健医療、福祉、教育その他の分野において、心理学に関する専門的知識及び技術をもって、次に掲げる行為を行うことを業とする者をいう。

- ① 心理に関する支援を要する者の心理状態を観察し、その結果を分析すること
- ② 心理に関する支援を要する者に対し、その心理に関する相談に応じ、助言、指導その他の援助を行う
- ③ 心理に関する支援を要する者の関係者に対し、その相談に応じ、助言、指導その他の援助を行うこと
- ④ 心の健康に関する知識の普及を図るための教育及び情報の提供を行うこと

(「公認心理師法第二条(定義)」)

(2) 臨床心理士とは

公益財団法人 日本臨床心理士認定協会（以下、認定協会）が認定する民間資格です。認定協会において、臨床心理士とは臨床心理学にもとづく知識や技術を用いて、人間の“こころ”の問題にアプローチする“心の専門家”とされています。

また、臨床心理士の専門業務は、認定協会の定める「臨床心理士資格審査規程」第11条に、①臨床心理査定 ②臨床心理面接 ③臨床心理的地域援助 ④上記①～③に関する調査・研究と記されています。

2. 実習の目標と内容

心理実践実習は、公認心理師国家試験の受験資格取得のための指定科目として位置づけられており、その内容は文部科学省・厚生労働省によって、以下のように示されています。

注：公認心理師対応の「実習」と臨床心理士対応の「実習」は、ほぼ同一の内容のため、本手引きは両者共通の「実習の手引き」とします。

【心理実践実習の目標と内容】

知識及び技能の基本的な水準の修得を目的とし、次に掲げる事項について、保健医療、福祉、教育、司法・犯罪、産業・労働等の分野の施設において実習を行うこと。

(ア) 心理に関する支援を要する者等に関する以下の知識及び技能の修得

- (1) コミュニケーション
- (2) 心理検査
- (3) 心理面接
- (4) 地域支援 等

(イ) 心理に関する支援を要する者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成

(ウ) 心理に関する支援を要する者へのチームアプローチ

(エ) 多職種連携及び地域連携

(オ) 公認心理師としての職業倫理及び法的義務への理解

(「公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」(29 文科初第 879 号 障発 0915 第 8 号 平成 29 年 9 月 15 日))

注：なお、上記は臨床心理士対応の「実習」と共通である。

3. 心理実践実習の全体構造

心理実践実習の時間数と実習を実施する分野は、文部科学省・厚生労働省によって、以下のように示されています。

【心理実践実習の時間数と分野】

心理実践実習の時間は、450 時間以上とすること。また、実習において担当ケース（心理に関する支援を要する者等を対象とした心理的支援等）に関する実習時間は計 270 時間以上（うち、学外施設における当該実習時間は 90 時間以上）とすべきこと。その際、主要 5 分野のうち 3 分野以上の施設において、実習を実施することが望ましい。ただし、医療機関における実習は必須とすべきこと。なお、医療機関以外の施設においては、見学を中心とする実習を実施しても差し支えない。

なお、大学又は大学院に設置されている心理職を養成するための相談室における実習は、心理実践実習の時間に含めて差し支えないが、主要 5 分野のいずれにも含まれないこと。

（「公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（29 文科初第 879 号 障発 0915 第 8 号 平成 29 年 9 月 15 日））

本学大学院では実習(450 時間)を、以下のように実施します。実習時間、実習機関の詳細については、p23,p24,p27 を参照してください。

① 臨床心理基礎実習Ⅱ（心理実践実習Ⅰ）（1 単位）

1 年次秋学期に福祉、教育の 2 分野の施設において、22 時間の見学実習、事前事後指導 45 時間の合計 67 時間の実習を実施します。

② 臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）（1 単位）・臨床心理実習Ⅱ（心理実践実習Ⅲ）（1 単位）

2 年次春学期・秋学期において、医療、教育の 2 分野の施設および本学心理教育相談室において、実習を実施します。学外実習では 276 時間（内、ケース担当合計 220 時間）、学内実習では 357.5 時間（内、ケース担当 255.5 時間）、スーパーバイザーによる個別指導やケースカンファランス参加などの事前・事後指導 90 時間の合計 723.5 時間の実習を行います。なお、臨床心理士対応の実習では、臨

床心理基礎実習Ⅰが加わります。

慣れない環境での長期の実習は精神力も体力も要求されます。「実習の手引き」は皆さんが効果的に実習を行うことができるように作成したものです。手引きの内容をよく理解して実習に臨んでください。

Ⅱ. 実習の留意点

<実習における心構え>

- (1) 学ぶ立場として謙虚さ、誠実さを大切にする。
- (2) 基本的マナーと場面に応じた配慮を心がける。
- (3) プライバシーの保護と利用者の利益を考える。
- (4) 実習生の自覚をもって利用者とかかわる。
- (5) 機関の機能を理解し、場面を文脈から理解する。
- (6) 現場で起きていることすべてを学習の素材として活かす。

1. 実習の留意事項

実習現場では、大学を代表する者と自覚して行動してください。皆さんの外見、言葉遣い、行動から大学全体が評価され、次期の実習生を受入れるか拒否されるか決まるのが現状です。

実習中は、配属された実習施設の諸規則に従って、専門職を目指す者として責任ある行動をとるよう心がけてください。また、実習生であることを自覚し、「実習の目的及び各自の実習テーマ」を達成できるように努めてください。

次ページに実習での留意事項が記載されていますので、各自確認し、遵守してください。

(1) 実習施設・機関への提出書類

① 履歴書（写真付き）

履歴書は、実習施設・機関の実習指導者が実習生の実習指導を行うために使用するもので、大学から実習施設・機関に提供するものです。また、実習生の第一印象を与える、いわば書面による面接です。書面の提出により、「個人情報の保護に関する法律」第 16 条第 1 項の規定による利用目的に関する同意並びに第 23 条 1 項規定による第三者への提供の同意を得たものとします。

実習生の実習配属先を決定した後、実習機関に挨拶に伺うときに持参します。

② 「誓約書」

誓約書は、実習生が実習中に、実習施設・機関に対し迷惑をかけないことを約束するものです。実習生は実習施設・機関のサービス規程、管理規程及び防災規程を遵守し、職員の指示に従い、誠実かつ公正に実習を遂行するとともに、怠慢、不品行、その他の信用失墜行為等により、迷惑をかけないようにしてください。また、実習中に知り得た利用者の私事に関する情報や職員のプライバシーに関する事項についても、口外することは厳禁です。

誓約書（本学用書式）を実習施設・機関に提出することの意味をきちんと理解し、実習の初日に施設・機関へ必ず提出してください（但し、実習施設・機関によっては、施設・機関の指定書式により提出する場合がありますので、実習指導者へ確認するようにしてください）。

③ 「健康診断書」・「細菌検査書」

実習施設・機関によっては、健康診断書や細菌検査書が必要となる場合があります。提出期限の日までに提出しないと実習ができなくなる場合もありますので、注意してください。実習先への事前訪問の際、実習施設・機関が必要とする検査内容・提出日、診断書の有効期間についても確認を してください。

「健康診断書」は、大学院生各自がパピルスメイト（証明書自動発行機）から発行することができます。該当年度の健康診断を受診し、検査結果に異常がない場合に限りパピルスメイトから発行可能です。提出を求められた実習施設・機関へ提出してください。

【実習先への提出書類：チェックリスト】

- 履歴書：緊急連絡先も記入のこと（挨拶時に実習生が持参）
 - 健康診断書（原則実習初日に提出。施設・機関によっては提出の指定日がある場合もあるので、実習先の指示に従ってください。）
 - 誓約書（原則実習初日に提出。施設・機関によっては提出の指定日がある場合もあるので、実習先の指示に従ってください。）
- * 実習先から求められた場合
- 細菌検査書（原則実習初日に提出。施設・機関によっては提出の指定日がある場合もあるので、実習先の指示に従ってください。）

(2) 実習に臨む基本的な態度について

経験を通して学ぶことができる実習は、とても貴重な学習の時間です。常に学ぶ姿勢を忘れず、実習に真摯に取り組みましょう。

- ① 実習時間の厳守は基本。実習開始 10 分前に身支度を終了し、実習できる態勢を整えておくこと。やむをえず、欠席や遅刻をする場合は実習先と各実習の担当教員に事前連絡し、指示に従うこと。
- ② 実習施設・機関の職員及び利用者の方に対しては、自分から挨拶をすること。
- ③ 実習施設・機関の職員及び利用者の方に対しての言葉遣い、態度に気を付け、真摯な態度を心掛けること。実習の場にふさわしい声の大きさ、話し方に留意すること。
- ④ 実習施設・機関の運営を理解し、組織の秩序を乱さないようにすること。
- ⑤ 実習生は指導を受ける立場であることを自覚し、実習指導者や職員の指示に従うこと。実習指導者の指示を無視して、実習生同士だけで行動しないこと。
- ⑥ 職員から依頼されたことは、忠実に実施し、事後必ず報告すること。
- ⑦ 実習指導者から指示されたレポート等の提出物は必ず提出すること。

- ⑧ 実習中は学生であると同時に、利用者や家族の立場からみると施設・機関の一員として見られるため、責任ある行動をとること。
- ⑨ 複数人配属の場合、実習生同士の私語は慎むこと。
- ⑩ 学生同士または利用者を「ニックネーム」で呼び合わないこと。
- ⑪ 分からないことがあれば積極的に質問し、曖昧にしておかないこと。
- ⑫ 自信がないとき、不安なときは進んで質問し、相談すること。
- ⑬ 実習施設・機関の禁止事項には必ず従うこと。
- ⑭ 一日の終わりにはその日に実習したことを記録し、実習記録を提出すること。(実習施設・機関によって、実習記録提出方針が異なる場合があるので、実習指導者の指示に従うこと。)

(3) 利用者に対して : 「人権尊重」

利用者からみれば実習生は、「自分の生活空間に足を踏み入れる人」になります。利用者に関することは、個人のプライバシーに触れることともつながるので、プライバシーや人権を意識して行動しましょう。また、利用者との関係はあくまでも「一過性」の「援助関係」であることを意識して行動しましょう。

- ① 利用者の人権を尊重し、利用者の立場に立った行動をすること。
- ② 利用者は「〇〇さん」とさん付けで呼ぶこと。
- ③ どの利用者にも公平に接すること。
- ④ 利用者に対しての言葉遣い、態度に気を付け、真摯な姿勢を心掛けること。
- ⑤ 利用者に依頼されたことは、自己判断せず、必ず実習指導者に相談して対処すること。
- ⑥ 利用者と個人的な情報のやりとりをしない(携帯電話の番号やメールアドレス、住所の交換は厳禁)。
- ⑦ 金品・物品等を渡したり受け取ったりしない。
- ⑧ 安易に約束をしてはならない。
- ⑨ 利用者について知り得た秘密は、実習中及び実習終了後も決して口外してはならない。

(4) ハラスメントについて

<セクシャル・ハラスメント>

自分の行動がセクシャル・ハラスメントにつながる場合もあります。親しさを表すつもりと言動が、相手を不快にさせてしまうこともあるので相手の気持ちを尊重した行動をとりましょう。

- ① 自分がされていやなことや言われていやなことはしない。
- ② 他者の性的な言動によりいやだと感じたことに対しては、はっきり「NO」と言う。

言えない状況の場合は、実習指導者もしくは大学に早急に相談する。

<アカデミック・ハラスメント>

研究教育上もしくは職場での権力を利用して、教育・研究活動に妨害や嫌がらせの働きかけをしたり、不利益を与えたりする行為をすることをいいます。実習先や実習指導において、万が一ハラスメントと認識した場合、実習指導担当教員、もしくは信頼関係が深い教職員に相談してください。

(5) 服装・身だしなみについて: 「清潔感」

利用者や職員に違和感を与えないよう、配慮しましょう。また、衛生面にも気を配りましょう。

- ① 大学又は実習先で指示された規定に従うこと。
- ② 事前訪問の際は、男子学生、女子学生ともにスーツ若しくはそれに準じた良識ある服装で行くこと。
- ③ 実習に入る場合は実習着（実習先に確認）を持参すること。
- ④ 衣類は、活動的なものにして常に清潔を保つこと。
- ⑤ 化粧は、利用者や職員に違和感を与えないよう、身だしなみ程度にとどめ、香水は避けること。
- ⑥ 利用者を傷つけたり、利用者への刺激となる恐れがあるので、指輪やピアス等のアクセサリーの着用は避けること。
- ⑦ 頭髪は乱れないようにすること。
- ⑧ 爪は、常に短く切り危なくないようにすること。マニキュアは避けること。
- ⑨ 靴は、足音がしないもので、活動しやすいものにする。

(6) 実習中の体調管理: 「体調管理は自己責任」

実習は、精神的にも体力的にも疲れやすい状況です。自己管理をしっかりと実習期間を過ごしましょう。

- ① 規則正しい生活をする事。
- ② 実習中は飲酒・夜更かしを避け、実習に備えること。
- ③ 実習時間中に健康を害したときは、速やかに実習指導者の指示を仰ぐ。
- ④ 発熱等で実習が困難な場合には、速やかに実習先および担当教員に連絡すること。

(7) 感染症予防について: 「手洗いうがいからはじまる感染予防」

感染症予防は自分の身を守ることにもつながります。実習先からの注意事項は必ず守りましょう。

- ① 実習のはじめと終わりはもちろんのこと、実習時間中もこまめに手洗いうがいをする事。まず流水で十分水洗いをする。出来るだけ石鹸を使って、流水下で強めにもみ洗いをすれば、短時間でほとんどの菌が除去出来ます。
- ② 発熱や下痢、咳等のひどい人に接触したときは、その都度うがいと手洗いを励行する。
- ③ 利用者の血液や体液には、素手で触れない。手等に傷がある場合は、指導者にその旨を伝え、指示に従うこと。
- ④ 咳のひどい人に接する時には、直接しぶきを浴びないような工夫をする。浴びた場合は、手洗い・うがいをする。

(8) 新型コロナウイルス感染予防について

下記項目を遵守してください。実習先にも本学の方針を書面でお伝えしてあります。

- ① 実習に際しては、手洗い、マスク着用など、新型コロナウイルス感染予防に関する実習先医療機関のガイドラインを遵守して参加すること。
- ② 実習開始日の一週間前から、毎朝一回検温し、自覚症状の有無と合わせて、実習時、健康日記に入力し、心理教育相談室長にメールで送信する。(不可能な場合は、紙媒体で提出)
*実習期間中は、毎日健康日記に入力し、実習日当日の記録を心理教育相談室長に送信する。
- ③ 実習当日は自宅を出る前、昼休みの2回検温し、自覚症状の有無を健康日記に入力する。
- ④ 実習当日、37.3℃以上の場合、あるいは症状が認められる場合、実習先、担当教員に連絡の上、実習は休みとし、受診相談などの対応を行う。
- ⑤ 同じく当該の週の間、発熱、症状等を認めた場合にも、実習の可否、受診などを担当教員と検討する。
- ⑥ 実習先で発熱や症状が見られた場合には、その時点で実習中止とする。
- ⑦ 日常的に三密(密閉空間、密集場所、密接場面)を避け、外出からの帰宅時には手洗い、うがいを励行すること。

なお、学内実習では、別紙の「心理教育相談室感染予防マニュアル」をよく読み、遵守してください。

(9) 実習終了にあたって

忙しい業務の中、実習受け入れに時間を割いていただき、ご配慮頂いています。後片付けや挨拶をきちんとして実習を終了しましょう。また、お礼状を出すまでは実習の一環であることを意識しましょう。

- ① 実習終了日は、実習施設・機関を退出する際には、全職員にお礼の気持ちを込め、挨拶をすること。
- ② 利用者への挨拶は、実習施設・機関の指示に従うこと。
- ③ 実習中借用した部屋や物品は、きれいに清掃して元の位置に戻すこと。
- ④ 実習終了後は感謝の気持ちを込めて速やかに(2週間以内を目安に)お礼状を出すこと。
- ⑤ 実習後、利用者との個人的なつき合いは差し控えること。

(10) 携行品について

大学から指示するものとしては、以下の物が挙げられる。実習先からの指示があればそれに従うこと。

【持参するもの チェックリスト】

- 実習の手引き
- 実習ファイル
- 筆記用具
- 印鑑（訂正用の印鑑も用意すること）（必要な場合）
- ノート・メモ用紙
- 実習着（実習先の指示に従う）
- 学生証
- 健康保険証（写し可）
- 上履き・運動靴（下履きと区別する）
- 常備薬

※上記の事柄を十分に留意した上で、実習に臨んでください。

2. 実習ファイルについて

実習中は、実習記録を原則実習当日に記録し、実習施設・機関へ提出し指導を受けることとなります（いつ、誰に提出すればよいのかなどは事前に各自で実習指導者に確認してください）。実習記録は、実習活動と同様、評価の対象となりますので下記要領に十分留意して適切な実習記録を作成してください。また、実習記録は私的な記録ではなく、「公的な記録」です。適切な記入と管理を心がけてください。

全分野共通ファイルと学内実習用ファイルをお渡しします。実習の最終評価は、各実習が終了した時点で行われます。実習記録を記入する際の留意点と具体的な内容は次のとおりです。

(1) 実習記録（ファイル）の記入についての留意点

- ・自分以外の人も目にするため、丁寧に記載すること。
- ・誤字脱字に注意すること。
- ・顔文字・絵文字は使用しないこと。
- ・反省点があった場合、今後はどのように対応していきたいか、次の援助に生かせるように考えて記入すること。
- ・毎日の実習記録は、記憶の確かなその日のうちに書くこと。
- ・読む人の立場に立って、筋の通った、分かりやすい文章で、簡潔に記録すること。
- ・観察の記録は、何時、どこで、誰と、どのようなことがあったかを、客観的に記述すること。
- ・漫然と話し言葉を羅列するような記録の仕方はしないこと。対象者の発言は「・・・」（かぎかっこ）の中に口述的に記入する。
- ・必要に応じて、利用者の言葉だけでなく、対応の態度や行動も記入すること。
- ・実習生の考察や感想は独断的にならないよう、必ず客観的事実の裏付けを伴って記述すること。
- ・内容のはっきりしない抽象的用語や実習施設で用いられていない特殊な専門用語は使わないこと。
- ・情報の出所は、常に明らかにすること。
- ・記録内容について秘密を守ること。（利用者氏名は名前の頭文字以外のイニシャルで表記すること）

※ 記録には、黒色の万年筆もしくはボールペンを用い、鉛筆、消えるボールペンを使用しないこと。

※ 記録の記入間違いがないよう、細心の注意を払うこと。万が一間違ってしまった場合は、記録改ざん防止のため修正液は使用禁止。訂正は二重線を引き、訂正印を押すこと。

※ 記録の際、PC等の使用については、実習先の指示に従うこと。

(2) 実習記録(ファイル)の具体的な留意点

① 表紙

- ・ 実習生氏名、学籍番号、実習期間、実習施設・機関名、実習施設・機関所在地を正確に記入すること。

② 事前学習(実習施設・機関の概要)

- ・ 実習施設・機関の種別、設置主体、施設・機関の目的、利用者のサービス内容、職員の職務内容等について、事前訪問やオリエンテーション等で説明された内容、パンフレットの内容等で確認し、整理して記入すること。また、利用者を取巻く生活環境等を客観的に把握すること。
- ・ 実習開始前に記入し、授業(心理実践実習指導)担当教員に確認し、押印をもらうこと。

③ 日々の実習記録(実習日誌)

- ・ その日の実習で達成すべきことを記入する。
- ・ その日の実習で達成すべきことに対する客観的な自己評価を考察として記入する。達成すべきことが達成できたのであれば、その要因を明確化し、達成できなかったのであればその阻害要因と課題について振り返ることが必要である。
- ・ 評価を含めた考察を記入するにあたっては、利用者・職員・実習生の言動や関り、周りの状況等客観的な事実に基づき記入する。実習生の主観と明確に書き分けが必要である。
- ・ 実習生の主観を単なる感想とせず、感想に至る原因、現場の状況を明確化し、そのような感情を抱かせ、思考を促した要因について深く見つめなおすことが必要である。
- ・ 実習中の疑問は基本的にその日のうちに質問して解消することが望ましい。しかし現場を離れ、実習記録を記載している際に疑問等が生じることもある。そのような場合、記録に指導していただきたい

内容、疑問、質問等を記述することも可能である。(※事前学習で理解しておくべきことや疑問に対して自らの考察をしないまま、質問することは好ましくない。)

- ・ 次回の課題は、その日の実習で達成すべきこととして設定した目標が達成できたかどうかを考察し、達成できなかったことを基に、また実習の目標全体を考えそれを段階的に達成するために成すべきことを決めて記入する。
- ・ 実習当日に記入し、実習日毎に実習指導者に提出して指導を受ける。

④ 実習時間確認表

- ・ 実習実施日の実習時間を記入し、実習指導者に捺印していただく。遅刻、早退、夜勤をした場合等は、その旨を備考に記入すること。欠勤した場合は、振り替えて出勤した際に記入し、備考にその旨を記入する。
- ・ 実習最終日に総時間数を記入し、実習指導者に署名、捺印していただくこと。

III.実習の目的と学習課題

1. 保健医療分野

公認心理師法施行規則第 5 条で定められたところの保健医療施設において、公認心理師法第 2 条で定められている公認心理師の「業」について、その実際を学ぶ。実習生が、心理に関する支援を要する者（以下「要支援者」という。）等に対して、実際に関わり、面接や検査を実施することを通じて、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援について学ぶ。また、実習施設内における連携や施設外の施設・機関における多職種連携の理解を深める。

<実習概要>

科目名： 臨床心理実習Ⅰ・Ⅱ（心理実践実習Ⅱ・Ⅲ）（必修科目）

履修時期： 博士前期課程 2 年次春学期あるいは秋学期

実習形態： 継続実習

注：個人によって、実習を行う時期が異なる。春学期で保健医療分野の実習を行った者は、秋学期に教育分野の実習を、春学期に教育分野の実習を行った者は、秋学期に保健医療分野の実習を行う。

<保健医療分野（病院、クリニック等）における実習の目的>

実習を通して、医療機関における心のケアの現状を学ぶとともに、患者や多職種間のコミュニケーション、臨床心理士及び公認心理師をはじめとする心理臨床家の活動や実状、課題等を体験的に学ぶ。特に、医療における心理療法や心理検査の有効な使い方、ソーシャルスキルトレーニングや集団療法をはじめとするグループ活動、また、他職種との連携の在り方等、臨床心理士および公認心理師が身に付けるべき知識を体験的に学ぶ。外部施設・機関との連携についても理解する。

「公認心理師法第 7 条第 1 号及び第 2 号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」(29 文科初第 879 号 障発 0915 第 8 号 平成 29 年 9 月 15 日)に載っている心理実践実習の「含まれる事項」に沿って実習を行う。これは、次の 1) ～5) について、見学だけでなく、要支援者への支援を実践しながら、実習 担当教員又は実習指導者による指導を受けることである。

(1) 要支援者等に関する知識及び技能の習得（コミュニケーション、心理検査、心理面接、地域支援等）

①病棟での固定のプログラムや不定期のイベント活動に進行・運営スタッフの一人として参加する。

②デイケアでの固定のプログラムや不定期のイベント活動に進行・運営スタッフの一人として参加する。

③実習指導者の指導の下、外来、病棟等で心理検査を実施する。

④外来、病棟等における心理面接に陪席する。実習生による心理面接については、実習指導者の判断により可能な場合に行う。

(2) 要支援者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成

(1) の①②を通しての観察、個別面接での陪席による観察から、個々の対処能力や状態像と同時にメンバー間のやり取りをアセスメントし、現状の能力と今後の課題を把握したうえで、患者のニーズを把握し、実習指導者とともに支援計画を作成する。

(3) 要支援者へのチームアプローチ

多職種合同カンファレンスに参加し、他職種の役割分担を理解する。

(4) 多職種連携及び地域連携

①病院における多職種業務の理解を図り、各部門職種との関係を把握する。

②病院外の患者に対する関係機関（生活訓練施設、地域包括支援センター等）の役割について学ぶ。

(5) 公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

倫理的基準として、公認心理師法第 40 条から第 43 条にかかる信用失墜行為の禁止、秘密保持義務、連携および資質向上の責務について学ぶ。(他分野においても同様)

<公認心理師法第 40 条～第 43 条>

- ・公認心理師は、公認心理師の信用を傷つけるような行為をしてはならない。
- ・公認心理師は、正当な理由がなく、その業務に関して知り得た人の秘密を漏らしてはならない。公認心理師でなくなった後においても、同様とする。
- ・公認心理師は、その業務を行うに当たっては、その担当する者に対し、保健医療、福祉、教育等が密接な連携の下で総合的かつ適切に提供されるよう、これらの提供する者その他の関係者等との連携を保たなければならない。
- ・公認心理師は、その業務を行うに当たって心理に関する支援を要する者に当該支援に係る主治の医師があるときは、その指示を受けなければならない。
- ・公認心理師は、国民の心の健康を取り巻く環境の変化による業務の内容の変化に適応するため、第二条各号に掲げる行為に関する知識及び技能の向上に努めなければならない。

<実習の記録について>

実習記録の記入についての留意点に基づき記入し、実習指導者のチェックを受けること。

<事前準備>

自身の実習先について、実習記録にある事前学習の各項目を調べ、記入しておくこと。

2. 教育分野

公認心理師法施行規則第 5 条で定められたところの教育施設において、公認心理師法第 2 条で定められている公認心理師の「業」について、その実際を学ぶ。実習生が心理に関する支援を要する者（以下「要支援者」という）等に対して、実際に関わり、心理状態の観察及び分析並びに必要な支援について学ぶ。また、実習施設内における連携や施設外の施設・機関における多職種連携の理解を深める。

2-1. 日の出町教育委員会スーパーバイザー巡回相談の陪席

<実習概要>

科目名：臨床心理基礎実習Ⅱ（心理実践実習Ⅰ）

履修時期：博士前期課程 1 年次 秋学期

実習形式：見学実習

実施人数：1 回の巡回相談につき 1 名

<実習内容と目的>

日の出町教育委員会が町立小中学校を対象に実施しているスーパーバイザー巡回相談に陪席する。スーパーバイザーである本学教員（実習指導教員）が同行する同委員会の職員（実習指導者）とともに授業観察、教員との事例検討およびコンサルテーションを行う場に陪席し、教育現場における心理職の役割、多職種連携および地域連携について実践的に学ぶ。陪席後は、レポートを作成し、実習指導教員の指導を受ける。

<事前準備>

実習の事前学習として、実習指導教員による事前ガイダンスを必ず受けること。また、実習記録冊子の「事前学習」の用紙に従って、スーパーバイザー巡回相談事業について、実施主体、目的、内容、について、配布資料等で確認し、整理して記入しておくこと。

<実習の記録について>。

実習記録の記入についての留意点に基づき記入し、見学実習後 1 週間以内に提出すること。

2-2. 適応指導教室（教育支援センター）

<実習概要>

科目名：臨床心理実習Ⅰ（心理実践実習Ⅱ）・臨床心理実習Ⅱ（心理実践実習Ⅲ）

履修時期：博士前期課程2年次 春学期あるいは秋学期

注：個人によって、実習を行う時期が異なる。春学期で教育分野の実習を行った者は、秋学期に保健医療分野の実習を、春学期に保健医療分野の実習を行った者は、秋学期に教育分野の実習を行う。

実習形式：継続実習 週1回

実施人数：1実習機関につき、1名

<実習内容と目的>

実習を通して、不登校児童生徒の理解と支援について学ぶ。適応指導教室では、学校以上に個々の児童生徒理解が丁寧に行われ、常にスタッフが児童生徒に関する情報を共有している。こうした専門家から見る児童生徒理解の仕方について学ぶ。また、適応指導教室に通う児童生徒の中には、関係をつくるのが難しい子どももいることから、こうした児童生徒に対して焦らずじっくりと関係をつくっていくことを学ぶ。さらに、児童生徒の支援には欠かせない適応指導教室の外部施設・機関との連携についても理解する。これらを通じて、適応指導教室に通う児童生徒の支援を学ぶ。「公認心理師法第7条第1号及び第2号に規定する公認心理師となるために必要な科目の確認について」（29文科初第879号障発0915第8号平成29年9月15日）に載っている心理実践実習の「含まれる事項」に沿って実習を行う。これは、次の1)～5)について、見学だけでなく、要支援者への支援を実践しながら、実習担当教員又は実習指導者による指導を受けることである。

(1) 要支援者等に関する知識及び技能の習得（コミュニケーション、心理検査、心理面接、地域支援等）

- ① 遊びや学習に関わる支援を通して、適応指導教室へ通う児童生徒とのラポールを築く。
- ② 遊びや学習に関わる支援の中で、観察・面接（日常会話）等により、児童生徒の理解を深める。
- ③ これらを活かした心理的支援について学ぶ。
- ④ 心理検査、心理面接（陪席を含む）については、実習指導者の判断により可能な場合に行う。

(2) 要支援者等の理解とニーズの把握及び支援計画の作成

(1) を通しての観察、個別面接での陪席による観察から児童生徒のニーズを把握し、実習指導者と共に支援計画を作成する。

(3) 要支援者へのチームアプローチ

適応指導教室に関わる様々なスタッフ、保護者等の関係者がチームとして児童生徒へアプローチする姿勢、方法を学び、実際にその中の一員としてできる範囲で支援を行う。

(4) 多職種連携及び地域連携

①適応指導教室の意義と役割について学ぶ。

②不登校児童生徒に対する学校の役割、医療機関や教育相談室、児童相談所の役割について学ぶ。

(5) 公認心理師としての職業倫理および法的義務への理解

1. の保健医療分野と同様。

<事前準備>

実習の事前学習として、実習指導教員による事前ガイダンスを必ず受けること。また、実習記録冊子の「事前学習」の用紙に従って、実習施設・機関の種別、設置主体、施設・機関の目的、利用者へのサービス内容、職員の職務内容等について、施設のホームページやパンフレット等で確認し、整理して記入しておくこと。

<実習日誌>

実習日誌の記入についての留意点に基づき記入し、実習指導者のチェックを受けること。

3. 福祉分野

公認心理師法施行規則第 5 条で定められたところの福祉施設において、公認心理師法第 2 条で定められている公認心理師の「業」について、その実際を学ぶ。福祉施設のうち児童養護施設および心理支援センターにて、両施設の意義、目的を理解するとともに、利用者、入所者の個々人の状態や能力のアセスメント、個別の心理面接、自助グループや活動プログラム等のグループ活動について実践的に学ぶ。心理的な観点・方法から、生活が少しでも適応的で自立的なものになるような支援の在り方について理解する。

<実習概要>

科目名：「臨床心理基礎実習Ⅱ（心理実践実習Ⅰ）」（必修科目）

履修時期：博士前期課程 1 年次 秋学期

実習形式： 見学実習

人数 1 グループ 5 名以内（2 回まで）

<実習の目的>

児童福祉法に定められた児童福祉施設である児童養護施設および児童心理治療施設について、施設の見学、および現職者によるレクチャーを通して以下の 5 点について学ぶ。

- (1) 施設利用者に関する知識および支援に必要な技能
- (2) 施設利用者の理解とニーズの把握
- (3) 施設利用者へのチームアプローチ
- (4) 多職種連携および地域連携
- (5) 公認心理師（心理援助職）としての職業倫理および法的義務への理解

<事前準備>

実習の事前学習として、実習記録冊子の「事前学習」の用紙に従って、実習施設・機関の種別、設置主体、施設・機関の目的、利用者へのサービス内容、職員の職務内容等について、施設のホームページやパンフレット等で確認し、整理して記入しておくこと。

<実習記録について>

各自、実習記録ファイルの「実習日誌」「実習のまとめ」を記入すること。

*Word で作成してもよい。

6. 大学付属心理教育相談室

本学の「実習」では、5 分野における施設以外の種別とされるところの本学付属心理教育相談室における実習を、約 350 時間行うことにしている。詳細は p25 以降を参照のこと。

IV. 臨床心理実習Ⅰ・Ⅱ（心理実践実習Ⅱ・Ⅲ）

学外実習施設 概要・一覧

領域	施設名	住所	実習形式
医療	医療法人社団 安倍クリニック	〒171-0043 東京都豊島区要町3-11-3-201	継続実習
医療	クリニック川畑	〒156-0051 東京都世田谷区宮坂3-13-6 経堂すずらん会館2階	継続実習
医療	財団法人社団 聖美会 多摩中央病院	〒206-0021 東京都多摩市連光寺2-62-2	継続実習
教育	足立区こども支援センターげんき	〒121-0816 東京都足立区梅島三丁目 28 番 8 号	継続実習
教育	日の出町教育委員会	〒190-0192 東京都西多摩郡日の出町大字平井2780番地	継続実習 および 見学実習
教育	文京区教育センター	〒113-0034 東京都文京区湯島4丁目7番10号	継続実習
教育	東村山教育委員会	〒189-8501 東京都東村山市本町1丁目2番地3号	継続実習
福祉	武蔵野児童学園	〒193-0826 東京都八王子市元八王子町 2-1326	見学実習
福祉	川崎 こども心理ケアセンターかなで	〒211-0035 神奈川県川崎市中原区井田 3-16-8	見学実習

V. 心理実践実習Ⅱ・Ⅲ（臨床心理実習Ⅰ・Ⅱ）の実習計画

1. 学外実習時間

	実習内容	1回の実 習時間	実施回数	合計時間	内容
医療	病院実習	7	20	140	1回7時間として半期20回（月 4回5か月）
	事前指導	2	1	2	病院実習についての事前指導
	実習指導 教員巡回 指導	1.5	4	6	実習指導教員による巡回指導
教育	適応指導 教室実習	6	20	120	週1回6時間 半期20回（月4 回5か月）
	事前指導	2	1	2	適応指導教室実習についての事 前指導
	実習指導 教員巡回 指導	1.5	4	6	実習指導教員による巡回指導
合計				276	

2. 学内実習施設（大学附属心理教育相談室）

本学学内実習施設である心理教育相談室は、「公認心理師受験資格取得」の役割を新たに加え、日本臨床心理士資格認定協会指定大学院としてのこれまでの役割を遂行するとともに、心理臨床実習及び研修、研究の場とすることを目的とするものである。

そのことに加えて、地域社会にひらかれた「心の相談室」としての機能を有し、地域住民やその家族、そして学校等に対する、教育や心の問題に関する心理相談やその解決のための援助等のコンサルテーション事業、ならびに、地域社会への研修や教育を展開することを目的としている。

(1) 具体的な目標

- ① 学内実習施設における運営業務としてクライアントとの電話対応や利用案内の説明などの業務を通して、心理的な支援を要する者との適切な「コミュニケーション」について学ぶ。また、クライアントの状態を客観的に査定する各「心理検査」について、その技法や解釈について学ぶ。「心理面接」においては、来談者中心療法、プレイセラピー、認知行動療法など各技法を用いてクライアントに関わる。さらに、地域住民がカウンセリングに来談すること、また、地域社会に対して心理教育を行うことなどを通して「地域支援」を行う。
- ② クライアントを理解し、どのような状態にあり、また、どのようなニーズやリソースがあるかなどを査定する。その査定結果から具体的な支援計画を検討する。
- ③ 親子など複数のクライアントに対して、親担当、子担当、スーパービジョン指導者など、複数でチームを組んでクライアントにアプローチする。
- ④ 学内実習施設に相談に来ているクライアントを査定した際に、そのクライアントの状態は医療での対応を必要としているか、または福祉的な支援が必要であるかなどを見極め、その必要に応じて、近隣地域の病院、市役所、児童相談所などと多職種連携をする。
- ⑤ 公認心理師ならびに臨床心理士としての職業倫理及び法的義務を理解し、守秘義務の重要性やクライアントへの適切な関わりを学ぶ。

(2) 達成課題

- ① 受付、電話対応、案内などの学内実習施設の運営業務を通して、来談されたクライアントと実際に対応し、組織での働き方を習得する。
- ② インテーク面接及び陪席を行い、初回で傾聴・観察・質問をすることで、クライアントをどのように理解出来るのか等について考え、インテーク面接ではどうすべきかについて学ぶ。
- ③ 心理面接及び陪席をし、実際のケースでは何が生じているかについて理解し、クライアントを査定した上で、来談者中心療法、認知行動療法、行動観察、親子並行面接、プレイセラピーなど、学んでいる心理療法等において、どのような療法が適切かを検討して実践出来るようにする。
- ④ 心理面接を行う中で、毎回スーパービジョンなどの指導を受けてその指導を理解し、また自分の問題意識や疑問を大切にし、クライアントのニーズに沿い、且つ、見通しを立てた適切な対応が出来るようにする。
- ⑤ 心理検査を担当・陪席をし、検査における実施法・解釈法・所見の書き方について学ぶ。心理検査の実施・解釈・所見についての指導を受けてそれを理解し、クライアントのニーズにあったフィードバックが出来るようにする。
- ⑥ 職業倫理やクライアントの情報における守秘義務の重要性を鑑み、信用失墜行為を理解し、公認心理師ならびに臨床心理士としての適切な態度を、クライアントとの実際の関わりの中で習得する。
- ⑦ 医療機関・福祉施設等の他職種との連携の必要性や重要性を理解し、どのような状態の場合にどう対応し、どのような機関に連携するかについて考えることが出来るようにする。

(3) 実習時間数

① 臨床心理実習（心理実践実習）における学内実習の時間数（目安）

本学の「臨床心理実習（心理実践実習）」では、心理教育相談室における実習を 475,5 時間行うこととなっている。

* 学内実習時間：387.5 時間（うちケース担当 255.5 時間）

学内ケース担当時間には、インテーク陪席、ケース陪席、心理検査（陪席）、事前・事後指導、カンファレンス（事例提出）も含む。

* グループスーパーヴィジョンならびにグループ指導（カンファレンス出席）：135 時間

* 学内実習施設での運営業務に関わる実習は 5 領域に含まれず、180 時間以上の時間を要する。

② 臨床心理実習 I・II（心理実践実習 II・III）における実習時間の内訳（例）

ケース担当・陪席（事前・事後指導含む） 1～3 回（3 時間）×10 ヶ月＝30～90 時間

心理検査・陪席（事前・事後指導含む） 0.5 回（5 時間）×16 ヶ月＝40 時間

ケース・カンファレンス等の指導 2 回（2 時間）×16 ヶ月＝64 時間

講義内のケース検討会 通年授業 30 回×2 時間＝60 時間 合計 194～254 時間

学内実習施設の運営業務 毎週 1 回×16 ヶ月（7 時間）＝448 時間

(4) 学内実習の内容

① 学生は学内実習の事前準備として必要なガイダンスを受ける。（第 1 回カンファレンス）

② 実習施設の運営業務を行う。

- ・ 受付業務（来訪したクライアントの受付、次回の予約など）
- ・ 電話対応（初回面接の申し込み・予約変更及びキャンセル、施設に関する問い合わせなど）
- ・ 案内（クライアントを面接室に案内）
- ・ 掃除・消毒（面接室・スタッフルーム・待合室など）
- ・ 面接準備業務（部屋の空調管理、カレンダー・ティッシュ・ゴミ箱の設置など）

・面接室等の施設の施設管理

- ③ インテーク面接及び陪席を行い、記録をつけて指導を受ける。
- ④ 担当ケースの心理面接を行い、クライアントに適切なアプローチで関わる。面接の記録をつけて指導を受ける。
- ⑤ クライアントに適切な心理検査を指導者とともに検討する。その後、クライアントに適切な心理検査を実施し、解釈をして所見を作成し指導を受ける。クライアントに心理検査のフィードバックをする。
- ⑥ 心理面接・心理検査の陪席に入り、担当者とクライアントの関わり方や心理検査の技法を学び、記録を作成して指導を受ける。
- ⑦ 実習における内容や時間数について実習記録に記録し管理する。
- ⑧ 毎週のケースカンファランスに参加し、メンバーの事例検討および自身の事例を検討する。

【留意点】

- ・ケースの記録はすぐに行う。
- ・カウンセリング中などに、クライアントの不安がひどくなるなど状態が悪くなった場合は、無理して自分だけで対応せず、施設内にいる指導者に対応を求める。
- ・クライアントが気さくに関わってきても、相談施設であるということを踏まえた態度や対応をする。
- ・身体・心理的に様々な事情を抱えたクライアントが相談に来ていることを理解し、配慮した態度をとるよう心掛ける。(過度に元気で愛想がよい態度は必要ではないなど)
- ・ノックの仕方などの立ち振る舞いや言葉遣いに配慮する。
- ・清潔であることを心がけ、服装・靴・髪型などの身だしなみに気を付ける。
(例：露出の高い服や派手な服装、アクセサリ、マニキュア、香水など)
- ・自分が実習施設の一員であることを意識し、自分の役割を理解して、良好なチームワークとなるようにする。
- ・クライアントの情報に関する書類等を厳重に管理し、守秘義務を徹底する。
- ・危機管理として人の出入りに注意し、鍵の施錠・管理を徹底する。
- ・クライアントとの関わりやケース、あるいは金銭の授受時など、突発に生じた事象については、自分で判断できることとできないことをよく理解・判断し、自身で対応できないことは直ぐに適切な指導者等に相談する。
- ・実習施設内での飲食・会話や談笑に注意する。

【その他】

- ・私的な用事で休まず、やむを得ず欠席する場合は、なるべく早くに、また確実にその連絡を入れる。
- ・遅刻をしない。電車の遅延等でやむなく遅刻する場合は必ず連絡をする。
- ・生活リズムを整えて自分の体調管理を心がける。

第1章 総則

(目的)

第1条 この規則は、学校法人創価大学（以下「本学」という。）教育職員の就業に関する事項を定める。

(教育職員の定義)

第2条 この規則において教育職員（以下「教員」という。）とは、専任の教授、准教授、講師及び助教をいう。

2 非常勤講師、客員教員などについては、別に定める。

第2章 人事

(人事手続及び任免)

第3条 教員の人事手続及び任免に関しては、学校法人創価大学人事手続規則（昭和46年規則第2号）による。

(サービスの遵守)

第4条 教員は、本学の建学の精神及び教育方針を遵守し、創価大学教員倫理綱領及び創価女子短期大学教員倫理綱領に則り、本学の教育研究事業の使命を達成するために、その職務に専念しなければならない。

2 教員は、職場の秩序を保持し、業務の正常な運営を図るため、次の各号に掲げる事項を守らなければならない。

- (1) 職場の規律及び風紀を乱さないこと。
- (2) この規則及び本学の諸規定を遵守すること。
- (3) 所属長の職務上の指示命令に従うこと。
- (4) 正当な理由無く休講したり、無断で欠勤、遅刻、早退又は職場離脱をしないこと。
- (5) 本学の信用を傷つけ又は損害を与える行為をしないこと。
- (6) 業務上の機密事項や重要な情報を他に漏らしたり、改ざんするなどしないこと。
- (7) 職務上の地位を利用して、自己のために金銭、物品等の利益の融通し又は贈与を受けないこと。
- (8) キャンパス・ハラスメントに該当する行為により、他人を傷つけ、又は職場の環境を乱さないこと。
- (9) 公的研究費、各種補助金及び本学の研究費の使用については、法令及び当該研究費の使用規程等を遵守すること。
- (10) 在籍のまま、許可なく他に雇用され又は他に事業を営まないこと。
- (11) 「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（以下「番号法という。」）に基づき、本学からの個人番号の提供の求め及び本人確認に協力すること。
- (12) 個人情報保護及び番号法上の特定個人情報保護に関する本学の諸規定を遵守すること。

(任用者の提出書類)

第5条 教員に任用された者は、次の書類を人事部に提出しなければならない。

- (1) 履歴書
- (2) 教員名簿
- (3) 住民票記載事項証明書 外国籍の場合は、登録原票記載事項証明書もしくは外国人登録証明書の写し又はパスポートの写し
- (4) 源泉徴収票（前職者のみ）
- (5) 番号法に定める個人番号カード、通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書

- (6) 前号の通知カードまたは個人番号が記載された住民票の写しもしくは住民票記載事項証明書に記載された事項が、その者に係るものであることを証するものとして番号法に定める書類
- (7) その他本学が必要とする書類

(昇任)

第6条 教員の昇任等に関する事項は、本学教員昇任手続に関する規程及び本学教員昇任基準による。ただし、通信教育部教員については別に定める。

第3章 勤務

(勤務時間及び休憩時間)

第7条 教員の勤務時間は、学校法人創価大学教員授業担当規程（以下「授業規程」という。）により、労働基準法所定の範囲内で、始業及び終業時間を教員ごとに割りふる。

- 2 前項の勤務時間が、一日8時間を超えるとき、又は授業が午前と午後にまたがるときは、1時間の休憩時間を与える。
- 3 任期のある助教、通信教育部及び研究所の教員に関する勤務については別に定める。

(超過時間担当)

第8条 授業運営の都合により、授業規程に定める責任時間を超えて授業を担当させることができる。ただし、一日10時間を限度とする。

(職務)

第9条 教員は、授業規程に定める授業を担当するほか、教育研究に必要な職務を担当する。

- 2 任期のある助教、通信教育部及び研究所教員の職務は、別に定める。

(出勤及び退出)

第10条 教員は、出勤及び退出のときは次の事項を守らなければならない。

- (1) 授業を担当する教員は授業の時刻までに、研究所教員（所員）にあっては所定の出勤時刻までに出勤すること。
- (2) 退出のときは、自己の保管する物品を整理収納すること。

(外出及び出張)

第11条 教育研究及び業務上必要あるときは、教員に対して出張及び外出を命ずることができる。

(欠勤の手続)

第12条 傷病その他やむを得ない事由で欠勤するときには、あらかじめ、その事由と、予定日数を届出なければならない。ただし、事前に届出る余裕のないときは、始業時刻前に電話等により連絡するように努め、事後速やかに届出なければならない。

- 2 傷病欠勤が7日以上に及ぶときは、医師の診断書を添付して届出なければならない。

(出勤の取扱い)

第13条 教員が次の各号に該当するときは、所属長の承認により、これを出勤したものとみなす。

- (1) 業務上の傷病により療養を要するとき。
- (2) 選挙権その他公民としての権利を行使し、又は所属長の承認により、公の職務を執行するとき。
- (3) 天災その他災害等により、やむを得ず出勤できないとき。
- (4) その他前各号に準じて、やむを得ない事由があると認められるとき。

第4章 休日及び休暇

(休日)

第14条 休日は、次のとおりとする。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日 ただし、第7条第1項の規定により教員ごとに授業担当時間を割りふられた場合は、この限りではない。
- (3) その他本学の定めた休日

（年次有給休暇）

第15条 年次有給休暇は、毎年4月1日から翌年3月31日を1休暇年度とし、初年度（勤続1年未満）は任用時、次年度以降は毎年4月1日に、以下の日数を付与する。ただし、初年度の場合、任用時から翌年3月31日までの勤務予定月数により、付与日数を減ずることがある。

勤続年数	採用年	1年	2年	3年	4年	5年	6年以上
付与日数	10日	11日	12日	14日	16日	18日	20日

- 2 前項の年次有給休暇は、付与の基礎となる前年度の勤務日数が全労働日数の8割に満たない者については付与しない。
- 3 前項の出勤率の計算において次の場合は、出勤とみなす。
 - (1) 年次有給休暇を取得した期間
 - (2) 産前産後休業期間
 - (3) 育児休業及び介護休業期間
 - (4) 業務上の傷病による休業期間
- 4 年次有給休暇の請求にあたっては、事前に所定の手続により行うこと。
- 5 年次有給休暇は、半日を単位としても取得することができる。この場合は、2回をもって1日とする。
- 6 年次有給休暇の残日数は、1年に限り次年度に繰り越すことができる。
- 7 年次有給休暇に対しては、所定の勤務時間勤務した場合に支払われる通常の給与を支給する。
- 8 年次有給休暇は、教員の請求する時季にこれを与える。ただし、請求のあった時季に有給休暇を与えることが事業の正常な運営を妨げる場合においては、他の時季にこれを与えることができる。
- 9 前項の規定にかかわらず、教員の有する年次有給休暇日数のうち5日を超える部分について、労使協定の定めるところにより、特定の時季に計画的に与えることができる。
- 10 10労働日以上有給休暇を付与したときは、当該年次有給休暇日数のうち5日については、基準日から1年以内に、時季を指定することにより付与するものとする。ただし、5日のうち、本人が取得し、又は計画的に付与がされたときは、その日数分については、時季を指定して付与しない。
- 11 教員が傷病、事故その他やむを得ない事情により欠勤したとき、本人の申出により年次有給休暇に振替えることができる。

（産前産後の有給休暇）

- 第16条** 女性教員が出産に際し、本人からの申し出があった場合は、産前6週間（多胎妊娠の場合は、産前14週間）の産前有給休暇を付与する。
- 2 女性教員の産後8週間は産後休業とし、就業を禁止する。ただし、産後6週間を経過した後、本人から就業の申し出があった場合は、医師が認めた場合に限り就業を認める。

（育児休業及び介護休業）

第17条 教員の育児休業及び介護休業については、学校法人創価大学育児休業等に関する規程（平成29年規程第487号）及び学校法人創価大学介護休業等に関する規程（平成29年規程第486号）による。

第5章 教員の義務

（義務）

第18条 教員は、本学の諸規程及び所属長の指示に従い、互いに協調し、誠実にその職務を遂行し、本学の発展に努めなければならない。

(機密保持)

第19条 教員は、職務上知ることのできた機密事項を漏らしてはならない。

(届出)

第20条 教員は、次に掲げる事項について変更又は異動があるときは、速やかに届出なければならない。

- (1) 住所
- (2) 姓名
- (3) 扶養家族
- (4) その他人事処理に必要な事項

(私用禁止)

第21条 教員は、本学の物品を私用に供し、あるいは許可なくして外部に持ち出してはならない。

第6章 休職、復職、退職及び解職

(休職)

第22条 教員が、次の各号の一に該当するときは、休職を命ずる。

- (1) 業務外の事由による同一または類似傷病により欠勤開始日より1年以内に欠勤が180日を超えたとき。ただし、勤続1年未満の教員は欠勤開始日より1年以内に欠勤が90日を超えたとき。
 - (2) その他業務に著しく支障をきたし、理事会が休職の必要があると認めたとき。
- 2 前項第1号により休職となった教員が復職した後、1年以内に同一又は類似傷病を理由として欠勤したときは、理事会の判断により、再休職を命ずることがある。
- 3 第1項において、欠勤が土日及び祝日の休日をはさんで連続する場合は、その休日も欠勤日数に計算する。

(休職期間)

第23条 前条の規定による休職期間は、次のとおりとする。

- (1) 前条第1項第1号による休職期間
勤続1年未満 6か月
勤続5年未満 1年
勤続10年未満 1年6か月
勤続10年以上 2年
 - (2) 前条第1項第2号による休職期間
理事会が必要と認めた期間
- 2 前条第2項により再休職となった場合、復職日から再休職発令日までの同一又は類似傷病を理由とする欠勤日数並びに再休職期間は前の休職期間に通算する。

第24条 休職期間中の在職期間は、次により計算する。

- (1) 第22条第1号に該当して休職したときは、休職期間の100分の50を在職期間に算入する。
- (2) 同条第2号及び第3号に該当して休職した場合には、そのつど決定する。

(復職)

第25条 第22条により休職した者の復職の可否は、本人からの申し出により、理事会が判断する。

- 2 同条第1項第1号及び第2号により休職した者が復職しようとするときは、本学産業医が指定する医師の診断書並びに本学が指示する書類を提出しなければならない。

(退職)

第26条 教員が、次の各号の一に該当するときは、退職とする。

- (1) 死亡したとき。
- (2) 退職を願出て承認されたとき。

(3) 休職期間が満了したとき。

(退職願)

第27条 教員が退職しようとする場合は、少なくとも30日前までに、退職願を所属長を経て、理事長に提出しなければならない。

(解職)

第28条 教員が、次の各号の一に該当する場合には、解職することができる。

- (1) 就業実績が著しく不良で、改善の見込みがないとき。
- (2) 心身の故障のため、職務の遂行に支障があり、又はこれに堪えないとき。
- (3) 禁錮以上の刑に処せられたとき。
- (4) 前各号に準ずる事情により、その職に必要な適格性を欠くとき。
- (5) 組織の統廃合、予算額の減少で業務の縮小が避けられないなど、本学のやむを得ない業務上の都合があるとき。

第29条 前条の規定にかかわらず、傷病のため休業する期間、及びその後30日間は解職しない。

第7章 定年

(定年)

第30条 教員の定年は満65歳とし、定年に達した者は、その学年度の末日を退職日とする。

- 2 ただし、前項にかかわらず、平成14年3月末日以前に就任した教員（インストラクターを除く）の定年は70歳、昭和56年3月末日以前に就任した教員（インストラクターを除く）の定年は73歳とする。
- 3 専任教員の選択定年制に関しては、学校法人創価大学教育職員の選択定年制に関する規程（平成11年規程第216号）による。

第8章 給与及び退職金

第31条 教員の給与及び退職金に関する事項は、別に定める。

第9章 安全及び衛生

(予防)

第32条 教員は、職場の整理整頓に努め、火災、盗難等の予防に留意しなければならない。

(災害時の処置)

第33条 教員は、非常災害が発生したときは、互いに協力して、被害を最少限に止めるよう努力しなければならない。

(健康診断)

第34条 本学は教員に対し、毎年1回健康診断を行う。教員は健康診断を必ず受診することとする。

- 2 健康診断の結果、特に必要がある場合には就業の制限、業務の転換、その他健康保持に必要な処置を講ずる。
- 3 本人の健康または業務に支障が生じる恐れがある場合には、産業医の指示に基づき、健康診断の受診を命じることができる。

(就業禁止)

第35条 教員が産業医又はその他専門医の診断により、次の各号の一に該当すると判断された場合は、就業を禁止する。

- (1) 病毒伝播の恐れのある伝染性の疾病にかかった者
- (2) 精神疾患のために自身又は他人に害を及ぼす恐れのある者
- (3) 心臓・腎臓・肺等の疾病で就業により病勢が著しく悪化するおそれのある者

- (4) その他傷病等により医師が就業不相当と認めた場合、及び本学が安全配慮義務上、必要があると認めた場合
- 2 就業禁止日は欠勤として取り扱う。ただし、年次有給休暇が消化可能な場合は、年次有給休暇として振替えることができる。

(母性保護)

第36条 本学は、女性教員が妊娠中及び出産後の健康管理のため、母子保健法の規定又は健康審査に基づく指導事項を守ることができるよう、就業に関して必要な措置を講ずる。

第10章 災害補償

(災害補償)

第37条 教員が業務上、傷病又は死亡したときは、法令に定めるところにより補償する。

第11章 表彰及び懲戒

(表彰及び懲戒)

第38条 表彰及び懲戒は、理事会の議を経て、理事長がこれを行う。

(表彰)

第39条 教員が、次の各号の一に該当するときは表彰する。

- (1) 永年勤続して功労があったとき。
- (2) 表彰に価する行為のあったとき。

(表彰の方法)

第40条 表彰は、次の各号の一又は二以上をあわせて行う。

- (1) 表彰状の授与
- (2) 賞品の授与
- (3) 賞金の授与

(懲戒の事由)

第41条 教員が、次の各号の一に該当するときは、懲戒する。

- (1) 本学の建学の精神及び教育方針に著しく反する言動のあったとき。
- (2) 正当な理由なく、この規則又は本学の諸規定に違反したとき。
- (3) 所属長からの職務上の指示命令に従わず、職場の秩序を乱したとき。
- (4) 無断で欠勤、遅刻、早退又は職場離脱をしたとき。
- (5) 本学の信用を傷つけ又は損害を与えたとき。
- (6) 業務上の機密事項や重要な情報を他に漏らしたり、改ざんするなどしたとき。
- (7) 採用時の書類に、経歴を偽るなど虚偽の記載があったとき。
- (8) キャンパス・ハラスメントに該当する行為により、他人を傷つけ、又は職場の環境を乱したとき。
- (9) 他人に対し、暴行・脅迫を加え業務の遂行を妨げたとき、又は刑法その他の法律に触れ、反社会的行為を行ったとき。
- (10) 公的研究費、各種補助金及び本学の研究費の使用について、法令及び当該研究費の使用規程等に違反したとき。
- (11) 在籍のまま、許可なく他に雇用され又は他に営業をなしたとき。
- (12) 個人情報保護及び番号法上の特定個人情報保護に関する本学の諸規定に違反したとき。
- (13) その他、前各号に準ずる不都合な行為があったとき。

(懲戒の種類)

第42条 懲戒は、次の区分により行う。

- (1) 譴責 譴責のうえ、将来を戒める。

- (2) 減給 譴責のうえ、労働基準法に定める範囲内において減給する。
 - (3) 停職 3ヵ月を限度として職務及び職場への立ち入りを停止する。この間の給与は支給しない。
 - (4) 降職 譴責のうえ、役職を降任あるいは解任し、または資格を降格する。
 - (5) 諭旨免職 退職願の提出を勧告し退職とする。これに応じない場合は懲戒免職とする。なお、退職金を減額することができる。
 - (6) 懲戒免職 即時解雇し、退職金の全部を支給しない。この場合、労働基準監督署の認定を受けたときは、予告手当（平均賃金の30日分）も支給しない。
- 2 懲戒の手続その他懲戒に関し必要な事項は、学校法人創価大学懲戒手続規程（平成20年規程第351号）の定めるところによる。

（賠償責任）

第43条 前条による懲戒処分のほか、本学が受けた損害の全部、又は一部を賠償させることができる。

（審査委員会）

第44条 第42条に定める懲戒は、別に定める審査委員会で審査し、理事会の議を経て決定する。

（管理監督者の責任）

第45条 教員が懲戒処分を受けたときは、事情により、管理監督者についても懲戒することがある。ただし、管理監督者が当該教員に注意を与えるなど、防止に必要な措置を講じた場合はこの限りでない。

（懲戒決定前の取扱い）

第46条 大学は、懲戒事項に該当する行為があった教員に対し、懲戒処分決定まで就業を禁止することがある。

第12章 福利及び厚生

（福利厚生）

第47条 教員は、本学の福利厚生施設を利用することができる。

第13章 補則

第48条 この規則に定めない事項で、労働基準法、その他の法令に定めのある事項は、それらの法令の定めるところによる。

附 則

- 1 この規則は、昭和56年4月1日から施行する。
- 2 学校法人創価大学就業規則（昭和46年規則第1号）は、廃止する。
- 3 昭和56年3月末日以前に就任した教員についての、定年及び退職金の支給については、この規則第27条（定年）にかかわらず、経過措置として別に定める。

附 則（昭和58年4月1日）

この規則は、昭和58年4月1日から施行する。

附 則（平成12年2月5日）

この規則は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成13年5月26日）

この規則は、平成13年6月1日から施行する。

附 則（平成14年4月1日）

- 1 この規則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 第27条1項にかかわらず、平成14年3月末日以前に就任した教員（特任教員及びインストラクターを除く）の定年は70歳、昭和56年3月末日以前に就任した教員（特任教員及びインストラクターを除く）の定年は73歳とする。

3 定年に関する経過措置規程（昭和56年4月1日施行規程第81号）は廃止する。

附 則（平成15年3月27日）

この規則は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成17年4月1日）

この規則は、平成17年4月1日から施行する。

附 則（平成19年4月1日）

この規則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成21年3月28日）

この規則は、平成21年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月27日規則第5号）

この規則は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日規則第3号）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年3月29日規則第2号）

この規則は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成26年3月22日規則第4号）

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規則第4号）

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年3月27日規則第7号）

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規則第2号）

この規則は、令和2年4月1日から施行する。

(目的)

第 1 条 この規程は、創価大学学則第 1 条の 2、創価大学大学院学則第 2 条及び創価大学通信教育部学則第 1 条の 2 に基づき、創価大学（以下「本学」という。）教員の教育研究等の活動を公平かつ客観的に点検・評価し、その向上を目指すことを目的とする。

(評価の対象)

第 2 条 評価の対象となる者は、評価対象年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日まで在職する専任の教授、准教授、講師、助教及び助手とする。

2 前項にかかわらず、次の各号に掲げる者は評価の対象としない。

- (1) 創価大学教員の総合的業績評価実施細則第 3 条第 2 項に定める判定会議の構成員
- (2) 評価対象年度末に退職する者
- (3) その他部局長が必要と認めた者

3 評価の対象となる期間は、評価対象年度の 4 月 1 日から 3 月 31 日までとする。

(評価実施時期)

第 3 条 評価は評価対象年度の翌年度春学期に実施する。

(評価項目)

第 4 条 評価の対象とする分野は、教育、研究、学内業務、社会貢献の 4 分野とする。

(評価方法)

第 5 条 評価は、評価対象年度末までに本学の教員業績登録システム（以下「システム」という。）に登録された業績から、別に定める評価基準に基づき評価点を算出することにより行う。

2 システムに入力がない場合は、評価の対象となる業績がないものとみなす。

(評価結果の活用)

第 6 条 教員は、評価結果を教育研究等の質の向上、活性化に活用する。

2 部局長は、各教員の業績および評価点を総覧し、必要に応じて助言を行う。

3 学長は、評価結果を本学の教育研究等の質の向上、活性化に活用するとともに、処遇等に反映させる。

(委員会)

第 7 条 教員の総合的業績評価の方針、評価方法、評価項目、その他教員の総合的業績評価の実施に関する必要な事項を審議するため、学長の下に教員の総合的業績評価委員会（以下「委員会」という。）を置く。

2 委員会は、次の者をもって構成する。

- (1) 学長
- (2) 副学長
- (3) 学部長
- (4) 研究科長
- (5) 通信教育部長
- (6) 教務部長
- (7) 学生部長
- (8) 大学事務局長
- (9) 学事部長
- (10) その他学長が必要と認めた者

3 委員会は学長を委員長とし、委員長の招集によって開催される。ただし、委員長が出席できない場合は、あらかじめ委員長が指名した者が委員長となる。

4 委員会は、委員の3分の2以上が出席しなければ成立しない。

5 議事は、委員総数の過半数の同意をもって決定するものとし、可否同数のときは、委員長がこれを決する。

6 委員の任期は2年とする。ただし、再任を妨げない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、委員会の議を経て、大学教育研究評議会がこれを行う。

(その他)

第9条 この規程に定めるもののほか、教員の総合的業績評価に関し必要な事項は、別に定める。

(所管)

第10条 この規程に関する事務は、学事部第1課が所管する。

附 則

この規程は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日規程第79号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 この規程は、創価大学（以下「本学」という。）の専任教員（助手を除く）を支給対象とする研究開発推進助成金（以下「助成金」という。）に関する事項を定める。

(助成対象)

第 2 条 助成する対象は、次の各号の通りとする。

- (1) 申請者が、その専門分野において優れた研究活動を行なっていること。
- (2) 申請者が、当該年度に文部科学省又は日本学術振興会の科学研究費助成事業（以下「科研費」という。）へ研究代表者として申請し、不採択となっていること。
- (3) 申請者が、当該年度において他の科研費を受給していないこと。ただし、研究分担者として受給する場合は、この限りでない。
- (4) 申請者が、過去 1 年以内において懲戒処分を受けていないこと及び休職中でないこと。

(助成金額)

第 3 条 助成年度金額は、次の各号の通りとし、毎年度定められた期日までに支給する。

- (1) 科研費の不採択レベルが A ランクの場合は、15 万円を支給する。
 - (2) 科研費の不採択レベルが B ランクの場合は、5 万円を支給する。
 - (3) 科研費の不採択レベルが C ランクの場合は、支給しない。
- 2 助成金の総額が予算を超える場合は、常任理事会の議を経て、支給金額を変更することがある。

(申請)

第 4 条 助成金を希望する教員は、開示された審査結果を印刷し、所定の申請書にそれを添付して学長に提出する。ただし、科研費を複数の研究種目で申請した者であっても、助成を申請できる件数は、年度 1 件とする。

2 提出期日等細目は、助成金募集要領による。

(選考)

第 5 条 学長は、前条による申請があったときは、第 3 条の規定に基づき、助成する対象者を決定し、常任理事会に報告しなければならない。

2 学長は、前項により決定した助成対象者の氏名と所属を、大学教育研究評議会へ報告するものとする。

(執行)

第 6 条 助成金の執行及び管理は、創価大学個人研究費規程を準用する。

2 助成金は、当該年度内のみ使用することができる。

- 3 助成金は、個人研究費と合算して使用することができる。
- 4 助成金の 60%は、創価大学個人研究費規程第 6 条に定める研究出張費の上限額に加算することができる。

(その他)

第 7 条 この規程に定めのない運用上の問題が生じた場合は、常任理事会で審議する。

- 2 助成金の事務は、各学部事務室等が行なう。

附 則

- 1 この規程は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この規程の制定に伴い、「創価大学文系学部等教員研究助成金規程（平成 12 年 3 月 27 日規程第 225 号）」は、平成 21 年 3 月 31 日付けで廃止する。

附 則（平成 22 年 3 月 27 日規程第 55 号）

この規程は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 23 年 3 月 24 日規程第 72 号）

この規程は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 24 年 5 月 22 日規程第 3 号）

この規程は、平成 24 年 5 月 22 日から施行し、平成 24 年 4 月 1 日に遡って適用する。

附 則（平成 25 年 11 月 26 日規程第 23 号）

この規程は、平成 26 年 4 月 1 日から施行する。

附 則（平成 31 年 3 月 22 日規程第 53 号）

この規程は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

(目的)

第1条 この規程は、創価大学学則・創価大学通信教育部学則の各第1条の2並びに創価大学大学院学則第2条に基づき、創価大学の自己点検・評価の実施に関する事項を定める。

(対象)

第2条 自己点検・評価の対象は、教育、研究及び管理運営の各分野とする。

2 自己点検・評価の分野・項目等の具体的な内容は、創価大学内部質保証推進委員会（以下、「推進委員会」という。）の指示を踏まえ、全学自己点検・評価委員会が実施の都度決定する。

(委員会)

第3条 自己点検・評価を実施するために全学自己点検・評価委員会（以下、「委員会」という。）を置く。

2 委員会のもとに次の分科会を置く。

- (1) 各学部評価分科会
- (2) 学士課程教育機構評価分科会
- (3) 通信教育部評価分科会
- (4) 各研究科評価分科会
- (5) 研究所評価分科会
- (6) 日本語・日本文化教育センター評価分科会
- (7) アドミッションズセンター評価分科会
- (8) 学生支援評価分科会
- (9) 教育研究等環境評価分科会
- (10) 財務評価分科会
- (11) 情報公開評価分科会
- (12) 社会連携・社会貢献評価分科会
- (13) 管理運営評価分科会

3 前項各号の分科会は、必要に応じて専門検討部会を設置することができる。

(委員長等)

第4条 委員会に委員長と副委員長を置く。

2 委員長は学長が指名する。

3 副委員長は委員長が指名する。

(委員会の構成)

第5条 委員会は、次に掲げる委員をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 各評価分科会主査
- (3) 教務部長
- (4) 学生部長
- (5) キャリアセンター長
- (6) アドミッションズセンター長
- (7) 国際部長
- (8) 本部事務局長
- (9) 大学事務局長
- (10) その他委員長の指名する者

2 その他各分科会の構成は次の通りとする。

- (1) 各学部評価分科会 各学部長を主査とし、他に各学部の組織規模に応じた若干名の委員及び

各学部事務長

- (2) 学士課程教育機構評価分科会 学士課程教育機構長を主査とし、他に学士課程教育機構の教職員若干名
 - (3) 通信教育部評価分科会 通信教育部長を主査とし、他に通信教育部の委員若干名及び通信教育部事務長
 - (4) 各研究科評価分科会 各研究科長を主査とし、他に各研究科の組織規模に応じた若干名の委員、法科大学院・教職大学院各事務長及び委員長が委嘱する職員若干名
 - (5) 研究所評価分科会 委員長が委嘱する教員を主査とし、他に各研究所長及び運営委員会委員長
 - (6) 日本語・日本文化教育センター評価分科会 日本語・日本文化教育センター長を主査とし、他に若干名の委員及び国際部職員若干名
 - (7) アドミッションズセンター評価分科会 アドミッションズセンター長を主査とし、他に委員長が委嘱する教職員若干名
 - (8) 学生支援評価分科会 委員長が委嘱する者を主査とし、他に学生部、教務部、キャリアセンターの教職員若干名
 - (9) 教育研究等環境評価分科会 委員長が委嘱する者を主査とし、他に教職員若干名
 - (10) 財務評価分科会 財務部長を主査とし、他に委員長が委嘱する職員若干名
 - (11) 情報公開評価分科会 企画部長を主査とし、他に委員長が委嘱する教職員若干名
 - (12) 社会連携・社会貢献評価分科会 地域・産学連携センター長を主査とし、他に委員長が委嘱する教職員若干名
 - (13) 管理運営評価分科会 本部事務局長を主査とし、他に委員長が委嘱する職員若干名
- 3 委員会は、必要に応じて作業部会を設けることができる。
- 4 委員会及び分科会は、学生の代表を構成員とすることができる。

(委員会及び分科会の成立)

第6条 委員会及び分科会は、委員の3分の2以上の出席をもって成立する。

- 2 委員会及び分科会の議事は、出席委員の過半数をもって決する。

(任期)

第7条 委員会及び分科会の委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(委員会の任務)

第8条 委員会は、自己点検・評価の実施に関する次の事項について審議する。

- (1) 自己点検・評価の実施組織等の体制
 - (2) 自己点検・評価の実施に関する規程の作成、改廃
 - (3) 自己点検・評価実施の組織単位
 - (4) 自己点検・評価の体系（視点・分野・項目）の設定
 - (5) 自己点検・評価の実施重点分野の設定
 - (6) 自己点検・評価結果の取り扱い
 - (7) 自己点検・評価の実施の周期
 - (8) その他必要と認めた事項
- 2 委員会は自己点検・評価の実施体制、実施方法、評価結果の活用等について定期的に見直しを行い、自己点検・評価制度の改善に努める。
- 3 委員会は、各分科会から提出された報告書に基づき、今後の大学の改善・充実策を検討のうえ、「創価大学自己点検・評価報告書」を作成し、学長、推進委員会及び理事長に報告する。
- 4 委員会は、前項の報告書に基づいて、推進委員会から改善指示があった場合は、これに対応し、改善状況を報告する。

(各分科会の任務)

第9条 第3条第2項に定める各分科会は次の任務を行う。

- (1) 自己点検・評価項目の小項目等の設定
 - (2) 各分科会の運営に関する事項
- 2 各分科会は、第2条2項によって決定した項目について自己点検・評価を行い、委員会に提出する。

(企画調査室の設置・任務)

第10条 委員会のもとに企画調査室を設置する。

- 2 企画調査室に室長（1名）、副室長（3名以内）及び室員（若干名）を置く。
- 3 企画調査室の室長、副室長及び室員は教職員の中から学長が任命する。
- 4 企画調査室は、自己点検・評価の実施に関する企画・情報収集・広報・連絡調整及び報告書の作成に必要な事務を担当する。
- 5 企画調査室は、必要に応じて委員会・分科会にオブザーバーとして出席することができる。

(結果の公表)

第11条 自己点検・評価の結果は、本学ホームページ及び広報誌で公表する。

(結果の活用)

- 第12条** 理事長及び学長は、自己点検・評価を実施した結果、改善が必要であると認めた事項について、大学の将来計画において、速やかに有効かつ具体的な措置を講ずるものとする。
- 2 各構成員、各機関・部局は、自己点検・評価の結果を積極的に活用して教育研究条件の向上、教育研究組織の充実及び管理運営の改善をはかり、大学の発展に役立てるよう努めるものとする。
 - 3 自己点検・評価の結果について本学教職員以外の者による検証を行うことに努めるものとする。

(規程の改廃)

第13条 この規程の改廃は、委員会の議を経なければならない。

附 則

この規程は、平成5年4月1日から施行する。

附 則（平成9年4月1日）

この規程は、平成9年4月1日から施行する。

附 則（平成12年3月27日）

この規程は、平成12年4月1日から施行する。

附 則（平成15年3月27日）

この規程は、平成15年4月1日から施行する。

附 則（平成16年3月29日）

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附 則（平成17年7月16日）

この規程は、平成17年8月1日から施行する。

附 則（平成20年4月1日）

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則（平成22年3月27日規程第29号）

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則（平成23年3月24日規程第49号）

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則（平成25年5月21日規程第5号）

この規程は、平成25年5月21日から施行する。

附 則（平成25年9月4日規程第14号）

この規程は、平成25年9月4日から施行する。

附 則（平成28年3月25日規程第42号）

この規程は、平成28年4月1日から施行する。

附 則（平成29年5月27日規程第14号）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（平成31年3月22日規程第58号）

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則（令和2年3月26日規程第81号）

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則（令和3年3月26日規程第42号）

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(目的)

第1条 本規程は、学校法人創価大学（以下「本法人」という。）が保有する情報の公開に関し、必要な事項を定めることにより、本法人の活動に関する社会的説明責任を果たし、公正かつ透明性の高い運営を実現し、教育研究の質の向上に資することを目的とする。

(定義)

第2条 本規程における「公開」とは、本法人が保有する情報を広く社会に公表することをいう。
2 この規程における「本法人」とは、創価大学、創価女子短期大学とする。

(情報の公開)

第3条 本法人は、次の各号に定める情報について、ホームページ等を通じて公開する。
(1) 学校法人及び学校の基本情報
(2) 財務及び経営に関する情報
(3) 監査に関する情報
(4) 寄附行為
(5) 役員等名簿（理事、監事及び評議員の氏名及び住所を記載した名簿をいい、個人の住所に係る記載の部分を除いたもの。以下同じ。）
(6) 役員の報酬等の支給基準に関する情報
(7) 教育活動に関する情報
(8) 研究活動に関する情報
(9) 学生生活・課外活動に関する情報
(10) 社会貢献・連携活動に関する情報
(11) 進路・進路支援に関する情報
(12) 校地・校舎等の施設・設備に関する情報
(13) 大学評価に関する情報
(14) コンプライアンスに関する情報
(15) 学則・諸規程等に関する情報
2 前項の規定にかかわらず、本法人は、公開情報以外の情報についても、必要に応じ公開に努めるものとする。

(情報の管理・公開の義務)

第4条 学校法人創価大学事務組織規程に定める事務組織（以下「各事務組織」という。）の部長・事務長・事務部長は、それぞれの所管事務にかかる情報（以下「所管情報」という。）を適正に管理し、本規程に基づき公開しなければならない。
2 前項の部長・事務長・事務部長は各事務組織の情報公開責任者（以下「情報責任者」という。）となる。

(情報の適正管理)

第5条 情報責任者及び各部署は、所管情報の漏洩、滅失、毀損及び改ざんの防止のために必要な措置を講じなければならない。

(関係法令等の遵守)

第6条 情報責任者は、所管情報の管理・公開において、関係法令、契約による義務及び関連する諸規程等を遵守しなければならない。

(事務)

第7条 この規程における情報の管理及び公開に関する事務のうち、各部署に関する事項は各部署で

処理し、それ以外のホームページ等による公開に関する事務は企画部が行う。

附 則

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則（平成27年1月31日規程第31号）

この規程は、平成27年1月31日から施行する。

附 則（平成29年5月27日規程第9号）

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則（令和2年5月25日規程第8号）

この規程は、令和2年5月25日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 本学に、職員の教育研究活動の向上を目的として不断に検討を行い、その改善、充実を図るために、ファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント委員会（以下「FD・SD委員会」という。）を置く。

2 本規程における職員には、教育職員、事務職員、技術職員等及び学長等の大学執行部が含まれる。

3 ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）とは、大学の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

4 スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）とは、大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修のことをいう。ただし、第 3 項に該当する研修は除く。

5 第 4 項のうち、事務職員に関する SD については、別途、「学校法人創価大学職員研修規程」に定める。

(審議事項)

第 2 条 FD・SD委員会は、次の各号に掲げる FD 及び SD の改善、充実の方策に関する事項を審議する。

- (1) 授業の内容及び方法の改善を図る方策に関する事項
- (2) 大学の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を行う上で必要となる様々な知識等の習得、向上を図る方策に関する事項
- (3) 研修会及び講習会の開催に関する事項
- (4) 学生による授業評価の実施、結果の分析及び利用に関する事項
- (5) 教育・学習に係る各種ポートフォリオに関する事項
- (6) 大学改革推進等補助金による事業の継続推進に関する事項
- (7) その他、FD・SD委員会が必要と認めた事項

(構成)

第 3 条 FD・SD委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長の指名する副学長
- (2) 教務部長及び教務部副部長
- (3) 各学部長
- (4) 学士課程教育機構長及び副機構長
- (5) 総合学習支援センター長
- (6) 教育・学習支援センター長
- (7) 教務部事務部長
- (8) 学事部長
- (9) 学長が委嘱する教職員若干名

2 委員長は、前項第1号の委員をあてる。委員長に支障のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、職務上委員となるものを除き2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要と認めたときに招集し、委員長が議長となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議事は出席者の過半数をもって決定する。

(専門委員会)

第6条 FD・SD委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員長及び委員は、FD・SD委員会の議を経て、学長が任命する。

3 専門委員会の委員の任期は、2年とし、再任を妨げない。

(事務)

第7条 FD・SD委員会の事務は、総合学習支援オフィス学習支援課が担当する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成22年3月27日規程第53号)

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月13日規程第11号)

この規程は、平成23年9月13日から施行し、平成23年9月1日に遡及して適用する。

附 則 (平成26年12月20日規程第17号)

この規程は、平成26年12月20日から施行する。

附 則 (平成30年5月21日規程第5号)

この規程は、平成30年5月21日から施行する。

附 則 (平成31年3月22日規程第63号)

この規程は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和2年3月26日規程第84号)

この規程は、令和2年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日規程第76号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(趣旨)

第 1 条 本学大学院に、職員の教育研究活動の向上を目的として不断に検討を行い、その改善、充実を図るために、ファカルティ及びスタッフ・ディベロップメント委員会（以下、「大学院FD・SD委員会」という。）を置く。

2 本規程における職員には、教育職員、事務職員、技術職員等及び学長等の大学執行部が含まれる。

3 ファカルティ・ディベロップメント（以下「FD」という。）とは、大学院の授業の内容及び方法の改善を図るための組織的な研修及び研究のことをいう。

4 スタッフ・ディベロップメント（以下「SD」という。）とは、大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を図るため、その職員に必要な知識及び技能を習得させ、並びにその能力及び資質を向上させるための研修のことをいう。ただし、第 3 項に該当する研修は除く。

5 第 4 項のうち、事務職員に関するSDについては、別途、「学校法人創価大学職員研修規程」に定める。

(審議事項)

第 2 条 大学院FD・SD委員会は、次の各号に掲げるFD及びSDの改善、充実の方策に関する事項を審議する。

- (1) 授業の内容及び方法の改善を図る方策に関する事項
- (2) 大学院の教育研究活動等の適切かつ効果的な運営を行う上で必要となる様々な知識等の習得、向上を図る方策に関する事項
- (3) 研修会及び講習会の開催に関する事項
- (4) 大学院生による授業評価の実施、結果の分析及び利用に関する事項
- (5) その他、大学院FD・SD委員会が必要と認めた事項

(構成)

第 3 条 大学院FD・SD委員会は、次の委員をもって構成する。

- (1) 学長の指名する副学長
- (2) 各研究科長
- (3) 各研究科委員会から選任された教員各 1 名
- (4) 教務部長
- (5) 教育・学習支援センター長
- (6) 学事部長
- (7) 学長が委嘱する教職員若干名

2 委員長は、前項第 1 号の委員をあてる。委員長に支障のあるときは、委員長があらかじめ指名する委員が、その職務を代行する。

(任期)

第4条 委員の任期は、職務上委員となるものを除き2年とする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会議)

第5条 会議は、委員長が必要と認めたときに召集し、委員長が議長となる。

2 会議は、構成員の過半数の出席をもって成立し、議決は出席者の過半数をもって決定する。

3 議決の際、可否同数のときは、議長がこれを決する。

(専門委員会)

第6条 大学院FD・SD委員会は、必要に応じて専門委員会を置くことができる。

2 専門委員会の委員長及び委員は、大学院FD・SD委員会の議を経て、学長が任命する。

3 専門委員会の委員の任期は2年とし、再任を妨げない。

(小委員会)

第7条 大学院FD・SD委員会は、必要に応じて各研究科に小委員会をおくことができる。

2 小委員会の委員は、当該研究科所属の専任教員から選出する。

3 小委員会の委員長は、当該研究科の研究科長とする。ただし、学長が認めたときは、この限りではない。

(事務)

第8条 大学院FD・SD委員会の事務は、学事第2課が担当する。

附 則

この規程は、平成20年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年3月24日規程第74号)

この規程は、平成23年4月1日から施行する。

附 則 (平成23年9月13日規程第16号)

この規程は、平成23年9月13日から施行し、平成23年9月1日に遡及して適用する。

附 則 (平成25年3月29日規程第18号)

この規程は、平成25年4月1日から施行する。

附 則 (平成26年12月20日規程第20号)

この規程は、平成26年12月20日から施行する。

附 則 (平成29年5月27日規程第36号)

この規程は、平成29年6月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日規程第53号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年3月26日規程第77号)

この規程は、令和3年4月1日から施行する。